

第274回「地域の会」定例会資料〔前回定例会以降の動き〕

【不適合関係】

- ・3月12日 核物質防護に関する不適合情報 [P.3]
- ・3月5日 屋外 新企業合同棟建設工事エリアにおけるけが人の発生について [P.7]
- ・3月12日 7号機 原子炉建屋（非管理区域）におけるけが人の発生について [P.8]
- ・3月27日 3号機 屋外タービン建屋付近におけるけが人の発生について [P.9]

【発電所に係る情報】

- ・3月5日 柏崎刈羽原子力発電所 6号機の起動工程について [P.10]
- ・3月12日 柏崎刈羽原子力発電所 6号機の起動工程について [P.12]
- ・3月12日 柏崎刈羽原子力発電所 2・5号機における定期安全レビューの実施について [P.14]
- ・3月13日 柏崎刈羽原子力発電所 6号機における発電機の送電系統からの切り離しについて（公表区分Ⅰ） [P.18]
- ・3月18日 柏崎刈羽原子力発電所 6号機における発電機から微少な地絡を示す警報の発報に関する調査状況について [P.20]
- ・3月19日 柏崎刈羽原子力発電所 7号機の特定重大事故等対処施設に関する使用前確認申請の実施について [P.23]
- ・3月19日 6号機 発電機微少地絡継電器動作警報発報に関する原因と対策について [P.24]
- ・3月22日 柏崎刈羽原子力発電所 6号機の起動状況について [P.27]
- ・3月23日 柏崎刈羽原子力発電所 6号機の使用前確認変更申請の実施について [P.28]
- ・3月26日 1号機、3号機 非常用ディーゼル発電機の休止運用について [P.29]
- ・3月27日 柏崎刈羽原子力発電所 6号機の30年以降運転における長期施設管理計画認可申請の補正について [P.30]

- ・ 3月30日 柏崎刈羽原子力発電所6号機及び7号機の使用前確認変更申請の実施について [P. 31]
- ・ 3月31日 2026年度使用済燃料等の輸送計画について [P. 32]
- ・ 3月31日 柏崎刈羽原子力発電所における使用済燃料の2026年度号機間輸送計画について [P. 33]
- ・ 4月6日 本社及び柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護秘密の不適切な取扱いに関わる改善措置報告について [P. 34]

【その他】

- ・ 3月5日 役員人事 [P. 41]
- ・ 3月5日 人事通知 [P. 48]
- ・ 3月17日 見附市・佐渡市における「東京電力コミュニケーションブース」の開催について [P. 52]
- ・ 3月30日 2027年度採用計画（新卒・第二新卒）について [P. 53]
- ・ 4月1日 2026年度 新卒採用状況について [P. 54]
- ・ 4月8日 柏崎刈羽原子力発電所に関するコミュニケーション活動等の取り組み [P. 55]

【福島第一原子力発電所に関する主な情報】

- ・ 2月26日 福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況 [別紙]

<参考>

当社原子力発電所の公表基準（平成15年11月策定）における不適合事象の公表区分について

| | |
|------|---------------------------------------|
| 区分：Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 |
| 区分：Ⅱ | 運転保守管理上重要な事象 |
| 区分：Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 |
| その他 | 上記以外の不適合事象 |

以上

核物質防護に関する不適合情報

2026年2月16日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆ 「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックをご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

- 1. 公表区分Ⅰ 0件
- 2. 公表区分Ⅱ 0件
- 3. 公表区分Ⅲ 0件
- 4. 公表区分その他 1件

| NO. | 不適合内容 | 発見日 | 備考 |
|-----|---|-----------|----|
| 1 | 協力企業より、入構証を紛失したとの連絡があったことから、当該入構証の無効化措置をした。 また、当該入構証を申請した企業に指導を行うとともに、所内に保管管理徹底の注意喚起を行った。 なお、当該入構証の不正使用は確認されていない。 | 2026/1/26 | |

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

核物質防護に関する不適合情報

2026年2月24日(火)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
 ※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックをご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

1. 公表区分Ⅰ 0件

2. 公表区分Ⅱ 0件

3. 公表区分Ⅲ 1件

| NO. | 不適合内容 | 発見日 | 備考 |
|-----|---|-----------|----|
| 1 | 当社社員が情報端末持込許可証を紛失したと警備員に報告した。 調査の結果、社員が許可証を鞆から取り出そうとした際に、強風で許可証が飛ばされた。 対策として、情報端末用のケース内に許可証を収納するよう関係者に周知した。 なお、当該許可証の不正使用等は確認されていない。 | 2026/1/12 | |

4. 公表区分その他 6件

| NO. | 不適合内容 | 発見日 | 備考 |
|-----|--|------------|----|
| 1 | 核物質防護上の扉の付属機器が、正常に動作しないことを確認した。 障壁機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 | 2024/7/8 | |
| 2 | 核物質防護上の扉が、正常に動作しないことを確認した。 障壁機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 | 2024/11/30 | |
| 3 | 侵入検知器が、正常に動作しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換・調整し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の侵入検知機能は、代替措置にて維持した。 | 2026/1/12 | |
| 4 | 監視カメラの洗浄機能が、正常に動作しないことを確認した。 監視機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 | 2026/1/18 | |
| 5 | 監視用の一部照明が、正常に点灯しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は、代替措置にて維持した。 | 2026/1/18 | |
| 6 | 核物質防護上の設備の鍵の破損を確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中は、代替措置にて施錠した。 | 2026/1/23 | |

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

核物質防護に関する不適合情報

2026年3月2日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
 ※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

- 1. 公表区分Ⅰ 0件
- 2. 公表区分Ⅱ 0件
- 3. 公表区分Ⅲ 0件
- 4. 公表区分その他 8件

| NO. | 不適合内容 | 発見日 | 備考 |
|-----|---|------------|----|
| 1 | 監視カメラの映像が、正常に映らないことを確認した。 監視機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 | 2023/3/6 | |
| 2 | 核物質防護上の扉の一部機能が、正常に動作しないことを確認した。 障壁機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 | 2024/4/30 | |
| 3 | | 2026/1/26 | |
| 4 | 核物質防護上の扉の一部機能が、正常に動作しないことを確認した。 障壁機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を点検し、正常な状態に復旧した。 | 2025/12/8 | |
| 5 | | 2025/12/10 | |
| 6 | 監視カメラの一部機能が、正常に動作しないことを確認した。 監視機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 | 2025/12/31 | |
| 7 | 侵入検知器取り付け部の一部で破損を確認した。 侵入検知機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 | 2026/1/26 | |
| 8 | 侵入検知器が、正常に動作しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の侵入検知機能は、代替措置にて維持した。 | 2026/1/31 | |

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。
 このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

核物質防護に関する不適合情報

2026年3月9日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
 ※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

1. 公表区分Ⅰ 1件

| NO. | 不適合内容 | 発見日 | 備考 |
|-----|--|-----------|---|
| 1 | <p>2025年6月12日、社内からの通報を受け、「本社の情報管理責任者である社員(以下、当該社員)が、情報保護区域内で管理されるべき原子力規制委員会作成の核物質防護秘密が含まれる文書(以下、当該文書A)を情報保護区域外の自席で保管していること」をその上司が確認し、原子力規制庁に報告した。また、柏崎刈羽原子力発電所作成の核物質防護秘密が含まれる文書(以下、当該文書B)についても無断複製していた。</p> <p>調査の中で、当該社員が以下4つの行為を行っていることを確認した。</p> <p>①定められた手順を取らずに当該文書Aを情報保護区域から持ち出して複製(2回)</p> <p>②定められた手順を取らずに当該文書Aをスマートフォンで撮影し、メール本文に転記し、社内関係者に送信</p> <p>③定められた手順を取らずに当該文書Bを持ち出し、セキュリティ管理部の共用フォルダに保存</p> <p>④発電所使用パソコンと本社使用パソコンそれぞれに③で保存していたデータを格納</p> <p>当該社員は、核物質防護の運用等にかかる原子力規制庁や社内外からの問い合わせ対応が頻繁に発生し、時間をかけず、正確に回答しなければならないと考え、行ったもの。</p> <p>なお、社外への核物質防護情報の漏洩がないこと、当該社員以外で同様の複写行為等が無いことを確認している。</p> | 2025/6/12 | <p>【2026年2月24日公表済】</p> <p>URL: https://www.tepco.co.jp/press/release/2026/pdf1/26x0801.pdf</p> |

2. 公表区分Ⅱ 0件

3. 公表区分Ⅲ 2件

| NO. | 不適合内容 | 発見日 | 備考 |
|-----|--|------------|----|
| 1 | <p>マニュアルで作成が定められている、核物質防護に関する活動計画について、期日までに作成されていないことを確認した。</p> <p>調査の結果、計画作成の進捗を確認する仕組みが不十分であったことから、速やかに計画を作成し、定期的実施する会議の中で確認することとした。</p> | 2025/10/30 | |
| 2 | <p>車両点検実施時に、立入制限区域の境界門扉を開放して作業が行われており、車両点検を実施する警備員が立入制限区域に再入域する際に必要な点検を受けていなかったことから、原子力規制庁の検査官より指摘を受けた。</p> <p>対策として、車両点検時は門扉を閉鎖すること、車両点検は警備員2名体制とし、立入制限区域内外に1名ずつ配置すること、警備員は車両点検中に立入制限区域に再入域する場合でも点検を受けることとし、警備員への手順に反映した。</p> | 2026/1/15 | |

4. 公表区分その他 4件

| NO. | 不適合内容 | 発見日 | 備考 |
|-----|--|------------|----|
| 1 | <p>核物質防護上の設備に錆を確認したことから、当該設備を交換・修理し、正常な状態に復旧した。</p> <p>なお、設備の機能は維持できていたこと及び現場設備に妨害破壊行為等の痕跡はなく、不審者や不審物もなかったことを確認した。</p> | 2024/4/17 | |
| 2 | <p>核物質防護上の扉が、正常に動作しないことを確認した。</p> <p>障壁機能は維持。</p> <p>調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。</p> | 2025/12/26 | |
| 3 | <p>核物質防護上の扉が、正常に動作しないことを確認した。</p> <p>障壁機能は維持。</p> <p>調査の結果、設備面の不具合であったことから、当該不具合箇所を調整し、正常な状態に復旧した。</p> | 2026/1/15 | |
| 4 | <p>核物質防護上の障壁の一部に破損を確認した。</p> <p>侵入検知機能は維持。</p> <p>調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。</p> | 2026/2/8 | |

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。
 このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

区分：Ⅲ

| | | |
|----------------------|--|---|
| <p>号機</p> | <p>-</p> | |
| <p>件名</p> | <p>屋外 新企業合同棟建設工事エリアにおけるけが人の発生について</p> | |
| <p>不適合の概要</p> | <p>2026年3月2日午前11時40分頃、屋外の新企業合同棟建設工事エリアにおいて、協力企業作業員が、試掘作業中に足を滑らせ、試掘部の穴で左足を捻りました。 本人は痛みがなかったため作業を継続したものの、帰宅後に左足に痛みを感じ自立歩行が困難になったことから、3月3日と4日に医療機関を受診しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> | |
| <p>安全上の重要度／損傷の程度</p> | <p><安全上の重要度> 安全上重要な機器等 / <u>その他</u></p> | <p><損傷の程度> <input type="checkbox"/> 法令報告要 <input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要 <input type="checkbox"/> 調査・検討中</p> |
| <p>対応状況</p> | <p>医療機関での診察の結果、「左足関節捻挫」と診断されました。 今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。</p> | |

区分：Ⅲ

| | | |
|---------------|--|---|
| 号機 | 7号機 | |
| 件名 | 原子炉建屋（非管理区域）におけるけが人の発生について | |
| 不適合の概要 | <p>2026年3月11日午後3時20分頃、7号機原子炉建屋地下1階北側通路エリア（非管理区域）において、協力企業作業員がケーブル切断作業中に、右手中指をケーブルトレイと工具に挟まれ負傷しました。</p> <p>そのため、午後3時55分に業務車にて医療機関へ搬送しました。</p> | |
| 安全上の重要度／損傷の程度 | <p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / その他</p> | <p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p> |
| 対応状況 | <p>医療機関での診察の結果、「右中指末節骨開放骨折」と診断されました。</p> <p>今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。</p> | |

区分：Ⅲ

| | | |
|----------------------|---|---|
| <p>号機</p> | <p>3号機</p> | |
| <p>件名</p> | <p>屋外タービン建屋付近におけるけが人の発生について</p> | |
| <p>不適合の概要</p> | <p>2026年3月26日午後0時25分頃、3号機屋外タービン建屋付近において、配管洗浄作業の現場管理をしていた協力企業作業員が、段差を降りる際、左足を捻り負傷しました。そのため、午後1時53分に業務車にて医療機関へ搬送しました。なお、本人に出血はなく、自立歩行は可能です。</p>  | |
| <p>安全上の重要度／損傷の程度</p> | <p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / <u>その他</u></p> | <p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p> |
| <p>対応状況</p> | <p>医療機関での診察の結果、「左足第5中足骨基部骨折」と診断されました。今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。</p> | |

柏崎刈羽原子力発電所 6号機の起動工程について

資料1

<中間停止までのプラント起動曲線>

(注) 本起動曲線は概要であり、実際の起動曲線とあわない場合もある

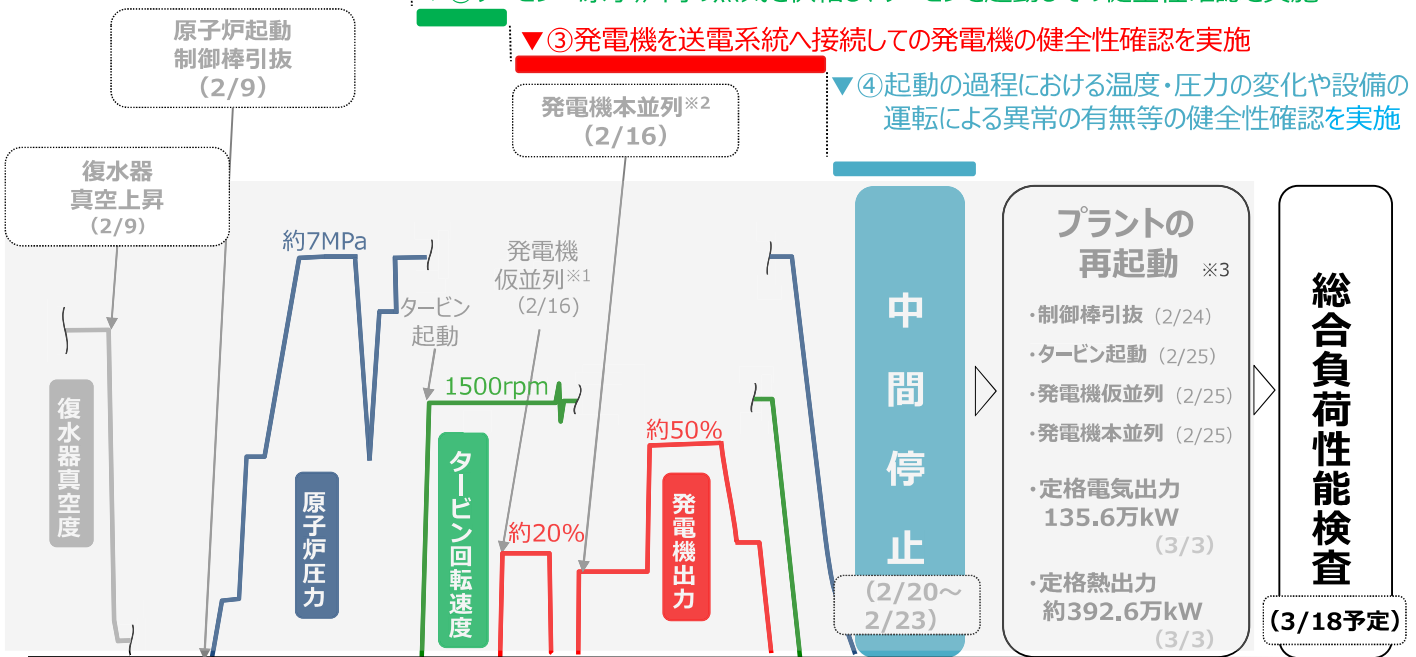
| 凡例 | |
|----|-----------|
| — | ：復水器真空度 |
| — | ：原子炉圧力 |
| — | ：タービン回転速度 |
| — | ：発電機出力 |

▼①原子炉を起動し高温・高圧の状況下での原子炉設備の健全性確認や原子炉内の蒸気を使用しての注水・冷却系設備の使用前事業者検査を実施

▼②タービンへ原子炉内の蒸気を供給し、タービンを起動しての健全性確認を実施

▼③発電機を送電系統へ接続しての発電機の健全性確認を実施

▼④起動の過程における温度・圧力の変化や設備の運転による異常の有無等の健全性確認を実施



※1: 発電機を試験的に送電系統へ接続
※2: 発電機を送電系統へ接続

※3: 再度原子炉、タービンを起動、発電機を送電系統へ接続し、発電機出力を定格電気出力の約100%まで上昇させる

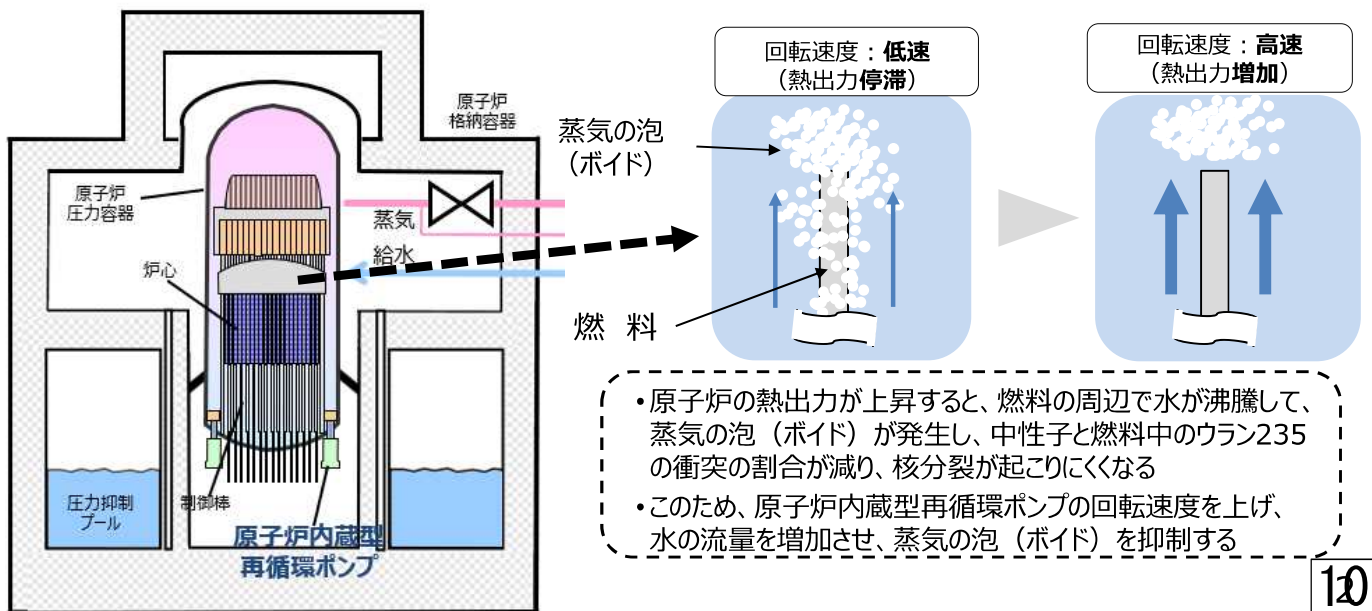
1

【参考】定格熱出力到達



- ▶ 定格まで熱出力を上昇させるため、原子炉内蔵型再循環ポンプの回転速度を上げ、**炉心を通過する水の流量を増加させ、蒸気の泡（ボイド）を抑制することにより、核分裂を起こしやすくする**
- ▶ これにより、炉心の蒸気の泡（ボイド）の量が減り、核分裂が多く起こることで、熱出力が上昇し定格熱出力392.6万kWに到達（定格熱出力一定運転※）

※発電効率向上のために、原子炉で発生する熱を調整し運転中の熱出力を一定にする運転



10

【参考】総合負荷性能検査

①復水器
真空上昇

②原子炉起動

③タービン起動
発電機仮並列・本並列

④中間停止

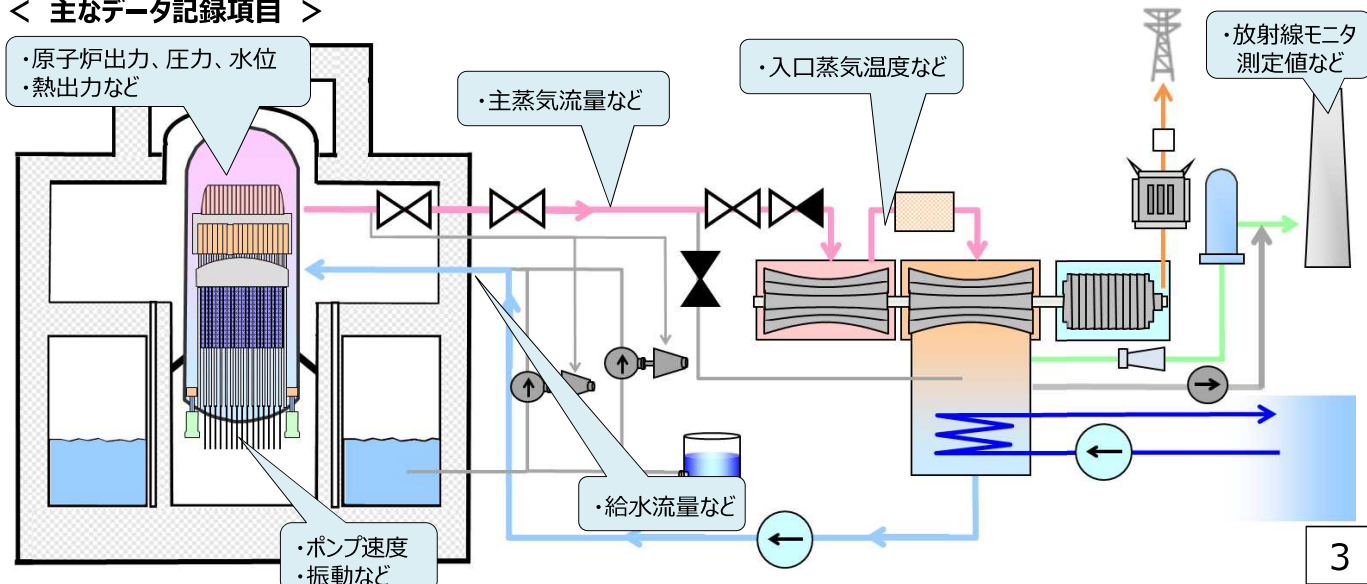
⑤原子炉起動

⑥タービン起動
発電機仮並列・本並列

⑦定格熱出力到達

- 原子炉が定格熱出力に到達し、運転状態が安定した段階で、使用前事業者検査の最終検査として、**各設備の圧力、流量などのデータを記録し、プラント全体が正常に機能している**ことを総合的に確認（**総合負荷性能検査**）
- 本検査にあわせて、原子力規制委員会が**使用前確認**※を実施
※ 使用前事業者検査が適切に行われ、終了していることを原子力規制委員会が確認
- 確認の結果問題がなければ、原子力規制委員会より**使用前確認証が交付**され、その時点から営業運転開始となる

< 主なデータ記録項目 >



<中間停止までのプラント起動曲線>

(注) 本起動曲線は概要であり、実際の起動曲線とあわない場合もある

凡例

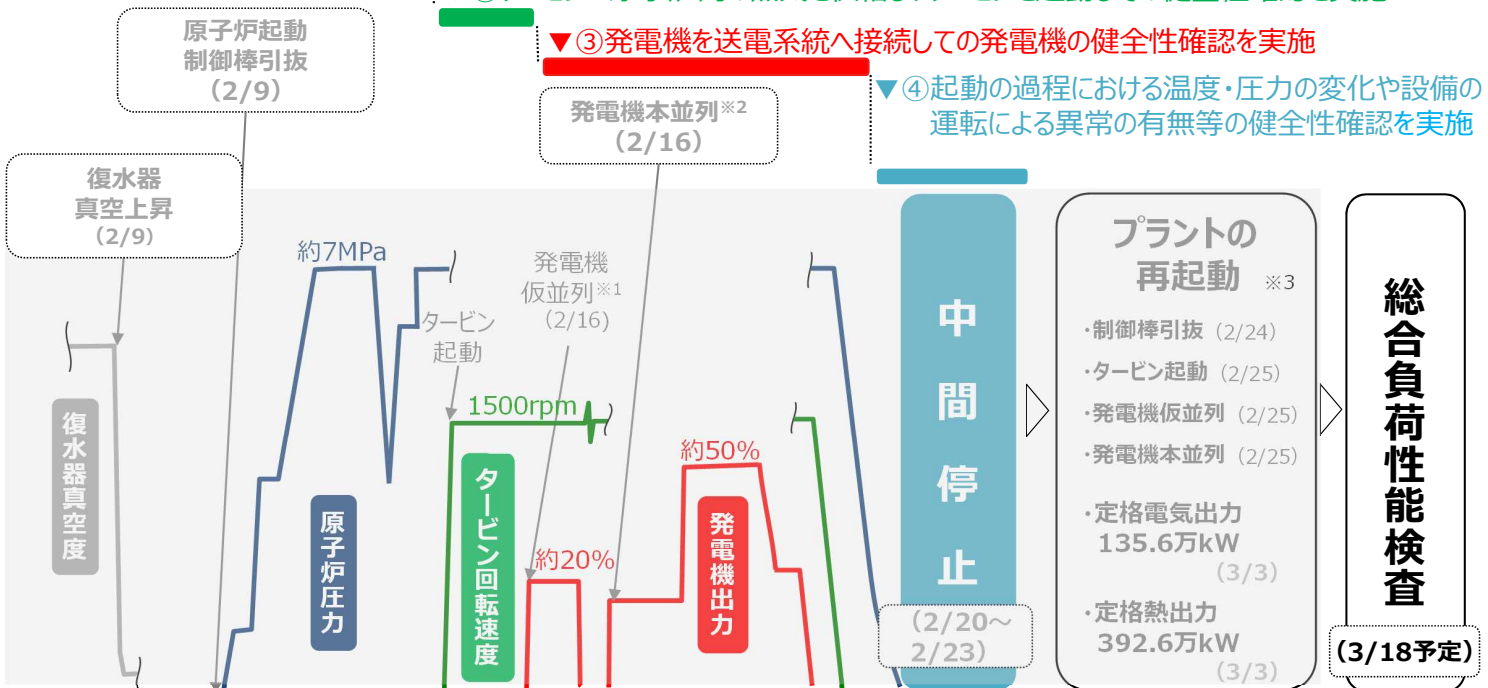
- : 復水器真空度
- : 原子炉圧力
- : タービン回転速度
- : 発電機出力

▼①原子炉を起動し高温・高圧の状況下での原子炉設備の健全性確認や原子炉内の蒸気を使用しての注水・冷却系設備の使用前事業者検査を実施

▼②タービンへ原子炉内の蒸気を供給し、タービンを起動しての健全性確認を実施

▼③発電機を送電系統へ接続しての発電機の健全性確認を実施

▼④起動の過程における温度・圧力の変化や設備の運転による異常の有無等の健全性確認を実施

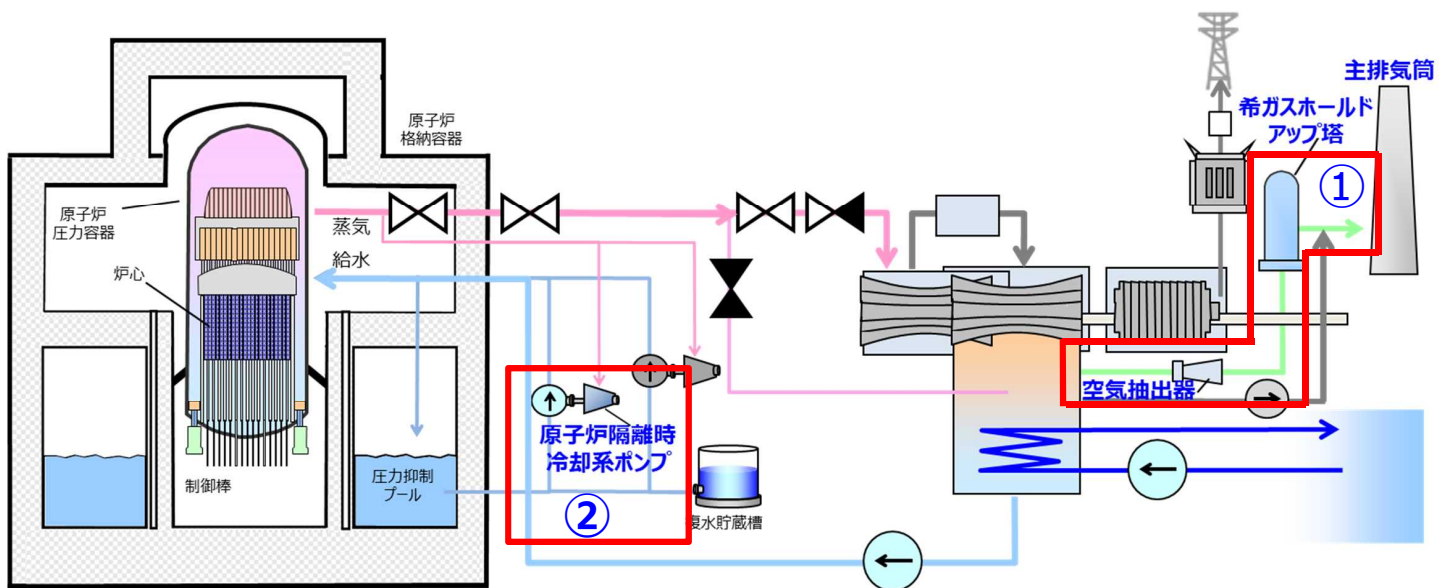


※1: 発電機を試験的に送電系統へ接続
※2: 発電機を送電系統へ接続

※3: 再度原子炉、タービンを起動、発電機を送電系統へ接続し、発電機出力を定格電気出力の約100%まで上昇させる

1

6号機の概略図



① : 気体廃棄物処理系

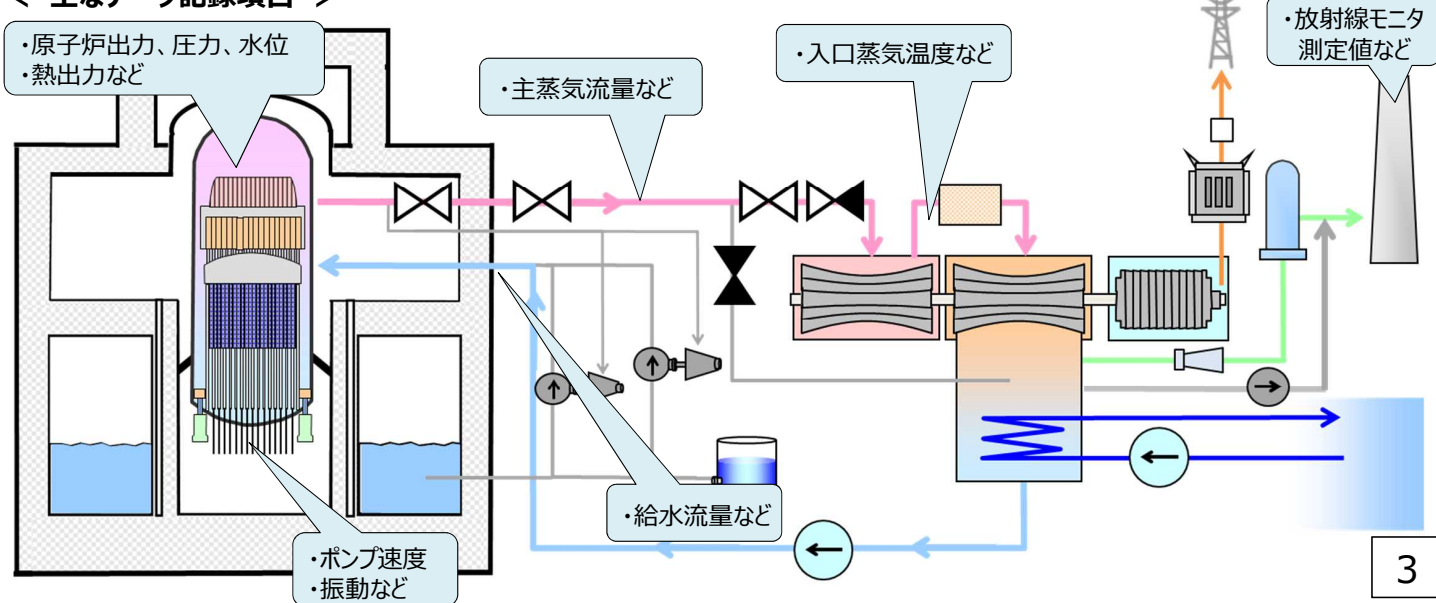
② : 原子炉隔離時冷却系

【参考】総合負荷性能検査

- ①復水器真空上昇 → ②原子炉起動 → ③タービン起動 発電機仮並列・本並列 → ④中間停止 → ⑤原子炉起動 → ⑥タービン起動 発電機仮並列・本並列 → ⑦定格熱出力到達

- 原子炉が定格熱出力に到達し、運転状態が安定した段階で、使用前事業者検査の最終検査として、**各設備の圧力、流量などのデータを記録し、プラント全体が正常に機能している**ことを総合的に確認（**総合負荷性能検査**）
- 本検査にあわせて、原子力規制委員会が**使用前確認※**を実施
※ 使用前事業者検査が適切に行われ、終了していることを原子力規制委員会が確認
- 確認の結果問題がなければ、原子力規制委員会より**使用前確認証が交付**され、その時点から営業運転開始となる

＜主なデータ記録項目＞



【参考】区分ごとの公表時期

- 起動工程において確認した不具合等については、下表に基づいた情報発信を実施

＜停止中または運転中の情報公開＞

| 区分 | 公表時期 | 重要度 |
|-------------|---|----------------------------------|
| I | 法令及び安全協定に基づき報告を要する重要な事案 | 高 低 |
| II | 「速やかに」 (夜間・休祭日問わず) | |
| III | 「速やかに」 (発生が夜間の場合は翌日) | |
| その他 | 前日に発生した不適合を、翌日（平日）の夕刻に取りまとめ（安全協定による通報事案は、区分IIと同様） | |
| その他 | 区分I～IIIに至らない不適合事案 | 1回/日※ ³ (当社営業日に限る) |
| 公表未済 | 対象外 | 影響なし |

＜起動工程中の情報公開＞

| 区分 | 公表時期 |
|-------------|---------------------------------------|
| I | 原子炉やタービン・発電機の停止または出力降下が必要となる不具合等 |
| II | 「速やかに」 (夜間・休祭日問わず) |
| III | 「速やかに」※ ¹ (発生が夜間の場合は翌日) |
| その他 | 機器の故障による不具合等（「区分I、II」以外） |
| その他 | 「定例プレス」 (日報) |
| その他 | 区分I～IIIに至らない不適合事案 |
| 公表未済 | 週次の記者説明会等 |
| 公表未済 | パラメータの一時的な変動や運転操作等により発生する機器の調整等 |
| 公表未済 | 対象外 |

※ 1 機器の故障等が原因で、起動工程に影響が生じると判断した場合は、それを判断した時点で速やかに公表

(お知らせ)

柏崎刈羽原子力発電所 2・5号機における定期安全レビューの実施について

2026年3月12日

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

当発電所では「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に基づき、定期安全レビューを実施しております。

定期安全レビューとは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に基づき、10年を超えない期間において、原子炉設置者が原子炉ごとに「原子炉施設における保安活動の実施状況」および「原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況」を定期的に評価する活動です。

このたび、2号機（沸騰水型軽水炉、定格電気出力110万キロワット、1990年運転開始）および5号機（沸騰水型軽水炉、定格電気出力110万キロワット、1990年運転開始）について、第3回目の評価結果を取りまとめましたので、お知らせいたします。

今回実施した定期安全レビューは、2016年3月にお知らせした以来の3回目の評価であり、2014年4月1日から2024年3月31日までを対象期間として評価を行い、保安活動が継続的に改善され、安全性の維持・向上が適切に図られていることを確認しました。

今後も現状の保安活動を実施・改善していくことにより、発電所の安全性・信頼性の向上に努めてまいります。

以上

別紙：「柏崎刈羽原子力発電所 2・5号機定期安全レビュー（第3回）報告書の要旨」

柏崎刈羽原子力発電所2・5号機定期安全レビュー（第3回）
報告書の要旨

1. 当所2・5号機について

当所2・5号機は、定格電気出力110万キロワットの沸騰水型軽水炉です。2号機は1990年9月に営業運転を開始し、5号機は1990年4月に営業運転を開始しております。

これまでの運転実績は、以下のとおりです。

| | 2号機 | | 5号機 | |
|-------------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| | 運転開始後 累計 | 今回評価 期間累計 | 運転開始後 累計 | 今回評価 期間累計 |
| 累積発電電力量 (億kWh) | 1219 | 0 | 1407 | 0 |
| 計画外停止回数 (回/年) | 0.12 | 0 | 0.06 | 0 |
| 累計設備利用率 (%) | 37.7 | 0 | 43.0 | 0 |

※ 評価対象期間末日（2024年3月31日）までの運転実績

2. 評価対象期間

2014年4月1日から2024年3月31日

3. 保安活動の実施状況の評価

「品質保証活動」「運転管理」「施設管理」「燃料管理」「放射線管理及び環境モニタリング」「放射性廃棄物管理」「事故・故障等発生時の対応及び緊急時の措置」「健全な安全文化を育成及び維持するための活動」について、各保安活動の改善状況を評価しました。

その結果、改善する仕組みが妥当であると判断しました。主な判断理由は以下の通りです。

- ・ 自主的に実施した改善が継続していること。
- ・ 不適合事象や指摘事項等に対する改善活動が実施済みであるか、実施中、もしくは計画済みであること。
- ・ 不適合事象や指摘事項等に対する改善活動が継続していること。

- ・同様な不適合事象や指摘事項等が再発していないこと、もしくは、再発しているが更なる改善が図られていること。

なお、評価期間中に改善を実施した主な内容は以下のとおりです。

[品質保証活動]

- ・原子力人財育成センターの設置
- ・セキュリティ管理部の設置 等

[運転管理]

- ・運転上の意思決定（ODM）※運用ガイドの導入
- ・コア技術抽出による若年層運転員の人財育成・力量向上 等

※プラントに異常徴候が認められるが、承認された手順書（例：警報発生時操作手順等）では、明確に定義されないプラントの安全性や運転の信頼性が低下する状態に適切に対応するための意思決定であり、プラントを安全な状態で管理し、効果的な方法で解決するために実施する。

[施設管理]

- ・協力企業と一体となった施設管理への取り組み
- ・モバイル設備管理グループの設置
- ・コンフィグレーションマネジメントグループの設置 等

[燃料管理]

- ・燃料交換機直営運転員の教育・訓練 等

[放射線管理及び環境モニタリング]

- ・ALARA※レビュー会議の開催 等

※1977年に国際放射防護委員会が勧告したで示した放射線防護の基本的考えであり、「as low as reasonably achievable」の略称（線量を合理的に達成可能な限り低くすること）

[放射性廃棄物管理]

- ・廃棄物低減プログラムの実行 等

[事故・故障等発生時の対応及び緊急時の措置]

- ・ 国、地方公共団体及び関係機関への通報連絡体制の強化 等

[健全な安全文化を育成及び維持するための活動]

- ・ 安全と品質達成のための行動基準の定着活動の実施
- ・ 安全文化モニタリングパネルの開始 等

4. 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価

保安活動への最新の技術的知見（安全研究成果、国内外の原子力発電所の運転経験から得られた教訓、技術開発成果、耐震新知見情報）の反映状況の評価した結果、原子炉施設の安全性を確保する上で重要な設備等について、最新の技術的知見を適切に反映している、反映が実施中である、もしくは反映を計画していることから安全性・信頼性の維持・向上を図っていると判断しました。

また、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、浸水防止対策の強化、電源機能の強化、注水・冷却機能の強化、水素爆発の防止、計測・監視機能の強化、緊急時体制の強化等を実施してきており、引き続き更なる安全性の向上に努めてまいります。

技術的知見の主な反映事項は以下のとおりです。

- ・ 福島第一原子力発電所事故を踏まえた対応
- ・ 当所6号機における不適切なケーブル敷設に係る対応
- ・ 北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号機の原子炉建屋内に雨水が流入した事象に係る対応 等

今後とも原子炉施設の安全性・信頼性に関する重要な技術的知見が得られた際は、これら技術的知見を反映すべく継続して自主保安活動を実施してまいります。

以 上

柏崎刈羽原子力発電所 6 号機における
発電機の送電系統からの切り離しについて（公表区分 I）

2026 年 3 月 13 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社柏崎刈羽原子力発電所 6 号機は、定格熱出力一定運転を実施していましたが、3 月 12 日午後 4 時頃、発電機から微少な地絡[※]を示す警報が発生し、現在、原因を調査しております。
[\(3 月 13 日の日報にてお知らせ済み\)](#)

安全を確保したうえで、詳細に調査を行う必要があることから、本日午後 6 時 25 分に、発電機を送電系統から切り離す（発電機解列）判断をいたしました。

なお、送電系統からの切り離しに伴い、原子炉出力を約 20%まで下降させますが、原子炉を停止するものではありません。

調査結果については、判明次第あらためてお知らせいたします。

引き続き、不具合等が発生した場合、関係者が集まって議論を行い、安全最優先で一つひとつ慎重に対応してまいります。

※地絡：電気が本来の回路から地面へ漏れ出る現象

以 上

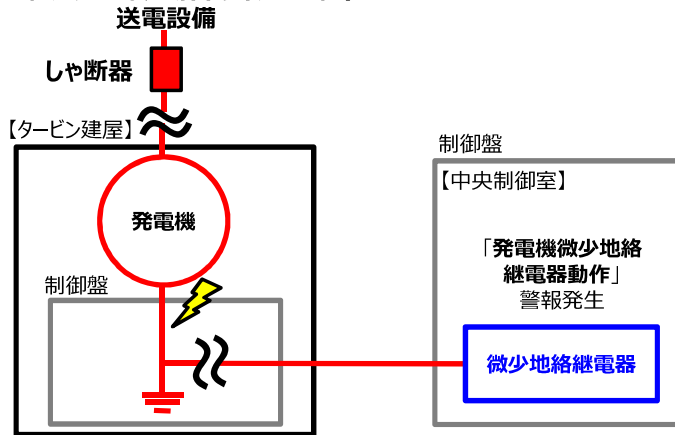
6号機 発電機微小地絡継電器動作 警報発生について

【事象の概要】

- 3月12日 午後4時頃、発電機から微小な地絡（電気が本来の回路から地面へ漏れる現象）を示す警報が発生（中央制御室にて発報）。プラントパラメータや発電機出力に有意な変動はないため、運転したまま調査を開始
- その後、警報発生時の手順どおり、発電機関連のパラメータ、微小地絡継電器※の状態、制御盤周りを確認するも、原因特定に至らず
- 安全を確保したうえで、詳細に調査を行う必要があることから、本日午後6時25分に、発電機を送電系統から切り離す発電機解列を判断
- 送電系統からの切り離しに伴い、原子炉出力を約20%まで下降させるが、原子炉を停止するものではない

※ 地絡の兆候を早期に検知するための装置（警報のみ）

（警報が発生した場合のイメージ図）



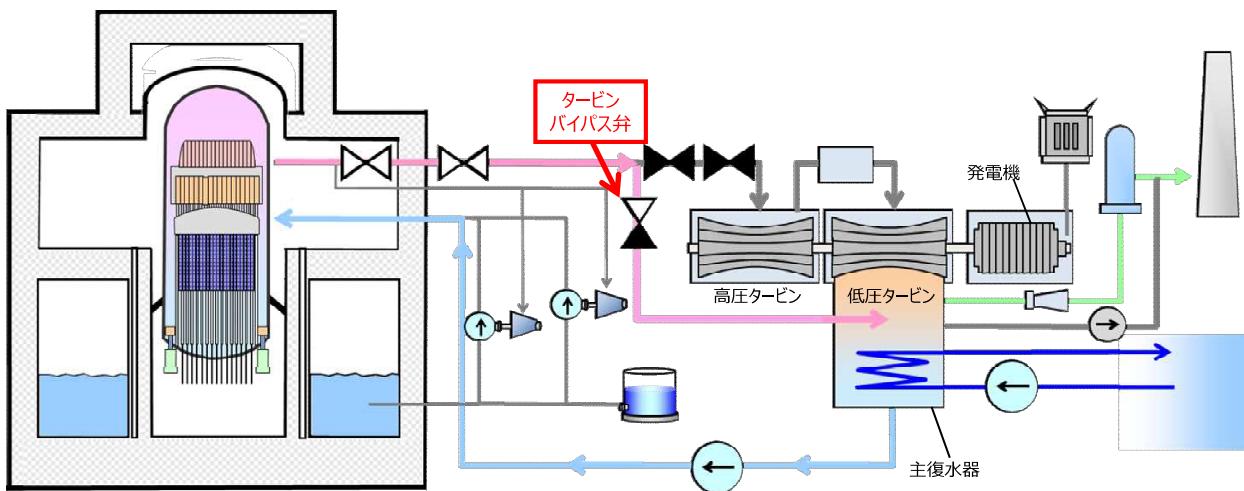
（発電機写真）



1

（参考）原子炉の状態

- 発電機の調査を実施するため、制御棒を一部挿入し、原子炉の熱出力を100%から20%へ下げる（原子炉圧力を約7MPaから約6.6MPaへ下げる）
- その後、発電機を送電系統から切り離し（発電機解列）、タービンを停止
- 原子炉内の蒸気は、タービンバイパス弁を介して、直接、主復水器へ送る



「開」…弁を開き、蒸気や水が流れる状態
「閉」…弁を閉め、流れを止める状態
「調整開」…流れる量を調整しながら開けている状態

2

(お知らせ)

柏崎刈羽原子力発電所 6 号機における
発電機から微少な地絡を示す警報の発報に関する調査状況について

2026 年 3 月 18 日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

当所 6 号機は、発電機から微少な地絡^{*}を示す警報が発報したため、3 月 14 日午後 0 時 30 分に、発電機を送電系統から切り離し（発電機解列）、詳細な原因調査を行っております。（3 月 15 日までにお知らせ済み）

現在までの調査により、地絡は発生しておらず、発電機と接地装置をつなぐ導体が破損したことで警報が発報したものと判断しております。引き続き、導体が破損した原因について、詳細調査を進め、調査結果がまとまり次第、今後の対応とともにあらためてお知らせいたします。

なお、破損した導体は発電機に関する設備であることから、原子炉安全に直接的に影響を与えるものではありません。また、現在、原子炉は起動中ですが、プラントパラメータに変動はなく、原子炉は安定した状態にあります。

※地絡：電気が本来の回路から地面へ漏れる現象

別紙：6 号機 発電機微少地絡継電器動作 警報発報に関する調査状況について

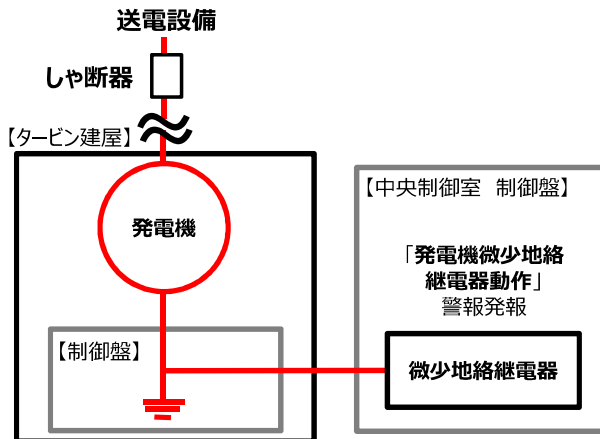
以 上

6号機 発電機微小地絡継電器動作 警報発報に関する調査状況について

【調査内容】

- 3月12日に発電機から微小な地絡（電気が本来の回路から地面へ漏れる現象）を示す警報が発報。プラントパラメータや発電機出力に有意な変動はないため、運転したまま調査をしたが原因特定に至らず
- 安全を確保したうえで、詳細調査を行うために、3月14日午後0時30分に発電機を解列
(3月15日までにお知らせ済み)
- 発電機停止後に、発電機、制御盤の絶縁抵抗の測定※を実施
※電気回路からの電気の漏れやすさを測定すること

(イメージ図)



【前回お知らせの実施済内容】発電機運転中の調査
タービン建屋と中央制御室制御盤で電圧・電流測定
・ 発電機が運転中の調査では、原因特定には至らず

【今回の実施内容】発電機停止後の調査
各制御盤で絶縁抵抗測定
・ 絶縁抵抗測定の結果、絶縁抵抗が低い箇所を確認

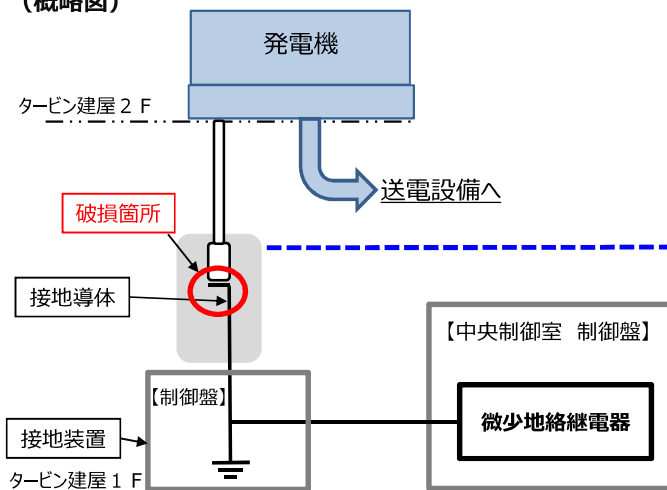
1

6号機 発電機微小地絡継電器動作 警報発報に関する調査状況について

【調査結果】

- 現場調査により、発電機と接地装置を繋ぐ導体（接地導体）に破損を確認
- これにより、接地導体への電流が流れなくなり、微小地絡継電器が動作し、警報が発報したもの（地絡は発生していない）
- 一方で、発電機や微小地絡継電器など、当該の接地導体以外の設備に異常が無いことも確認済み
- なお、破損した導体は、発電機に関する設備であることから、原子炉安全に直接的に影響を与えるものではない。また、プラントパラメータには変動がなく、原子炉は安定した状態
- 破損の詳細な原因については、現在調査中

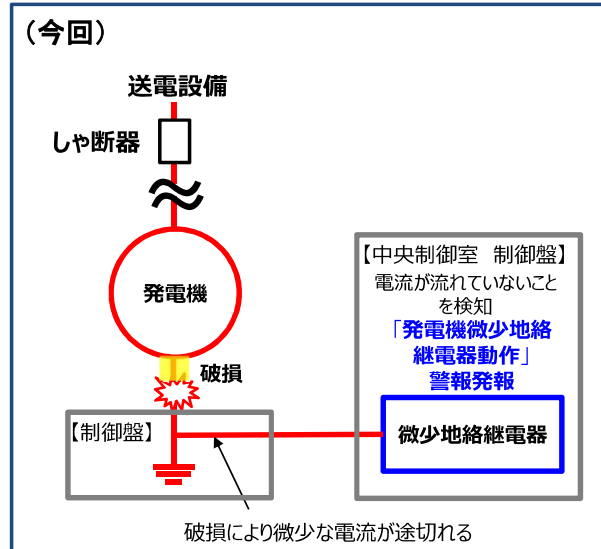
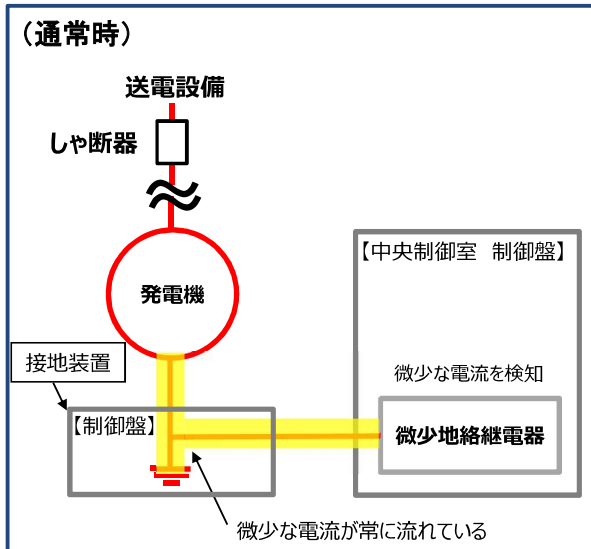
(概略図)



2

(参考) 6号機 発電機微小地絡継電器動作 警報発報の仕組み

- 微小地絡継電器は、大きな地絡が発生する前に漏電している箇所がないかを知らせるため、地絡の兆候を早期に検知する目的で設置（警報のみ）
- 通常、微小な電流が流れており、接地線に流れる電流が減ったときに、当該の警報が発報
- 今回は、接地線につながる回路が破損したことで、接地線に電流が流れなくなり当該継電器が検知し、「発電機微小地絡継電器動作」警報が発報



柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の特定重大事故等対処施設に関する
使用前確認申請の実施について

2026 年 3 月 19 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、柏崎刈羽原子力発電所 6、7 号機の特定重大事故等対処施設について、これまで原子力規制委員会に設計及び工事計画認可申請を分割して実施しております。

そのうち 7 号機の設計及び工事計画認可申請（4 分割にて申請）の第 1、2、3 回目については、2025 年 9 月 29 日に同委員会より認可いただきました。

[\(2025 年 9 月 30 日にお知らせ済み\)](#)

これを受け、当社は、7 号機の特定重大事故等対処施設の工事のうち第 1 回から第 3 回までの申請範囲について使用前確認を受けるため、本日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 11 第 3 項に基づき、特定重大事故等対処施設の使用開始予定を 2029 年 8 月とした使用前確認申請書を同委員会へ提出いたしました。

また、7 号機において、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の使用前確認を受けるために提出していた使用前確認変更申請書についても、7 号機の特定重大事故等対処施設に係る使用前確認申請を踏まえた変更を行っております。

当社は、同委員会による使用前確認に真摯かつ丁寧に対応するとともに、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

○ 特定重大事故等対処施設

原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して原子炉格納容器の破損を防止するために必要な原子炉圧力容器の減圧、注水機能や原子炉格納容器の減圧・冷却機能等を備えた施設

以 上

6号機 発電機微小地絡継電器動作 警報発報に関する原因と対策について

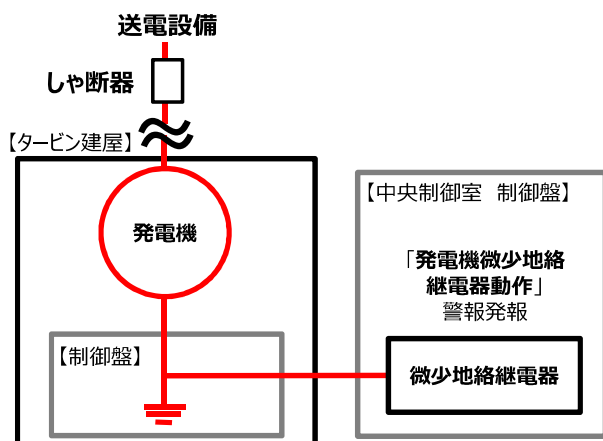
3月18日までに
お知らせ済み

2026年3月19日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

【調査内容】

- 3月12日に発電機から微小な地絡（電気が本来の回路から地面へ漏れる現象）を示す警報が発報。プラントパラメータや発電機出力に有意な変動はないため、運転したまま調査をしたが原因特定に至らず
 - 安全を確保したうえで、詳細調査を行うために、3月14日午後0時30分に発電機を解列
 - 発電機停止後に、発電機、制御盤の絶縁抵抗の測定※を実施
- ※電気回路からの電気の漏れやすさを測定すること

（イメージ図）



【前回お知らせの実施済内容】発電機運転中の調査
タービン建屋と中央制御室制御盤で電圧・電流測定
・ 発電機が運転中の調査では、原因特定には至らず

【今回の実施内容】発電機停止後の調査
各制御盤で絶縁抵抗測定
・ 絶縁抵抗測定の結果、絶縁抵抗が低い箇所を確認

1

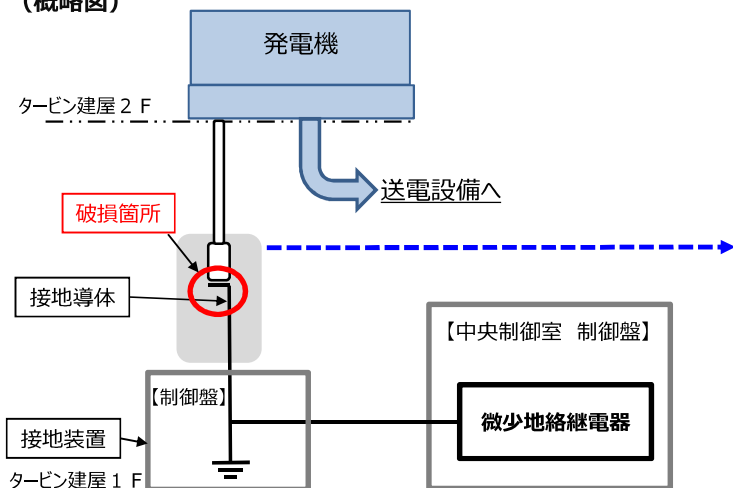
6号機 発電機微小地絡継電器動作 警報発報に関する原因と対策について

3月18日までに
お知らせ済み

【調査結果】

- 現場調査により、発電機と接地装置を繋ぐ導体（接地導体）に破損を確認
- これにより、接地導体への電流が流れなくなり、微小地絡継電器が動作し、警報が発報したもの（地絡は発生していない）
- 一方で、発電機や微小地絡継電器など、当該の接地導体以外の設備に異常が無いことも確認済み
- なお、破損した導体は、発電機に関する設備であることから、原子炉安全に直接的に影響を与えるものではない。また、プラントパラメータには変動がなく、原子炉は安定した状態

（概略図）

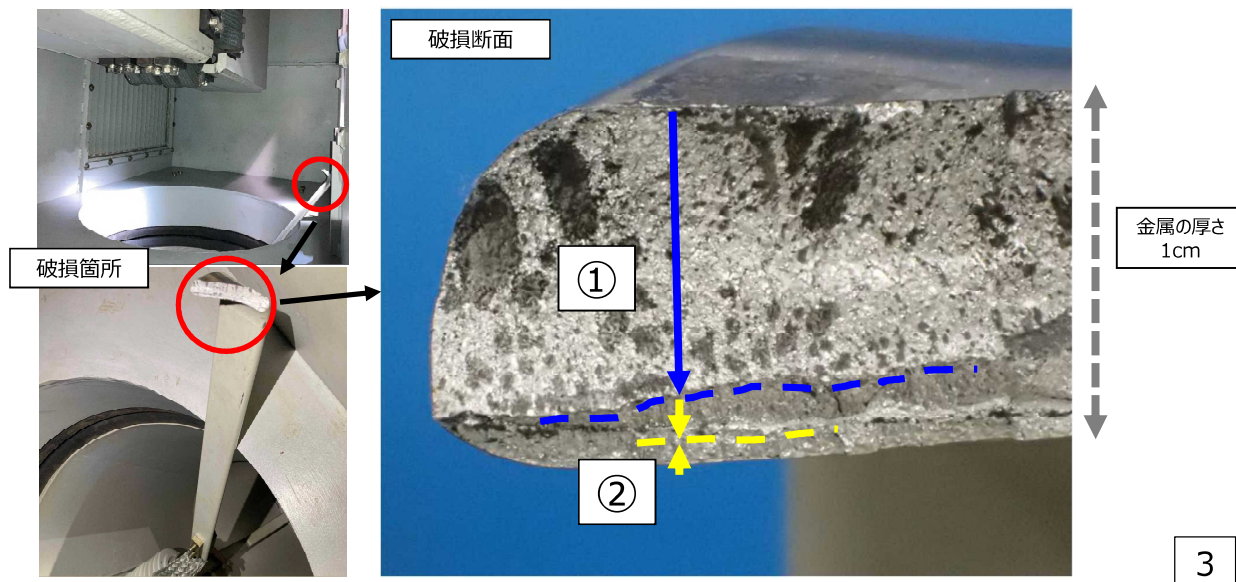


2

6号機 発電機微小地絡継電器動作 警報発報に関する原因と対策について

【破損発生の推定メカニズム】

- 断面を詳細に観察したところ、繰り返り力が加わることで発生する金属疲労による様相を確認
- また、その様相には、発生してから時間が経過したものと、新しく発生したものがあり
以下の経緯で破損が発生したものと推定
 - ① 前回運転時（2012年3月まで運転）に、金属疲労が亀裂に進展
 - ② 今回の起動の中で、更に亀裂が進展したことにより、接地導体が破損



3

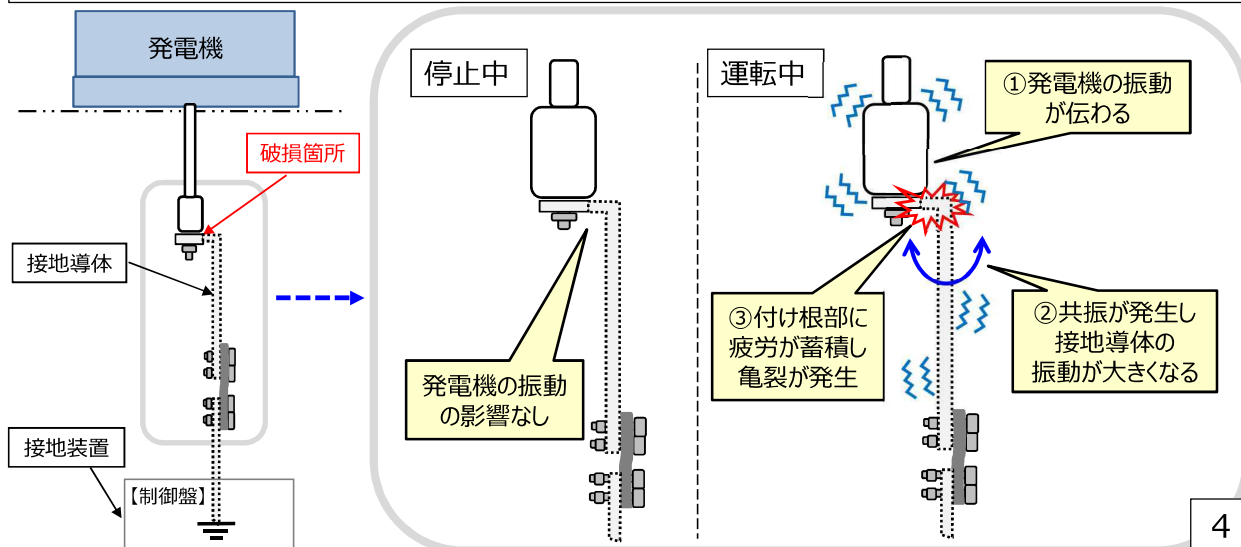
6号機 発電機微小地絡継電器動作 警報発報に関する原因と対策について

【原因】

- 調査の結果、以下のプロセスにより亀裂が発生し、破損に至ったと推定
 - ① 運転中に発電機の振動が接地導体に伝わる
 - ② 接地導体の固有振動※1と、発電機の振動のタイミングが一致し、振動が大きくなる現象（共振※2）が発生。それにより、接地導体の振動が大きくなる
 - ③ 接地導体の付け根部に疲労が蓄積し亀裂が発生

※1：物体や構造物が自然に持つ「決まった振動」

※2：外から加わる振動のタイミングが、物体の固有振動と一致したときに、その振動が効果的に作用し、振動が大きくなる現象



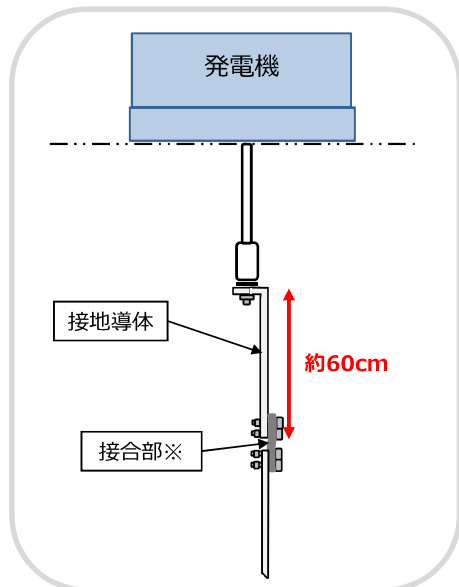
4

6号機 発電機微小地絡継電器動作 警報発報に関する原因と対策について

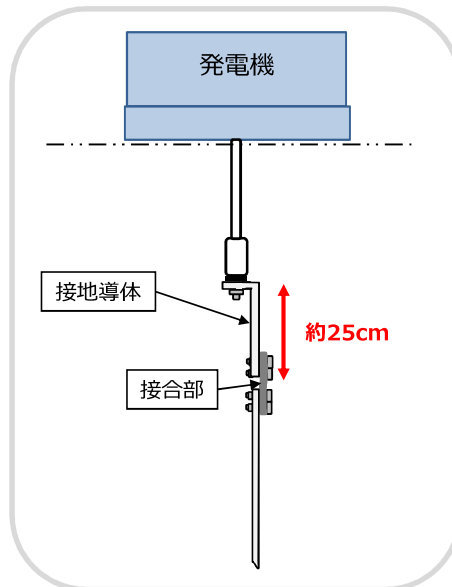
【対策】

- 接地導体の固有振動は、長さ、重さなどによって変化することから、原因を踏まえて、接地導体の長さを短くすることで、固有振動を変え、発電機の振動と共振しないよう対策
- 対策品については、21日までに据え付け予定

(対策前)



(対策後)



※接合部は柔軟性がある素材を用いており、接合部から下流側には振動が伝播しない構造となっている

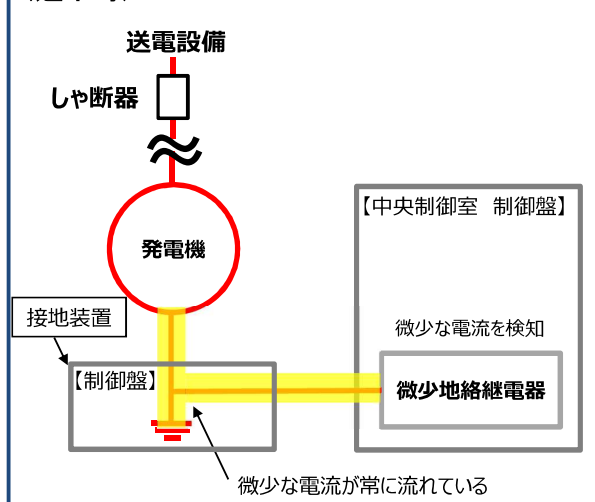
5

(参考) 6号機 発電機微小地絡継電器動作 警報発報の仕組み

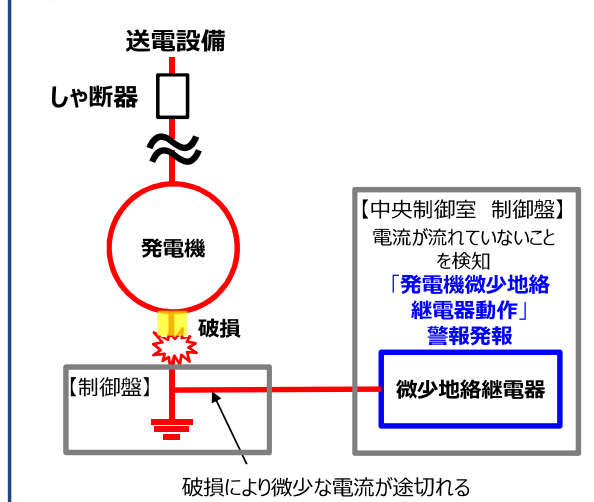
3月18日までに
お知らせ済み

- 微小地絡継電器は、大きな地絡が発生する前に漏電している箇所がないかを知らせるため、地絡の兆候を早期に検知する目的で設置（警報のみ）
- 通常、微小な電流が流れており、接地線に流れる電流が減ったときに、当該の警報が発報
- 今回は、接地線につながる電路が破損したことで、接地線に電流が流れなくなり当該継電器が検知し、「発電機微小地絡継電器動作」警報が発報

(通常時)



(今回)



6

(お知らせ)

柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の起動状況について

2026 年 3 月 22 日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

3 月 12 日に発生した、発電機から微少な地絡を示す警報が発報した事案に関して、3 月 21 日に対策品への取り替えを完了しました。

このため、本日午前 10 時頃を目途にタービンを起動する予定です。

その後、タービンの起動状況に問題がなければ、本日午後 2 時頃に発電機を送電系統に接続いたします。

引き続き、不具合等が発生した場合、関係者が集まって議論を行い、安全最優先で一つひとつ慎重に対応してまいります。

以 上

柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の使用前確認変更申請の実施について

2026 年 3 月 23 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、中間停止後の起動状況を踏まえ、起動工程を精査し、原子炉施設の使用開始（営業運転開始）予定日を 2026 年 3 月 18 日と変更した使用前確認申請書を原子力規制委員会へ提出いたしました。

[\(2026 年 3 月 2 日お知らせ済み\)](#)

定格熱出力に到達した状態での運転を継続し、プラント状況の確認をしておりましたが、3 月 12 日に発電機の微少な地絡を示す警報が発生したことを確認いたしました。その後、3 月 14 日に発電機と切り離して調査し、対策を実施したうえで 3 月 22 日に発電機を再度起動し、並列操作を実施しております。

そのため、本日、原子炉施設の使用開始（営業運転開始）予定を 2026 年 4 月と変更した使用前確認変更申請書を原子力規制委員会へ提出いたしました。

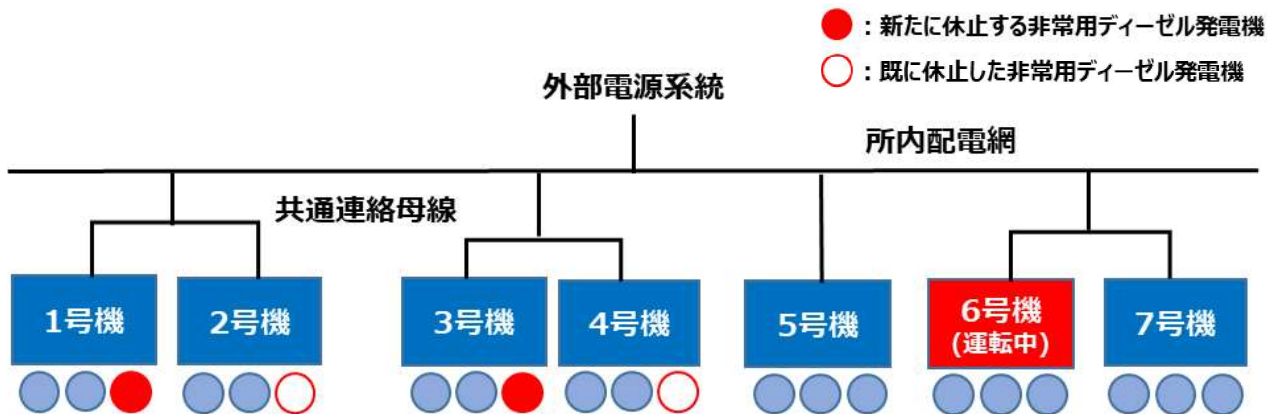
当社は、原子力規制委員会による検査に真摯に対応するとともに、引き続き安全を最優先に、一つひとつの工程を着実に進めてまいります。

以 上

1号機、3号機 非常用ディーゼル発電機の休止運用について

- 発電所では継続的に、火災等の可燃物へのリスク低減を実施
- その一環として、燃料油等の漏えいリスク低減、適正なメンテナンス計画の実現のために、2024年7月12日に2号機と4号機の各1台を休止（2024年7月11日お知らせ済み）
- 今回、さらに休止運用の範囲を見直し、2026年4月1日から1号機と3号機も同様に各1台ずつ休止
- 当該D/Gの休止後、運用中のD/Gは合計17台となるが、保安規定で定められている10台※より多く運用されており、裕度は確保されている
- なお、他号機のD/Gからの電力融通は可能であり、万が一、D/Gが使用できず電力の供給が止まった場合に備え、ガスタービン発電機や電源車も配備

※保安規定要求：「停止中」である1～5、7号機のD/Gは各号機1台ずつ+予備1台の計7台、「運転中」である6号機のD/Gは3台（合計10台）



柏崎刈羽原子力発電所 6号機の30年以降運転における
長期施設管理計画認可申請の補正について

2026年3月27日

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

当所6号機（沸騰水型軽水炉、定格電気出力135.6万キロワット）について、当社は、「原子炉等規制法*」に基づき、安全機能を有する機器・構造物に対して、長期施設管理計画を策定し、2025年12月24日に、原子力規制委員会に認可申請を行いました。

（2025年12月24日にお知らせ済み）

その後、原子力規制庁との面談を行う中で、いただいた記載不備等について、申請書の見直しを行い、本日3月27日に、原子力規制委員会に補正書を提出しました。

当社としては、30年を迎えるまでにしっかりと審査いただけるよう、一つひとつ審査に真摯に対応してまいります。

【主な補正内容】

- ・ 記載内容の適正化
- ・ 評価書の記載不備に対する原因と対策の反映

*原子炉等規制法

発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日（運転開始日）から起算して三十年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該三十年を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における当該発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画（以下この条において「長期施設管理計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

（原子炉等規制法 第四十三条三の三十二 第1項）

以上

柏崎刈羽原子力発電所 6号機及び7号機の使用前確認変更申請の実施について

2026年3月30日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、原子炉施設の使用開始（営業運転開始）予定日を2026年4月と変更した使用前確認申請書を原子力規制委員会へ提出いたしました。

[\(2026年3月23日お知らせ済み\)](#)

その後、定格熱出力に到達したことを踏まえ、あらためて工程を精査し、本日、原子炉施設の使用開始（営業運転開始）予定を2026年4月16日と変更した使用前確認変更申請書を原子力規制委員会へ提出いたしました。

また、6号機において7号機の設備の一部（6号機との共用設備）を使用する必要があるため提出していた、7号機の使用前確認変更申請書についても、6号機の工程精査を踏まえた変更を行っております。

当社は、原子力規制委員会による検査に真摯に対応するとともに、引き続き安全を最優先に、一つひとつの工程を着実に進めてまいります。

以 上

2026 年度使用済燃料等の輸送計画について

2026 年 3 月 31 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、2026 年度使用済燃料等の輸送計画について、以下の通り計画しておりますので、お知らせいたします。

1. 使用済燃料輸送計画

| 輸送時期 | 輸送数量 | 輸送容器型式・基数 | 搬出先 | 搬出元 |
|------------|-------------------------|---------------|---------------------------|----------------|
| 第 2 四半期 | 使用済燃料 138 体 約 24 トンU | HDP-69B 型 2 基 | リサイクル燃料貯蔵株式会社 (青森県むつ市) | 柏崎刈羽 原子力発電所 |
| 第 4 四半期 | 使用済燃料 207 体 約 36 トンU | HDP-69B 型 3 基 | リサイクル燃料貯蔵株式会社 (青森県むつ市) | 柏崎刈羽 原子力発電所 |

(注) 上記計画は、変更になる場合があります。 トンU：燃料集合体中の金属ウラン重量

2. 低レベル放射性廃棄物輸送計画

| 輸送時期 | 輸送数量 | 輸送容器型式・個数 | 搬出先 | 搬出元 |
|------|---------|--------------------|-----------------------|----------------|
| 4 月 | 1,800 本 | L L W-2 型 225 個 | 日本原燃株式会社 (青森県六ヶ所村) | 柏崎刈羽 原子力発電所 |

(注) 上記計画は、変更になる場合があります。

3. 新燃料輸送計画

| 輸送時期 | 輸送数量 | 輸送容器型式・基数 | 搬出先 | 搬出元 |
|------------|---------------------|------------|---|----------------|
| 第 2 四半期 | 新燃料 26 体 約 5 トンU | MX-6 型 3 基 | 米国 Framatome Inc. 社 リッチランド工場 (ワシントン州) | 福島第一 原子力発電所 |

(注) 上記計画は、変更になる場合があります。 トンU：燃料集合体中の金属ウラン重量

※ なお、期中に変更があった場合は、改めてお知らせいたします。

以 上

柏崎刈羽原子力発電所における使用済燃料の2026年度号機間輸送計画について

2026年3月31日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

当所の使用済燃料プールで保管している使用済燃料の号機間輸送について、2026年度の計画はありません。

以上

本社及び柏崎刈羽原子力発電所における
核物質防護秘密の不適切な取扱いに関わる改善措置報告について

2026年4月6日
東京電力ホールディングス株式会社

当社は、「核物質防護秘密の不適切な取扱い（当社社員による核物質防護秘密文書を定められた手順を取らずに複製・持ち出しした不適合案件）」について、3月4日の原子力規制委員会にて、対応区分を「第1区分」から「第2区分」に変更することが決定されました。同日、追加検査の実施に向けた改善措置活動に対する計画及びその実施結果を4月6日までに報告することを求める旨の通知を受領しております。

(2026年3月4日お知らせ済み)

本件の改善措置活動に対する計画及びその実施結果をとりまとめ、本日、原子力規制委員会に報告いたしました。

当社としては、過去の不適切事案を踏まえ、改善を進める中で、本件が発生したことを重く受け止めております。さらなる核物質防護の品質の維持・向上を目指し、一過性の改善にならないよう取り組み、同委員会による追加検査等に真摯に対応してまいります。

【添付資料】

- ・本社及び柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護秘密の不適切な取扱いに関わる改善措置報告書
- ・本社及び柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護秘密の不適切な取扱いに関わる改善措置報告書（概要）

以 上

本社及び柏崎刈羽原子力発電所における 核物質防護秘密の不適切な取扱いに関わる 改善措置報告書（概要）

2026年4月6日

東京電力ホールディングス株式会社

TEPCO

目次（報告書の構成）

1

| | |
|---------------------|----------------|
| 1. 事案の状況、改善措置報告書の概要 | ・・・ 2 スライド |
| 2. 事実関係 | ・・・ 3 ～ 5 スライド |
| 3. 応急対策 | ・・・ 6 スライド |
| 4. 調査結果 | ・・・ 7 スライド |
| 5. 根本原因分析 | ・・・ 8 スライド |
| 6. 改善措置計画と実施状況 | ・・・ 9 スライド |
| （参考）パフォーマンス上の問題点 | ・・・ 10 スライド |

1. 事象の状況、改善措置報告書の概要

- 特定の社員1名（社員A）による「核物質防護秘密の不適切な取扱い」事案を4件確認し、原子力規制庁に報告
- 2026年3月4日の原子力規制委員会にて、重要度「白」及び深刻度「SL Ⅲ」と評価、対応区分を「第1区分」から「第2区分」への変更に伴い、2026年4月6日までに改善措置計画等を報告することを求める通知を受領
- 本日（4月6日）、原子力規制委員会に改善措置報告書を取りまとめ提出

改善措置報告書の概要

1. 事実関係

- 事案①：2020年11月～12月頃、原子力規制委員会作成の核物質防護秘密が含まれる文書（当該文書A）を社員Aが情報保護区域から持ち出し、複写し、自席にて保管。その後、最新版への差し替えを行って自席にて保管。
- 事案②：2025年2月、社員Aが情報保護区域内で、当該文書Aをスマートフォンで撮影し、持ち出し。
- 事案③・④：2023年11月、社員Aは行政機関への説明に際し、柏崎刈羽原子力発電所作成の核物質防護秘密が含まれる文書（当該文書B）を電子データ化し、共用フォルダへの保存(事案③)と個人貸与パソコンのローカルフォルダへの保存(事案④)。

2. 事案に関する調査結果

- 社員Aの送付メール内容は、核物質防護秘密に該当しないこと、事案③、④による核物質防護秘密の電子データの外部への漏えいは確認されなかったことから、核物質防護秘密の外部への漏えいはなかったと判断。
また、核物質防護秘密を漏らすことを目的とするような悪意によるものではないことを確認。

3. 根本原因と改善措置計画

- 根本原因：ルール遵守の意識が薄かったこと。物理的には核物質防護秘密を1人で情報保護区域から持ち出すことが可能であったこと。核物質防護秘密の情報を業務で使用しづらい執務環境。事案発生当初は核セキュリティ部門の要員が不足。
- 対策：核物質防護秘密アクセスに対する2人ルールの物理的な制限、監視カメラ映像の定期的な確認、核物質防護秘密を取り扱う場合の情報保護区域への持ち込み物品の相互確認、情報保護区域の執務環境改善、情報管理責任者研修の実施。

2. 事実関係 事案①：当該文書A（紙媒体）

- 2020年11～12月頃 本社一般職であった社員Aは、情報保護区域内に保管されていた当該文書Aを情報管理責任者の許可を得ず複写し、情報保護区域外の執務室自席の施錠された引き出し内に保管
- 2021年4月 社員Aは柏崎刈羽原子力発電所の核セキュリティ部門に管理職として異動。当該文書Aの写しを持参
- 2024年3月頃 柏崎刈羽原子力発電所の情報管理責任者であった社員Aは情報保護区域内に保管されている当該文書Aを複写したが、登録台帳への記載は行わず、情報保護区域外に持ち出し、執務室自席で保管。
また、本社から持参した当該文書Aの旧版はシュレッダーにて処分
- 2024年7月 社員Aは柏崎刈羽原子力発電所から本社に異動。当該文書Aの写しを持参し、執務室自席に保管
- 2025年6月12日 社員Aが当該文書Aを情報保護区域外で保管している状態を確認

<社員Aによる当該文書A（紙媒体）に関する状況>

| | 本社 | | 東京 | 新潟 | 柏崎刈羽原子力発電所 | |
|-------------------|--------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|-----------------------------|
| | 情報保護区域 | 自席 | 自宅 | アパート | 自席 | 情報保護区域 |
| 2020年 11月～12月頃 | 当該文書A | 当該文書A 持ち出し ↓ 保管 | | | | |
| 2021年 3月29日 | | 当該文書A ↓ バッグに入れて運搬 | 当該文書A ↓ 保管 | | | |
| 3月30日 | | | 当該文書A ↓ バッグに入れて運搬 | 当該文書A ↓ 保管 | | |
| 4月1日 | | | | 当該文書A ↓ バッグに入れて運搬 | 当該文書A ↓ 保管 | |
| 2024年 3月 | | | | | 当該文書A ↓ シュレッダーにて廃棄 | 当該文書A ↓ 複写 ↓ 保管 |
| 6月30日 | | | 当該文書A ↓ 保管 | | 当該文書A ↓ バッグに入れて運搬 | |
| 7月1日 | | 当該文書A ↓ 保管 | 当該文書A ↓ バッグに入れて運搬 | | | |
| 2025年 6月12日 | | 発見 | | | | |

2. 事実関係 事案②：当該文書A（撮影）

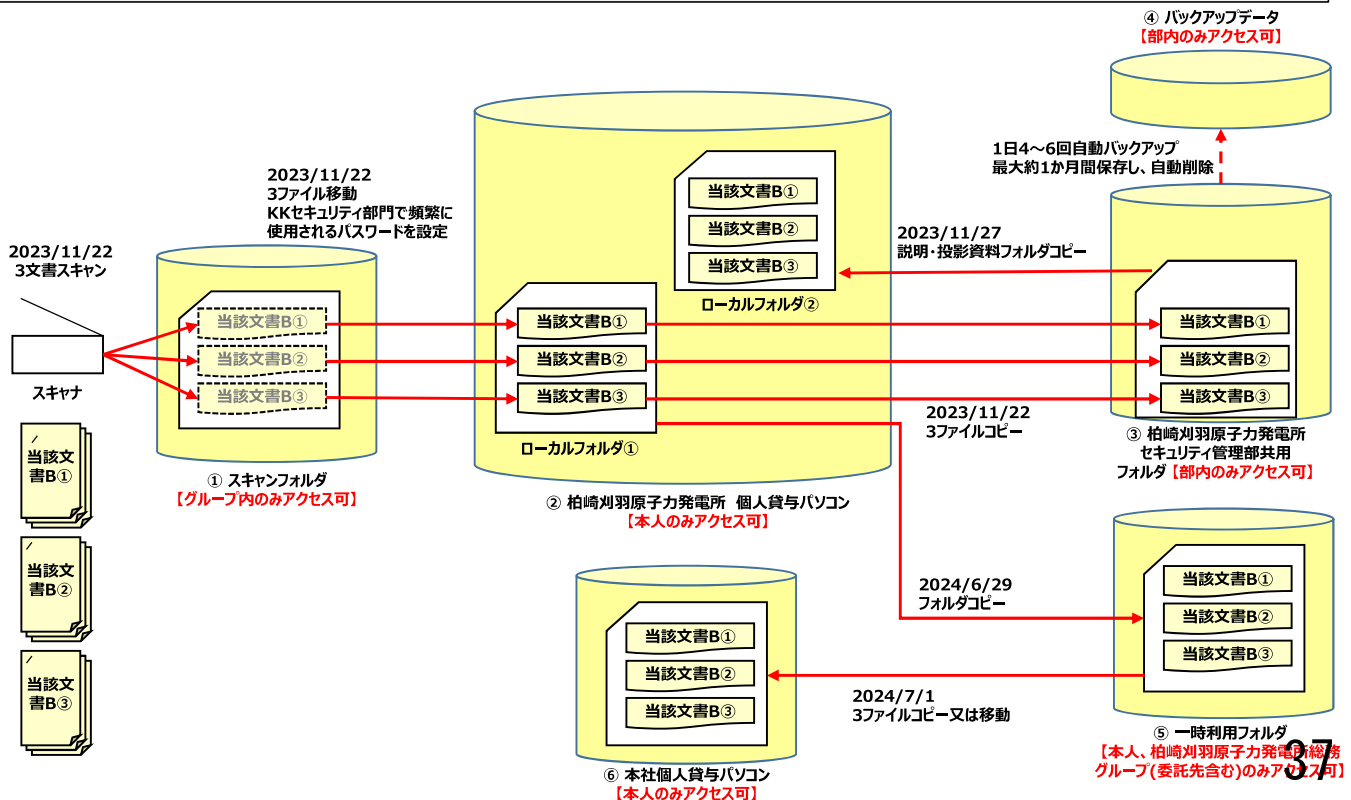
- 2025年2月、社員Aは1名で情報保護区域内に入り、当該文書Aを個人貸与のスマートフォンで撮影
- 個人貸与のスマートフォンで撮影した目的は、福島第二原子力発電所の防護措置をめぐる意見交換の中で、本社及び同発電所の関係者16名に共有したものであり、その防護措置の内容を確認するため、当該文書Aの一部を撮影。このため、撮影した画像そのものを送付する必要が無かったことから、核物質防護秘密に該当しないように考え方のみを抜粋してメール本文に転記し、関係者に送付したもの
- 2025年6月、個人貸与のスマートフォンの内部のデータを検索したが、撮影した画像は残っていないかったメール本文に転記した後に撮影画像を削除したかどうかについては、社員Aは記憶していなかった

<社員Aによる当該文書A（撮影）に関する状況>

| | 社員A | 本社及び福島第二原子力発電所関係者 |
|----------------|---|-----------------------|
| 2025年 2月10日 | スマートフォン持ち込み 当該文書Aの一部を撮影 情報保護区域 防護措置の内容を確認 当該文書Aの一部の撮影画像 考え方を抜粋し、メール本文に転記 | 防護措置の内容を問い合わせ 意見交換 |
| 2月10日～12日 | 考え方の抜粋 メール送付 | 考え方の抜粋 |
| 6月19日 | 監視カメラの録画映像で当該文書Aの撮影を発見 | |
| 6月22日 | スマートフォン内に撮影画像確認できず | |
| 8月25日 | メールの削除確認 | メールの削除確認 |

2. 事実関係 当該文書B 事案③ 共用フォルダ、事案④ 個人貸与パソコン

- 2023年11月、柏崎刈羽原子力発電所において行政機関への説明の際、当該文書Bをスキャナで電子データ化し、共用フォルダと個人貸与パソコンのローカルフォルダに保存
- 共用フォルダ保存時、セキュリティ部門で頻繁に使用されるパスワードを設定
- 個人貸与パソコンには、個人パスワードがかかっており、本人のみアクセス可能



3. 応急対策

6

- 本事案で確認された核物質防護秘密については、安全な場所に退避させ、単独で取り扱えない仕組み等を整備し、脆弱性を解消済み

| No. | 応急対策項目 |
|-----|---|
| 1 | 社員Aが所持していた当該文書Aを没収し、情報保護区域内の社員Aが取り扱うことのできない鍵付き保管庫に収納 |
| 2 | 社員Aを本社情報管理責任者の指定を解除 |
| 3 | 情報保護区域内で核物質防護秘密を取り扱う場合並びに核物質防護秘密を情報保護区域外に持ち出す場合又は授受・運搬する場合は、2名以上でお互いが監視できる状態とすることをルール化 |
| 4 | 再複写が困難な特殊用紙（再複写すると、黒く塗りつぶされて印刷されるもの）に当該文書Aの使用頻度の高い箇所を必要な部数を複写 |
| 5 | 社員Aが本社及び福島第二原子力発電所の関係者16名に送付したメールの内容は、核物質防護秘密に該当しないものと判断しているが、念のためメールを削除 |
| 6 | 共用フォルダに保存されていた核物質防護秘密の電子データのパスワードを、セキュリティ部門で汎用的に使用されるパスワードから、現在の柏崎刈羽原子力発電所情報管理責任者の1名のみが知るパスワードへ変更 |
| 7 | 共用フォルダからの当該当該文書Bの電子データを外部記憶媒体に複写したうえで、柏崎刈羽原子力発電所情報保護区域内の鍵付き保管庫に収納し、共用フォルダから当該電子データを削除 |
| 8 | 社員Aの個人貸与パソコンローカルフォルダ内で発見した当該文書Bの電子データを外部記憶媒体に複写したうえで、本社情報保護区域内の社員Aが取り扱うことのできない鍵付き保管庫に収納し、個人貸与パソコンローカルフォルダから当該電子データを削除 |

4. 調査結果

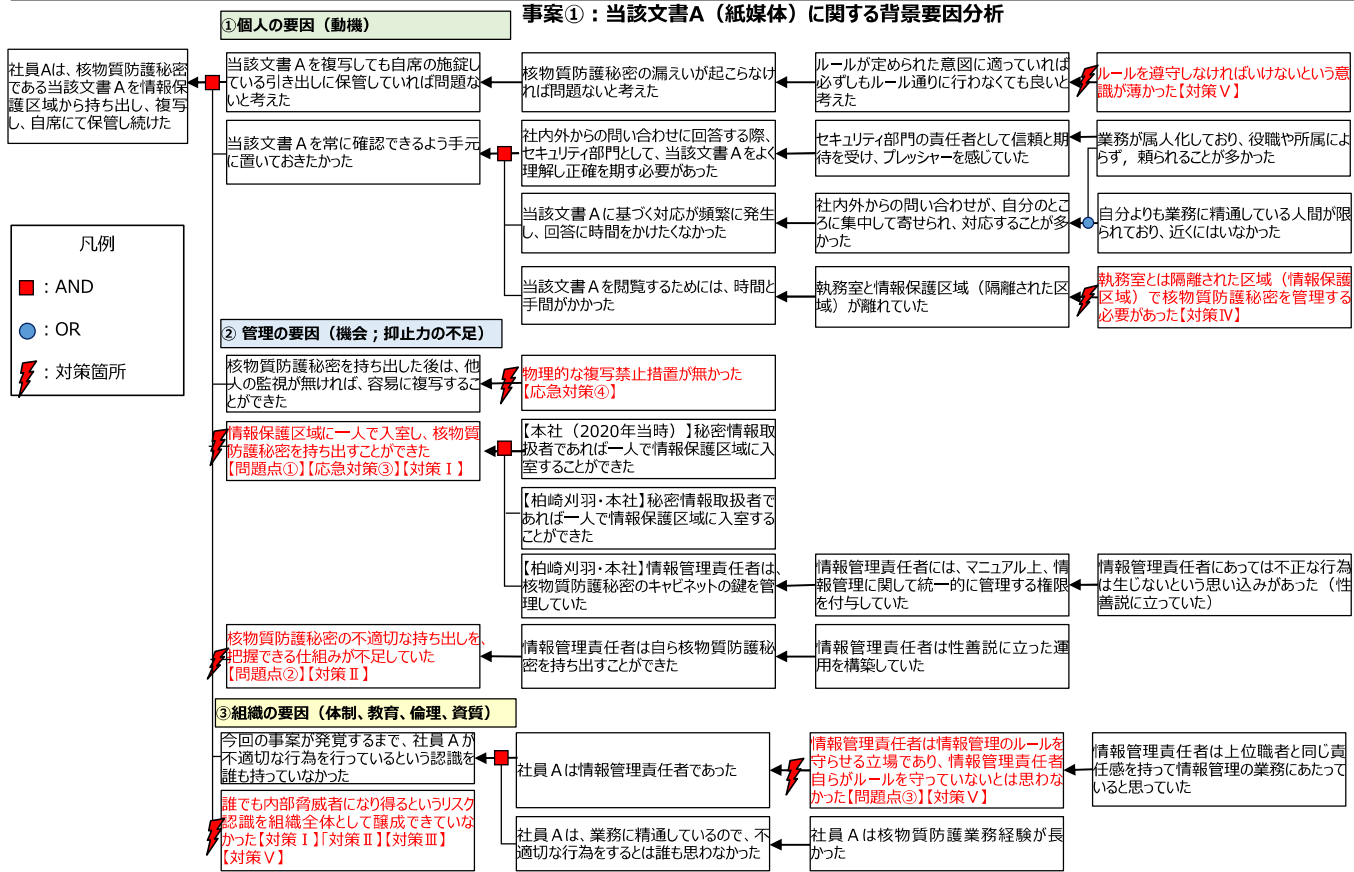
7

- 社員Aの送付メールは、核物質防護秘密に該当しないこと、事案③、④による核物質防護秘密の電子データの外部への漏えいは確認されなかったことから、核物質防護秘密の外部への漏えいはなかったと判断。
また、核物質防護秘密を漏らすことを目的とするような悪意によるものではないことを確認

| No. | 調査事項 | 調査結果 |
|-----|--|---|
| 1 | 事案①と同様の事案が発生していないことの調査 | 社員A以外による当該核物質防護秘密の不適切な取扱いは確認されなかった |
| 2 | 本社情報保護区域内録画映像の確認 | 社員Aが個人貸与のスマートフォンで撮影した以外には、不正行為（無許可持出し、撮影）は確認されなかった |
| 3 | 社員Aの送信メール調査 | 核物質防護秘密の漏えいは確認されなかった |
| 4 | 社員Aの個人管理什器内に他に核物質防護秘密が保管されていないことの確認 | 社員Aの個人管理什器内に他に核物質防護秘密が保管されていないことを確認 |
| 5 | 社員Aのアクセス範囲のフォルダ内に他に核物質防護秘密が保管されていないことの確認 | 社員Aがアクセスできるフォルダ内に他に核物質防護秘密に該当する電子データが保管されていないことを確認 |
| 6 | 共用フォルダアクセス可能人数の調査 | 共用フォルダの当該電子データへのアクセス可能人数386名 |
| 7 | 共用フォルダに保管されていた核物質防護秘密の電子データのアクセスログの確認 | 社員A以外に6名が当該電子データにアクセス（ファイルの閲覧）したことを確認。6名に聞き取りを行った結果、いずれも当該電子データを閲覧したのみで、別の場所への複製、メールへの添付、印刷、画面の撮影等の不正行為を行っていないことを確認 |
| 8 | 2023年11月の行政機関への説明の同席者への聞き取り | 同席者に確認したところ、行政機関への説明の際に当該文書Bは投影されなかったものと推定 |
| 9 | 個人貸与パソコンから核物質防護秘密が漏えいしていないことの確認 | 個人貸与パソコンは委託先に保管されていた時期があるが、いずれも核物質防護秘密の漏えいは無いと判断 |

5. 根本原因分析

■ 根本原因分析を行い、社員Aのルール遵守の意識が薄かったという直接原因に加え、他人の監視がなければ核物質防護秘密を持ち出せたこと、情報保護区域内でしか閲覧できないこと、核物質防護秘密を投げ所とする社内外からの問い合わせが頻繁に発生し、他に精通している人がいなかったことなどが背景要因にあったことを確認



6. 改善措置計画と実施状況

■ 根本原因分析の結果を踏まえ、以下5点の再発防止対策を実施中

■ 加えて、核物質防護業務に関わる要員の意識醸成・向上に継続して取り組むとともに、情報保護区域の核物質防護秘密を業務で使用しやすいよう、規制要件を満足しつつ執務環境を改善する方策を検討し、一過性にならない対策に取り組んでいく

| | 再発防止対策 | 実施状況 |
|-----|--|---|
| 対策Ⅰ | ＜核物質防護秘密アクセスに対する2人ルールの物理的な制限＞ 核物質防護秘密にアクセスするためには、情報管理責任者といえども一人では行えないよう、物理鍵又は生体認証装置を多重化する等の方法により、複数の人の操作を必要とする物理的対策を講じる。 | 本社：2025年8月26日完了 柏崎刈羽原子力発電所：2025年8月25日完了 |
| 対策Ⅱ | ＜監視カメラ映像の定期的な確認＞ 核物質防護秘密の鍵を貸し出した時の監視カメラ録画映像の定期的な確認の運用 | 本社：2025年7月14日完了。 継続的に監視カメラ録画映像を確認中 柏崎刈羽原子力発電所：2025年8月5日に録画機能を有するカメラを暫定的に設置済み。定期的な確認を実施予定（2026年4月中に開始予定） |
| 対策Ⅲ | ＜核物質防護秘密を取り扱う場合の情報保護区域への持ち込み物品の相互確認＞ 情報保護区域で核物質防護秘密を取り扱う場合は、持ち込み物品の相互確認（ピアチェック）の実施 | 本社、柏崎刈羽原子力発電所：2025年9月9日完了 |
| 対策Ⅳ | ＜核物質防護秘密を取り扱う執務環境の改善＞ 核物質防護秘密を取り扱うことのできる情報保護区域内で、2人ルールを確保しつつも、個人貸与パソコンの持ち込みによる問い合わせ対応や資料作成が行える執務環境となるよう改善 | 本社：現状でも情報保護区域内で執務可能であるため、対策済み 柏崎刈羽原子力発電所：現在の情報保護区域の拡張を整備する（2026年12月末完了目標） |
| 対策Ⅴ | ＜情報管理責任者等に対する研修の実施＞ 核物質防護業務従事者のうち、情報管理に関する第一人者である本社及び各発電所の情報管理責任者が参加する研修を毎年開催し、経営層に近い原子力リーダー※の立場から情報管理責任者への期待事項を伝達するとともに、情報管理の課題解決に向けた討議を実施 | 研修計画は策定済み。（2026年4月実施予定） |

※ 原子力リーダー：社長、原子力・立地本部長、福島第一廃炉推進カンパニープレジデント、本社原子力部門部長及び原子力発電所長等をいう

(参考) パフォーマンス上の問題点

■ 核物質防護の情報管理に関する要求事項 A～Dについて、いずれも手順に依らない行為であり、不適合と判断

| | 情報管理に関する要求事項 | 要求事項に対する適合性 |
|------|--|--|
| 要件 A | 情報管理責任者は、核物質防護秘密の複写を禁止とする。複写が必要となった際は複写の必要性を確認の上、情報管理責任者が許可をする。複写にあたっては複写台帳を作成し、これを管理する。 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事案①の1回目の核物質防護秘密の複写については、社員Aは情報管理責任者に指定されておらず、情報管理責任者の許可を取らずに複写及び持ち出し。複写台帳及び持出台帳の記載も行っていない。また、当該文書Aを情報保護区域外の自席の引き出しで保管。 ➢ 事案①の2回目の核物質防護秘密の複写については、社員Aは情報管理責任者に指定されていたため、自身の許可により複写及び持ち出しを行うことができたが、複写台帳及び持出台帳の記載は行っていない。また、当該文書Aを情報保護区域外の自席の引き出しで保管。 |
| 要件 B | 情報管理責任者は、核物質防護秘密は情報保護区域外、管理情報は発電所外へ持ち出させない。持ち出しが必要な場合には、その必要性を確認の上、情報管理責任者が許可をする。持ち出しにあたっては持出台帳を作成し、これを管理する。 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事案②の核物質防護秘密の撮影については、複写及び持ち出しと同等の行為であり、社員Aは情報管理責任者に指定されていたため、自身の許可により複写及び持ち出しを行うことができたが、複写台帳及び持出台帳の記載は行っていない。また、当該文書Aの一部を撮影したスマートフォンを情報保護区域外で保管。 ➢ 事案③の核物質防護秘密をスキャナで電子データ化した行為については、複写及び持ち出しと同等の行為であり、社員Aは情報管理責任者に指定されていたため、自身の許可により複写及び持ち出しを行うことができたが、複写台帳及び持出台帳の記載は行っていない。 |
| 要件 C | 情報管理責任者は、核物質防護秘密について情報保護区域内の鍵のかか保管庫に保管する。 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事案④の核物質防護秘密の電子データ化を個人貸与パソコンのローカルフォルダに複製した行為については、複写及び持ち出しと同等の行為であり、社員Aは情報管理責任者に指定されていたため、自身の許可により複写及び持ち出しを行うことができたが、複写台帳及び持出台帳の記載は行っていない。 |
| 要件 D | 核物質防護秘密を取り扱う端末は、情報保護区域内に設置し、外部とのネットワークを遮断する。 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事案②では、情報保護区域外の個人貸与のスマートフォン内に当該文書Aの一部の撮影画像が保存されており、社外ネットワークから直接アクセスされることは考えにくいものの、外部のネットワークから遮断された状態にはなっていない。 ➢ 事案③では、核物質防護秘密をスキャンした電子データが情報保護区域外の社内ネットワークに接続された共用フォルダに保存。 ➢ 事案④では、情報保護区域外の個人貸与パソコンのローカルフォルダに核物質防護秘密の電子データを複製したもので、社内外のネットワークから直接アクセスされることは考えにくいものの、外部のネットワークから遮断された状態にはなっていない。 |

役員人事

2026年3月5日

東京電力ホールディングス株式会社

本日の当社取締役会において、本年4月1日付の当社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社の役員の人事を下記のとおり決定・内定しましたので、お知らせいたします。

なお、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社の役員の人事につきましては、所要の手続きを経て、正式に決定される予定です。

記

I 東京電力ホールディングス株式会社（当社）

1. 新任常務執行役

| 氏名 | 現職 |
|-------|-----------------|
| 鈴木 誠一 | 渉外・広報ユニット海外事業室長 |

2. 執行役の職務分掌の一部変更

| 氏名 | | 事務委嘱 | 業務分担 |
|-------------------|---|----------------------|--|
| 代表執行役社長 小早川 智明 | 新 | 原子力改革特別タスクフォース長 | 業務全般、核物質防護モニタリング室、新経営理念プロジェクト本部事務局、立地地域室 |
| | 旧 | 原子力改革特別タスクフォース長 | 業務全般、核物質防護モニタリング室、新経営理念プロジェクト本部事務局、浜通り廃炉産業プロジェクト室、立地地域室 |
| 代表執行役副社長 酒井 大輔 | 新 | アライアンスCEO兼経営企画担当（共同） | 業務全般、企画室（企画・アライアンス担当）、JERA管理室 |
| | 旧 | 経営企画担当（共同） | 業務全般、企画室（企画・アライアンス担当）、系統広域連系推進室、JERA管理室 |
| 執行役副社長 永澤 昌 | 新 | 経営企画担当（共同） | ビジネスディベロップメント室、企画室（企画業務全般）、系統広域連系推進室、投資統括室、グループ事業管理室、海外事業室 |
| | 旧 | 経営企画担当（共同） | 企画室（企画業務全般）、投資統括室、グループ事業管理室、海外事業室 |

| 氏名 | | 事務委嘱 | 業務分担 |
|-----------------|---|-----------------------------|---|
| 執行役副社長 長崎 桃子 | 新 | 最高マーケティング責任者兼チーフ・スポークスパーソン | エリアエネルギーイノベーション事業室(共同)、広報室 |
| | 旧 | 最高マーケティング責任者兼チーフ・スポークスパーソン | エリアエネルギーイノベーション事業室(共同)、ビジネスディベロップメント室、広報室 |
| 常務執行役 秋本 展秀 | 新 | 福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長 | 浜通り廃炉産業プロジェクト室 |
| | 旧 | 福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長 | |
| 常務執行役 鈴木 誠一 | 新 | エリアエネルギーイノベーション事業室長 | |

II 基幹事業会社

1. 東京電力パワーグリッド株式会社

(1) 新任取締役副社長執行役員

| 氏名 | 現職 |
|-------|-----------|
| 大石 峰士 | 取締役常務執行役員 |

(2) 新任取締役常務執行役員

| 氏名 | 現職 |
|------|--------|
| 中村 敦 | 常務執行役員 |

(3) 新任常務執行役員

| 氏名 | 現職 |
|-------|------|
| 武藤 英司 | 執行役員 |

(4) 新任執行役員

| 氏名 | 現職 |
|-------|--------------------------|
| 難波 雅之 | 秘書・リスクマネジメント室(最高技術責任者補佐) |

(5) 執行役員の事務委嘱の一部変更

| 氏名 | | 事務委嘱 |
|-------------------------|---|--------------------------------|
| 取締役 副社長執行役員 大石 峰士 | 新 | 最高情報責任者(CIO)、海外担当、サイバーセキュリティ担当 |
| | 旧 | 海外担当 |
| 取締役 常務執行役員 中村 敦 | 新 | 最高調達責任者(CPO)、防災担当、調達室長、物流統括管理者 |
| | 旧 | 最高調達責任者(CPO)、防災担当、調達室長 |
| 常務執行役員 岡村 毅 | 新 | 料金制度担当、行為規制管理者 |
| | 旧 | 料金制度担当 |
| 常務執行役員 北島 悟志 | 新 | 経営改革担当、秘書・リスクマネジメント室長兼秘書役 |
| | 旧 | 秘書・リスクマネジメント室長兼秘書役 |
| 常務執行役員 友永 和之 | 新 | 最高カイゼン責任者(CKO) |
| | 旧 | 最高カイゼン責任者(CKO)、工務部長 |
| 常務執行役員 武藤 英司 | 新 | 東京総支社長 |
| | 旧 | 配電部長 |
| 執行役員 難波 雅之 | 新 | 技術統括 |

<退任予定者>岡本 浩（東京電力ホールディングス株式会社上席フェローに就任予定）、
須藤 義嗣（東京電力ホールディングス株式会社監査特命役員に就任予定）

2. 東京電力エナジーパートナー株式会社

(1) 新任取締役副社長

| 氏名 | 現職 |
|-------|-------|
| 芳野 恵一 | 常務取締役 |

(2) 新任常務取締役

| 氏名 | 現職 |
|-------|--|
| 江口 高充 | 東京電力ホールディングス株式会社 執行役員経営企画ユニットグループ事業管理室長 |

(3) 取締役の事務委嘱の一部変更

| 氏名 | | 事務委嘱 |
|----------------|---|-----------------------|
| 常務取締役 江口 高充 | 新 | 最高カイゼン責任者(CKO)兼DX推進室長 |

<退任予定者>伊藤 正二 (東京電力ホールディングス株式会社監査特命役員に就任予定)

3. 東京電力リニューアブルパワー株式会社

(1) 新任常務取締役

| 氏名 | 現職 |
|--------|------|
| 池ノ内 岳彦 | 風力部長 |

(2) 新任監査役 (非常勤)

| 氏名 | 現職 |
|-------|---------------------------------|
| 須藤 義嗣 | 東京電力パワーグリッド株式会社 常務執行役員東京総支社長 |

(3) 取締役の事務委嘱の一部変更

| 氏名 | | 事務委嘱 |
|-----------------|---|------|
| 常務取締役 池ノ内 岳彦 | 新 | 風力部長 |

<退任予定者>西田 昌浩

以上

<参考>

当社及び各基幹事業会社の経営体制
(2026年4月1日予定)

○東京電力ホールディングス株式会社執行役

| | 氏名 | 事務委嘱 | 業務分担 |
|--------------|----------------------------------|---|--|
| 代表執行役 社長 | *小早川 智明 | 原子力改革特別タスクフォース長 | 業務全般、核物質防護モニタリング室、新経営理念プロジェクト本部事務局、立地地域室 |
| 代表執行役 副社長 | *山口 裕之 | 最高財務責任者兼 ESG 担当 | 業務全般、企画室（収支・財務領域）、ESG推進室、経理室 |
| | *酒井 大輔 | アライアンス CEO 兼経営企画担当(共同) | 業務全般、企画室（企画・アライアンス担当）、JERA 管理室 |
| 執行役 副社長 | 永澤 昌 | 経営企画担当（共同） | ビジネスディベロップメント室、企画室（企画業務全般）、系統広域連系推進室、投資統括室、グループ事業管理室、海外事業室 |
| | *長崎 桃子 | 最高マーケティング責任者兼チーフ・スポークスパーソン | エリアエネルギーイノベーション事業室(共同)、広報室 |
| | *福田 俊彦 | 原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長 | |
| | 小野 明 | 福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者兼原子力・立地本部副本部長 | |
| 常務執行役 | 秋本 展秀 | 福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長 | 浜通り廃炉産業プロジェクト室 |
| | 関 知道 | 最高情報責任者兼最高情報セキュリティ責任者 | DXプロジェクト推進室、システム統括室、技術統括室、土木・建築統括室、セキュリティ統括室、経営技術戦略研究所 |
| | 伏見 保則 | 防災・安全統括兼最高調達責任者兼最高カイゼン責任者 | 安全推進室、調達部、カイゼン推進室 |
| | 岸野 真之 | 最高リスク管理責任者 | 原子力安全監視室、内部監査室 |
| | 村松 明典 | 首都圏・立地地域連携担当兼カーボンニュートラル・防災支援担当 | エリアエネルギーイノベーション事業室（共同） |
| | 忍 義彦 | 最高労務人事責任者 | 秘書室、組織・労務人事室、総務・法務室、ビジネスソリューション・カンパニー |
| | 鈴木 誠一 (新任) | エリアエネルギーイノベーション事業室長 | |
| | 柿澤 幸彦 | 新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長 | |
| | 宗 一誠 | 原子力立地・本部青森事業本部長兼原子力・立地本部副本部長 | |
| 稲垣 武之 | 原子力・立地本部柏崎刈羽原子力発電所長兼原子力改革担当兼新潟本部 | | |
| 執行役 | *吉野 栄洋 | 会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当（共同） | |

*は取締役を兼務

○東京電力フュエル&パワー株式会社（変更なし）

| | 氏 名 | 事務委嘱 |
|----------|--------|------|
| 代表取締役社長 | 酒井 大輔 | |
| 常務取締役 | 濱田 陽一 | |
| 監査役（非常勤） | 小久保 祥孝 | |

○東京電力パワーグリッド株式会社

| | 氏 名 | 事務委嘱等 |
|-------------------|---------------|--|
| 代表取締役社長 社長執行役員 | 金子 禎則 | 法令遵守責任者 |
| 取締役 副社長執行役員 | 那須 詳司 | 最高リスク管理責任者(CRO)、最高コンプライアンス責任者(CCO)、 情報管理責任者、経理・社債担当、安全担当、環境担当 |
| | 吉田 貴彦 | 最高財務責任者(CFO) |
| | 大石 峰士 (昇任) | 最高情報責任者(CIO)、海外担当、サイバーセキュリティ担当 |
| 取締役 常務執行役員 | 中村 敦 (昇任) | 最高調達責任者(CPO)、防災担当、調達室長、物流統括管理者 |
| 常務執行役員 | 岡村 毅 | 料金制度担当、行為規制管理者 |
| | 北島 悟志 | 経営改革担当、秘書・リスクマネジメント室長兼秘書役 |
| | 友永 和之 | 最高カイゼン責任者(CKO) |
| | 武藤 英司 (昇任) | 東京総支社長 |
| 執行役員 | 杉本 順 | 埼玉総支社長 |
| | 岸 栄一郎 | 系統運用部長 |
| | 劉 伸行 | 神奈川総支社長 |
| | 冥賀 雅弘 | 千葉総支社長 |
| | 難波 雅之 (新任) | 技術統括 |
| 監査役 | 野村 威 | |
| | 辻 青子 | |
| | *富田 美栄子 | 弁護士 |

*は社外監査役

○東京電力エナジーパートナー株式会社

| | 氏名 | 事務委嘱 |
|----------|---------------|-----------------------|
| 代表取締役社長 | 長崎 桃子 | |
| 取締役副社長 | 芳野 恵一 (昇任) | 販売担当 |
| 常務取締役 | 川西 哲 | 最高リスク管理責任者(CRO) |
| | 玉田 純一 | 電源調達・最適化担当 |
| | 太刀川 裕之 | 経営企画担当 |
| | 江口 高充 (新任) | 最高カイゼン責任者(CKO)兼DX推進室長 |
| 取締役(非常勤) | 山口 裕之 | |
| | 永澤 昌 | |
| 監査役 | 佐藤 淳 | |
| | 中山 由美子 | |
| 監査役(非常勤) | 小久保 祥孝 | |

○東京電力リニューアブルパワー株式会社

| | 氏名 | 事務委嘱 |
|----------|----------------|-----------------|
| 代表取締役社長 | 井上 慎介 | 法令遵守責任者 |
| 常務取締役 | 西山 弘之 | |
| | 本田 道紀 | |
| | 正木 まり | 最高リスク管理責任者(CRO) |
| | 下村 真 | 最高財務責任者(CFO) |
| | 池ノ内 岳彦 (新任) | 風力部長 |
| 取締役(非常勤) | 山口 裕之 | |
| 監査役 | 平 俊朗 | |
| 監査役(非常勤) | 須藤 義嗣 (新任) | |

2026年3月5日
東京電力ホールディングス株式会社

人 事 通 知

| 日 付 | 新 役 職 等 | 現 役 職 | 氏 名 |
|-------------|--|---|--------|
| | 【執行役員事務委嘱変更】 | | |
| 2026. 4. 1 | 東京電力ホールディングス株式会社 執行役員福島第一廃炉推進カンパニー・プロジェクトマネジメント室長 兼ALPS処理水統括兼廃炉技術開発センター所長兼福島本部 | 東京電力ホールディングス株式会社 執行役員福島第一廃炉推進カンパニー・プロジェクトマネジメント室長 兼ALPS処理水統括兼福島本部 | 佐藤 学 |
| 2026. 4. 1 | 東京電力ホールディングス株式会社 執行役員福島第一廃炉推進カンパニー燃料デブリ取り出し統括兼福島第一廃炉推進カンパニー（廃炉技術担当） | 東京電力ホールディングス株式会社 執行役員福島第一廃炉推進カンパニー燃料デブリ取り出し統括 | 飯塚 直人 |
| | 【執行役員任用】 | | |
| 2026. 4. 1 | 東京電力ホールディングス株式会社 執行役員福島第一廃炉推進カンパニー（廃炉事業改革担当）兼原子力・立地本部副本部長 | 東京電力ホールディングス株式会社 原子力・立地本部副本部長 | 伊藤 英一郎 |
| | 【基幹事業会社退任】 | | |
| 2026. 3. 31 | 退任 | 東京電力リニューアブルパワー株式会社 監査役（非常勤） | 西田 昌浩 |
| | 【基幹事業会社任用】 | | |
| 2026. 4. 1 | 東京電力パワーグリッド株式会社 執行役員技術統括 | 東京電力パワーグリッド株式会社 秘書・リスクマネジメント室（最高技術責任者補佐） | 難波 雅之 |
| 2026. 4. 1 | 東京電力エナジーパートナー株式会社 常務取締役最高カイゼン責任者（CKO）兼DX推進室長 | 東京電力ホールディングス株式会社 執行役員経営企画ユニットグループ 事業管理室長 | 江口 高充 |

人 事 通 知

| 日 付 | 新 役 職 等 | 現 役 職 | 氏 名 |
|-------------|---------------------------------|---|--------|
| 2026. 4. 1 | 東京電力リニューアブルパワー株式会社 常務取締役風力部長 | 東京電力リニューアブルパワー株式会社 風力部長 | 池ノ内 岳彦 |
| 2026. 4. 1 | 東京電力リニューアブルパワー株式会社 監査役（非常勤） | 東京電力パワーグリッド株式会社 常務執行役員東京総支社長 | 須藤 義嗣 |
| | [監査特命役員退任] | | |
| 2026. 3. 31 | 退任 | 東京電力ホールディングス株式会社 監査特命役員 | 西田 昌浩 |
| | [監査特命役員任用] | | |
| 2026. 4. 1 | 東京電力ホールディングス株式会社 監査特命役員 | 東京電力パワーグリッド株式会社 常務執行役員東京総支社長 | 須藤 義嗣 |
| 2026. 4. 1 | 東京電力ホールディングス株式会社 監査特命役員 | 東京電力エナジーパートナー株式会社 常務取締役最高カイゼン責任者（C K O）兼D X推進室長 | 伊藤 正二 |
| | [フェロー退任] | | |
| 2026. 3. 31 | 退任 | 東京電力ホールディングス株式会社 フェロー・社長補佐 | 新妻 常正 |
| 2026. 3. 31 | 退任 | 東京電力ホールディングス株式会社 フェロー 洋上風力担当 | 西村 冬彦 |
| | [フェロー任用] | | |
| 2026. 4. 1 | 東京電力ホールディングス株式会社 上席フェロー | 東京電力パワーグリッド株式会社 取締役副社長執行役員最高技術責任者（C T O）、最高情報責任者（C I O）、行為規制管理者、サイバーセキュリティ担当 | 岡本 浩 |
| 2026. 4. 1 | 東京電力ホールディングス株式会社 フェロー | 東京電力ホールディングス株式会社 原子力・立地本部 | 設楽 親 |

人 事 通 知

| 日 付 | 新 役 職 等 | 現 役 職 | 氏 名 |
|-------------|---|---|-------|
| 2026. 4. 1 | 東京電力ホールディングス株式会社 フェロー [理事退任] | 東京電力ホールディングス株式会社 原子力・立地本部兼原子力設備管理部 | 四柳 端 |
| 2026. 3. 31 | 退任 [理事任用] | 東京電力ホールディングス株式会社 理事 | 猪狩 敬一 |
| 2026. 4. 1 | 東京電力ホールディングス株式会社 理事新潟本部副本部長兼原子力・立地本部 副本部長補佐兼柏崎刈羽原子力発電所 所長補佐 | 東京電力ホールディングス株式会社 新潟本部副本部長兼原子力・立地本部 副本部長補佐兼柏崎刈羽原子力発電所 所長補佐 | 犬飼 一雅 |
| 2026. 4. 1 | 東京電力ホールディングス株式会社 理事原子力・立地本部原子力運営管理部長 (新潟県柏崎市UKビル駐在) 兼原子力改革 担当付兼原子力・立地本部 (CFAM統括担当) | 東京電力ホールディングス株式会社 原子力・立地本部原子力運営管理部長 (新潟県柏崎市UKビル駐在) 兼原子力改革 担当付兼原子力・立地本部 (CFAM統括担当) | 山田 清文 |
| 2026. 4. 1 | 東京電力ホールディングス株式会社 理事最高カイゼン責任者代理兼稼ぐ力創造 ユニットカイゼン推進室長 [参与任用] | 東京電力ホールディングス株式会社 最高カイゼン責任者補佐兼稼ぐ力創造 ユニットカイゼン推進室長 | 大井 学 |
| 2026. 4. 1 | 東京電力ホールディングス株式会社 参与 [本社部長級の異動] | 東京電力ホールディングス株式会社 執行役員福島本部環境再生室長 | 白井 真 |
| 2026. 4. 1 | 東京電力ホールディングス株式会社 福島本部環境再生室長 | 東京電力ホールディングス株式会社 経営企画ユニットESG推進室長 | 草野 英哉 |
| 2026. 4. 1 | 東京電力ホールディングス株式会社 調達部長 | 東京電力パワーグリッド株式会社 経営企画室株式会社東光高岳出向 | 浅川 英則 |
| 2026. 4. 1 | 東京電力ホールディングス株式会社 稼ぐ力創造ユニット組織・労務人事室長 | 東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー廃炉技術 開発センター所長兼福島第一廃炉 推進カンパニー (廃炉技術担当) | 伊藤 正裕 |

人 事 通 知

| 日 付 | 新 役 職 等 | 現 役 職 | 氏 名 |
|-------------|---|---|-------|
| 2026. 4. 1 | 東京電力ホールディングス株式会社 経営企画ユニットE S G推進室長兼 E S G推進室（リスク担当）兼稼ぐ 力創造ユニット組織・労務人事室 | 東京電力ホールディングス株式会社 経営企画ユニットE S G推進室副室 長兼E S G推進室（リスク担当）兼 稼ぐ力創造ユニット組織・労務人事 室 | 高橋 浩之 |
| 2026. 4. 1 | 東京電力ホールディングス株式会社 経営企画ユニットグループ事業管理 室長 | 東京電力ホールディングス株式会社 稼ぐ力創造ユニット組織・労務人事 室長 | 橋本 淳 |
| 2026. 4. 1 | 東京電力ホールディングス株式会社 渉外・広報ユニット海外事業室長 | 東京電力リニューアブルパワー株式会社 海外事業開発室長 | 山口 雅弘 |
| 2026. 4. 1 | 東京電力パワーグリッド株式会社 カイゼン・D X戦略室長 | 東京電力パワーグリッド株式会社 D X推進部長 | 青木 一明 |
| 2026. 4. 1 | 東京電力パワーグリッド株式会社 工務部長 | 東京電力パワーグリッド株式会社 カイゼン・D X戦略室長 | 野村 光 |
| 2026. 4. 1 | 東京電力パワーグリッド株式会社 配電部長 | 東京電力ホールディングス株式会社 エリアエネルギーイノベーション事 業室長 | 飯尾 真 |
| 2026. 4. 1 | 東京電力パワーグリッド株式会社 D X推進部長 | 東京電力ホールディングス株式会社 D Xプロジェクト推進室長 | 岩村 佳紀 |
| | [本社部長級の退職] | | |
| 2026. 3. 31 | 願いにより退職（定年扱い） | 東京電力ホールディングス株式会社 調達部長 | 持田 明彦 |

以 上

(お知らせ)

見附市・佐渡市における「東京電力コミュニケーションブース」の開催について

2026年3月17日

東京電力ホールディングス株式会社
新潟本社

当社は、柏崎刈羽原子力発電所において、福島第一原子力発電所の事故の反省と教訓を踏まえて様々な安全対策を講じるとともに、事故への対応力強化のために各種訓練を繰り返し実施するなど、ハード・ソフトの両面から発電所の安全性向上に取り組んでおります。

また、地域の皆さまと直接お会いしてご意見を拝聴するとともに、発電所における安全性向上の取り組み状況について一人でも多くの方々に説明し、皆さまのご不安やご質問にお答えすることを目的として、新潟県内の各所にてコミュニケーション活動を実施しております。

このたび、以下のとおり見附市・佐渡市において「東京電力コミュニケーションブース」を開催いたしますのでお知らせします。

なお、詳細については、当社ホームページに開催会場ごとに「東京電力コミュニケーションブース」のご案内チラシを随時掲載してまいりますのでご覧ください。

<見附市>

- ・日時：2026年4月4日(土)・5日(日)
- ・時間：10時00分～16時00分
- ・会場：市民交流センター ネーブルみつけ 多目的広場（見附市学校町1丁目16番15号）

<佐渡市>

- ・日時：2026年4月18日(土)・19日(日)
- ・時間：10時00分～16時00分
- ・会場：佐渡セントラルタウン 共用通路（佐渡市窪田6-2）

以 上

2027 年度採用計画（新卒・第二新卒）について

2026 年 3 月 30 日

東京電力ホールディングス株式会社

東京電力フュエル&パワー株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力リニューアブルパワー株式会社

東京電力エナジーパートナー株式会社

東京電力ホールディングス株式会社、東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社および東京電力エナジーパートナー株式会社の 5 社（以下、「東電 HD および各基幹事業会社」）は、本日、2027 年度採用計画を取りまとめました。

| | 2027 年度採用計画 [新卒・第二新卒] |
|------------------|------------------------------|
| 東電 HD および各基幹事業会社 | 約 860 人 (2026 年度計画：800 人) |

※1：各社の事業戦略に基づく人財のニーズに応じて、新卒採用または第二新卒採用を柔軟に選択していく

※2：5 社一括で年間を通じて採用活動を実施（5 社の内訳は、各社事業計画をふまえ今後決定）

昨今の GX・DX やエネルギー安全保障への要請の高まり、データセンターなどに代表される電力需要の増加見込みなど、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しています。

そのような状況において、当社は、第五次総合特別事業計画に基づき、廃炉事業をはじめとする福島責任の貫徹とともに、脱炭素電源による早期供給の実現等、多様化するお客さまニーズへの対応により、社会的価値を提供してまいります。

これらの取り組みを、中長期にわたり持続的に推進するため、2027 年度においては新卒採用と第二新卒採用をあわせて、約 860 人の人財を採用することとしました。

その内、福島復興に資する継続的な雇用に最大限貢献していくため、福島県内の大学・短期大学・高等専門学校・高等学校などから約 45 人の採用を目指します。

なお、2026 年度のキャリア採用活動については、数を定めず、経営戦略に基づいて機動的に実施することとしております。

東京電力グループは、新たな仲間を迎え、当社の経営理念である「安心して快適なくらしのためエネルギーの未来を切り拓く」の実現に向けて、変革を恐れず挑戦し、技術・技能の確実な継承も図りながら、企業価値の向上に努めてまいります。募集要項等の情報は、東京電力ホールディングス株式会社ホームページ[採用ウェブサイト](#)に掲載しております。

以上



2026 年度 新卒採用状況について

2026 年 4 月 1 日

東京電力ホールディングス株式会社

東京電力フュエル&パワー株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力リニューアブルパワー株式会社

東京電力エナジーパートナー株式会社

東京電力ホールディングス株式会社、東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社および東京電力エナジーパートナー株式会社の 5 社は、福島への責任を全うしながら、安定的かつ低廉な電力を供給するという使命を果たすため、このたび、競争を勝ち抜いて中長期的な企業価値を向上に資する人財として 817 人の新入社員を迎え入れました。

2026 年度新卒採用の内訳は、下表のとおりです。

<参考 1> 学歴別新卒採用状況

| | | 新卒採用人数 (人) | |
|------------------|----|------------|--------------|
| | | 2026 年度 | (参考) 2025 年度 |
| 大学卒・大学院卒 | 事務 | 114 | 101 |
| | 技術 | 408 | 331 |
| | 小計 | 522 | 432 |
| 高専・短大・ 専門・高校卒 | 事務 | 30 | 36 |
| | 技術 | 265 | 278 |
| | 小計 | 295 | 314 |
| 計 | | 817 | 746 |

<参考 2> 会社別新卒採用状況

| 会社名 | 新卒採用人数 (人) |
|--------------------|------------|
| 東京電力ホールディングス株式会社 | 204 |
| 東京電力フュエル&パワー株式会社 | - |
| 東京電力パワーグリッド株式会社 | 462 |
| 東京電力リニューアブルパワー株式会社 | 67 |
| 東京電力エナジーパートナー株式会社 | 84 |
| 計 | 817 |

以上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
広報室 経営報道グループ 03-6373-1111 (代表)

柏崎刈羽原子力発電所に関する コミュニケーション活動等の取り組み

2026年4月8日
東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

- 6号機の起動工程における健全性確認の状況を東京電力ホールディングスのYouTubeで公開しております。

撮影：2026/1/21～ 公開：2026/2/19
2026/2/9



撮影：2026/2/10 公開：2026/2/20



撮影：2026/2/10 公開：2026/2/24



撮影：2026/2/12 公開：2026/2/27



撮影：2026/2/13 公開：2026/3/4



撮影：2026/2/15 公開：2026/3/6



撮影：2026/2/16 公開：2026/3/12



「廃炉」の主な作業項目と作業ステップ

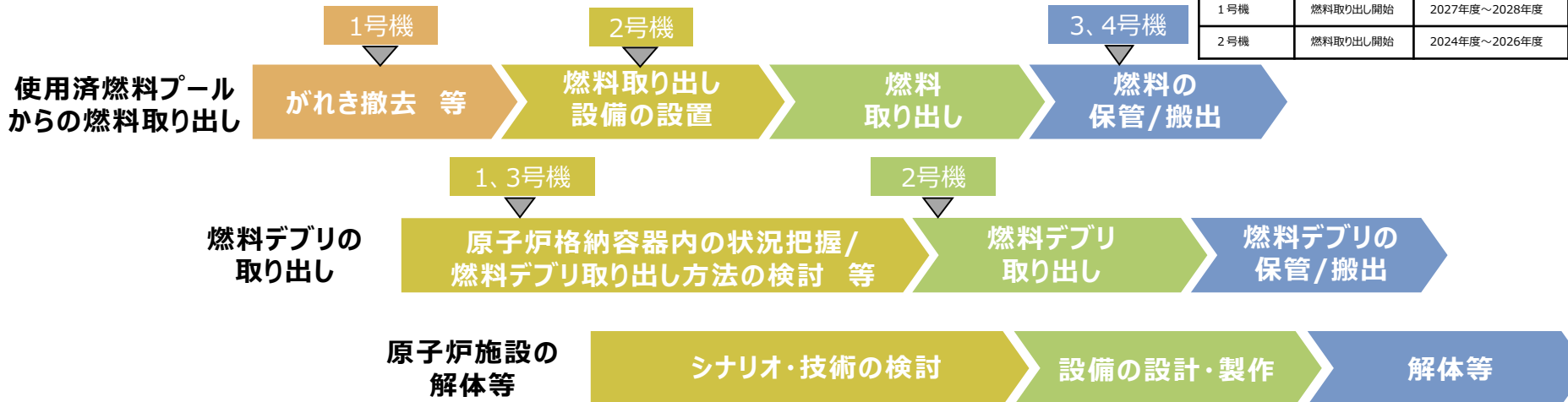
使用済燃料プールからの燃料取り出しは、2014年12月22日に4号機が完了し、2021年2月28日に3号機が完了しました。2号機燃料デブリの試験的取り出しは、2024年9月10日より着手し、中長期ロードマップにおけるマイルストーンのうち「初号機の燃料デブリ取り出しの開始」を達成しました。

引き続き、1、2号機の燃料取り出し、1、3号機燃料デブリ(注1)取り出しの開始に向け順次作業を進めています。

(注1)事故により溶け落ちた燃料

<中長期ロードマップにおけるマイルストーン>

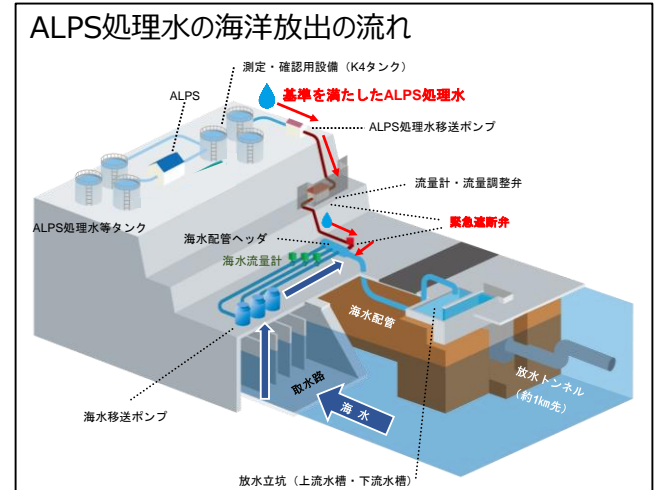
| | | |
|-------|----------|---------------|
| 1～6号機 | 燃料取り出し完了 | 2031年内 |
| 1号機 | 燃料取り出し開始 | 2027年度～2028年度 |
| 2号機 | 燃料取り出し開始 | 2024年度～2026年度 |



処理水対策

多核種除去設備等処理水の処分について

ALPS処理水の海洋放出に当たっては、安全に関する基準等を遵守し、人および周辺環境、農林水産品の安全を確保してまいります。また、風評影響を最大限抑制するべく、強化したモニタリングの実施、第三者による客観性・透明性の確保、IAEAによる安全性確認などに継続的に取り組むとともに、正確な情報を透明性高く、発信していきます。



汚染水対策 ～3つの取組～

(1) 3つの基本方針に従った汚染水対策の推進に関する取組

①汚染源を「取り除く」 ②汚染源に水を「近づけない」 ③汚染水を「漏らさない」

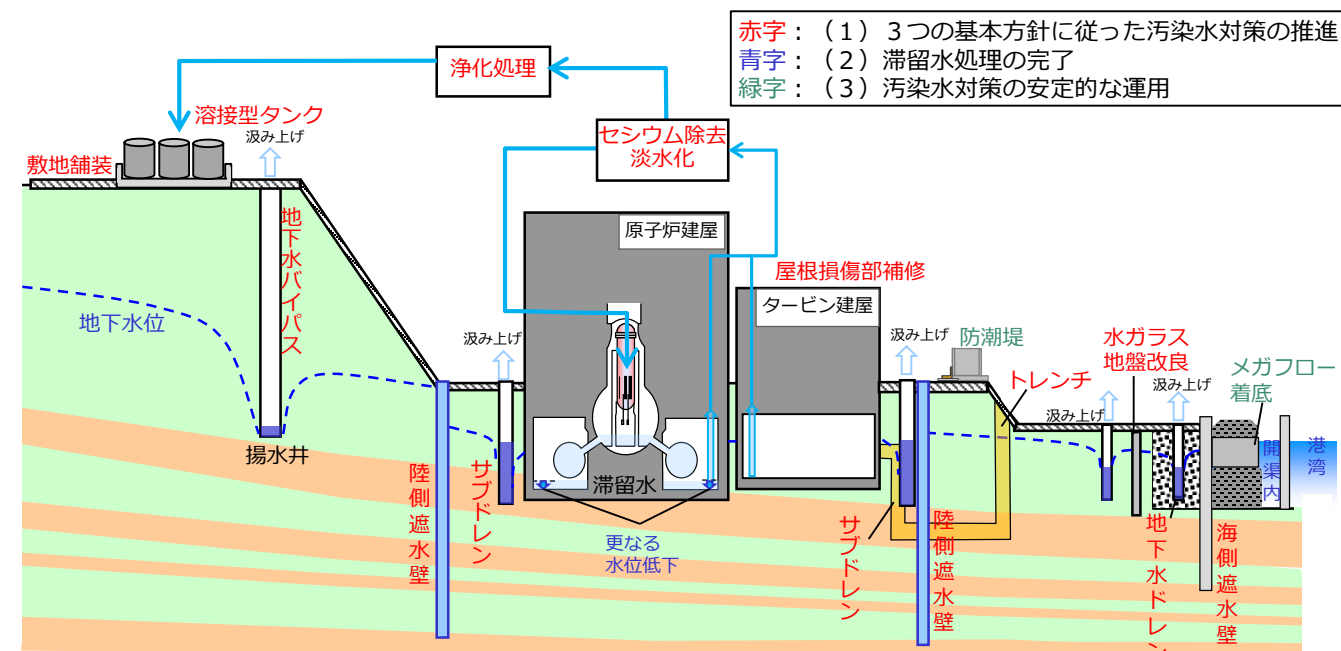
- 建屋滞留水（汚染水）は、まず、セシウム吸着装置（SARRY・KURION）により、セシウムとストロンチウムを低減します。その後、多核種除去設備（ALPS）での処理を行い、溶接型タンクで保管しています。
- 陸側遮水壁、サブドレン等の重層的な汚染水対策により、建屋周辺の地下水位を低位で安定的に管理しています。また、建屋屋根の損傷部の補修や構内のフェーシング等により、汚染水発生量は抑制傾向で、対策前の約540m³/日（2014年5月）から約70m³/日（2024年度）まで低減し、2023年度に達成した「平均的な降雨に対して、2025年内に100m³/日以下に抑制」を2024年度においても維持していることを確認しました。
- 汚染水発生量の更なる低減に向けて対策を進め、2028年度までに約50～70m³/日に抑制することを目指します。

(2) 滞留水処理の完了に向けた取組

- 建屋滞留水水位を計画的に低下させるため、滞留水移送装置を追設する工事を進めています。
- 2020年に1～3号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却炉建屋を除く建屋内滞留水処理が完了しました。
- ダストの影響確認を行いながら、滞留水の水位低下を図り、2023年3月に各建屋における目標水位に到達し、1～3号機原子炉建屋について、「2022～2024年度に、原子炉建屋滞留水を2020年末の半分程度に低減」を達成しました。
- プロセス主建屋、高温焼却炉建屋の地下階に、震災直後の汚染水対策の一環として設置したゼオライト土壌等について、線量低減策および安定化に向けた取組を進めています。

(3) 汚染水対策の安定的な運用に向けた取組

- 津波対策として、建屋開口部の閉止対策を実施し、防潮堤設置工事が完了しました。また、豪雨対策として、土嚢設置による直接的な建屋への流入を抑制するとともに、排水路強化等を計画的に実施していきます。



東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況（概要版）

取組の状況

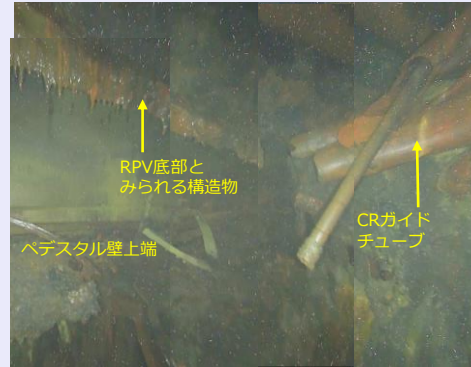
- ◆ 1～3号機の原子炉・格納容器の温度は、この1か月安定的に推移しています。また、原子炉建屋からの放射性物質の放出量等については有意な変動がなく、総合的に冷温停止状態を維持していると判断しています。

3号機 PCV内部気中部調査（マイクロドローン調査）について

2026年3月5日から19日にかけて、計画通り調査を11日間実施し合計21回飛行を行いました。X-6ペネ周辺やCRD交換用開口周辺、ペDESTAL内等の燃料デブリ取り出し工法検討に重要な情報を取得しました。

調査期間中にPCV内のダストの有意な上昇やドローンの墜落は発生していません。ペDESTAL外では、大きな損傷や干渉物は確認されませんでした。ペDESTAL内では、構造物の脱落や変形を確認しました。RPV底部周辺では、RPV底部の可能性のある構造物や横たわるCRガイドチューブを確認しました。

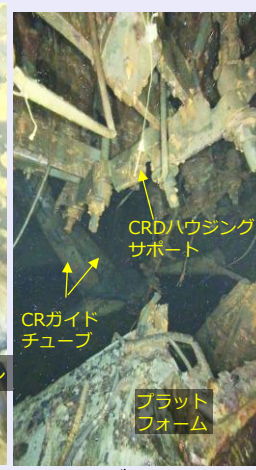
今後は、映像からの点群化、放射線ノイズからの線量率推定を実施する予定です。



ペDESTAL内 RPV底部付近



X-6ペネ内部 (PCV内より撮影)



ペDESTAL内 (開口付近より撮影)

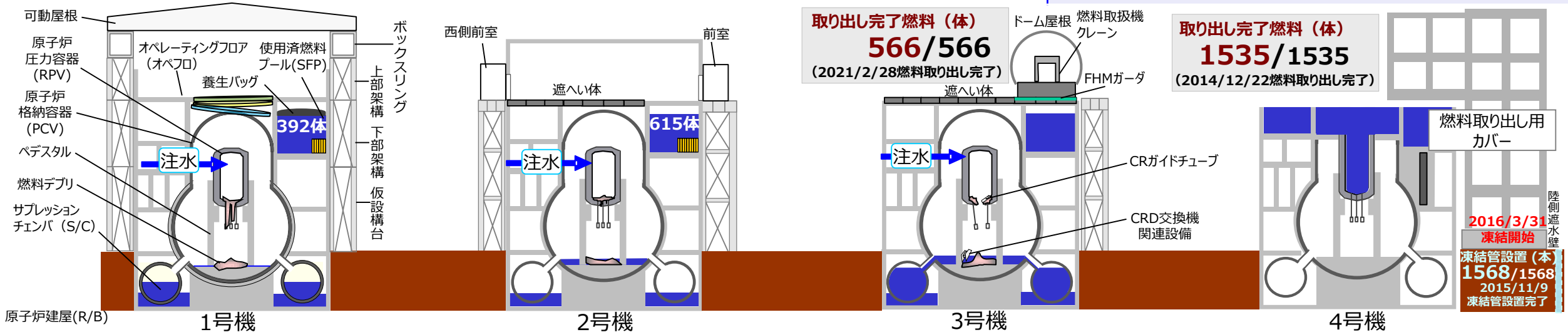
大型廃棄物保管庫第一棟建屋耐震補強工事完了及び今後の予定

屋外に一時保管中の水処理二次廃棄物を屋内に保管するために大型廃棄物保管庫第一棟の設置工事を進めてきました。2022年度に設定された耐震クラス設定に基づき、2024年度より開始した建屋東側への耐震補強工事が完了し、使用前検査を2026年2月26、27日に合格しました。水処理二次廃棄物の収納作業に必要なクレーン等の機電設備設置工事は、2026年1月より再開し、2026年5月頃に完了する予定です。

SARRY吸着塔架台の据付作業は、実施計画対応、機電設備設置工事等を進め、準備が整い次第、2026年度第2四半期より開始する予定です。



補強工事完了後の状況



ALPS処理水海洋放出の状況および2026年度放出計画について

2025年度第7回のALPS処理水海洋放出を2026年3月24日に完了しました。年間放出回数7回、年間放出量55,011m³、年間放出トリチウム量は約16兆ベクレルでした。

2026年度放出計画は、これまでの運用実績をもとに、移送作業の負荷（機器の操作回数）の低減を図るとともに夜間も日中同様の対応ができる体制を整備し、また、分析結果の評価・確認プロセスを効率化の観点から見直すことにより、測定・確認用タンクへの受入（タンク間移送）および分析を効率的に実施できる見通しが立ったことから、年間放出回数を8回とします。年間放出水量は約62,400m³、年間放出トリチウム量は約11兆ベクレルとなる見込みです。

現在、J8エリアタンクの解体を進めており、2026年3月9日に3基目の解体が完了しました。J8エリアタンクの溶断作業では水素混合ガスを使用していますが、今後は一部について「福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）」製造の水素を原料とする水素混合ガスを使用します。

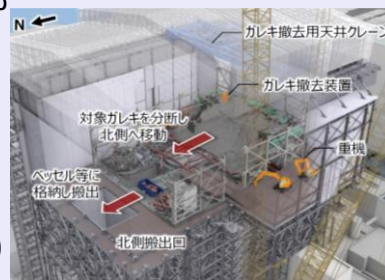


FH2Rステッカー

1・2号機 燃料取り出しに向けた工事の進捗について

1号機大型カバーは、使用前検査を2026年3月4、5日に合格し、ガレキ撤去用天井クレーンは落成検査を3月19日に合格しました。付帯設備のうち、換気設備は3月10日に設備の設置と試運転調整が完了しました。ダスト放射線モニタは、3月13日に試運転調整及びシステム切替を完了しました。両設備のインサービス後、ガレキ撤去に着手しますが、ガレキ撤去用天井クレーン、1250tクロウクレーン等を用いて主に遠隔操作により行います。撤去するガレキはオペフロ内でベッセル等の容器に格納し北側搬出口から搬出することを基本とします。大型の鉄骨等の一部は、ダストの飛散リスクが低いことを確認したのち、可動屋根を開放し直接搬出します。ガレキ撤去中は、ダスト濃度を監視し警報が発報した場合は作業を中断し、必要に応じて散水を行い、可動屋根が開放中の場合は速やかに閉塞します。

2号機燃料取扱設備の設置状況については、使用前検査を3月18日に合格し、燃料取扱設備設置が完了しました。2026年度1Qの燃料取り出し作業開始に向けて、3月25日より燃料取り出し訓練に着手しました。



1号機ガレキ撤去のイメージ

主な取組の配置図

ALPS処理水海洋放出の状況および2026年度放出計画について

3号機 PCV内部気中部調査（マイクロドローン調査）について

1・2号機 燃料取り出しに向けた工事の進捗について



提供：日本スペースイメージング（株）2024.1.14撮影
Product(C)[2024] Maxar Technologies.

3号機 PCV内部気中部調査(マイクロドローン調査)について

2026年3月26日



1. 概要

※3/26公表資料の抜粋版に加筆した資料

- 3号機については、2025年7月に燃料デブリ取り出しに係る設計検討について公表し、本格的なデブリ取り出しに向けて、更なるPCV内部の情報収集が求められる
- しかし、3号機は事故後以降、PCV水位が高い状態が続いたことから、使用可能なベネレーション(以下ベネ)が限られており、**現状整備されているのは、小径のX-53ベネ(約φ140mm)のみ**
- そのため、他号機で実績のある調査装置の適用は困難であり、新しく大径のアクセスルート構築が必要であるが、整備に時間を要してしまうため、現状でも実施可能な**超小型の“マイクロドローン”を活用したPCV内部調査を実施**
- 本調査では、2017年に水中ROVで調査したベデスタル内を更に詳細に調査し、未調査であるD/W 1FLについても調査を実施

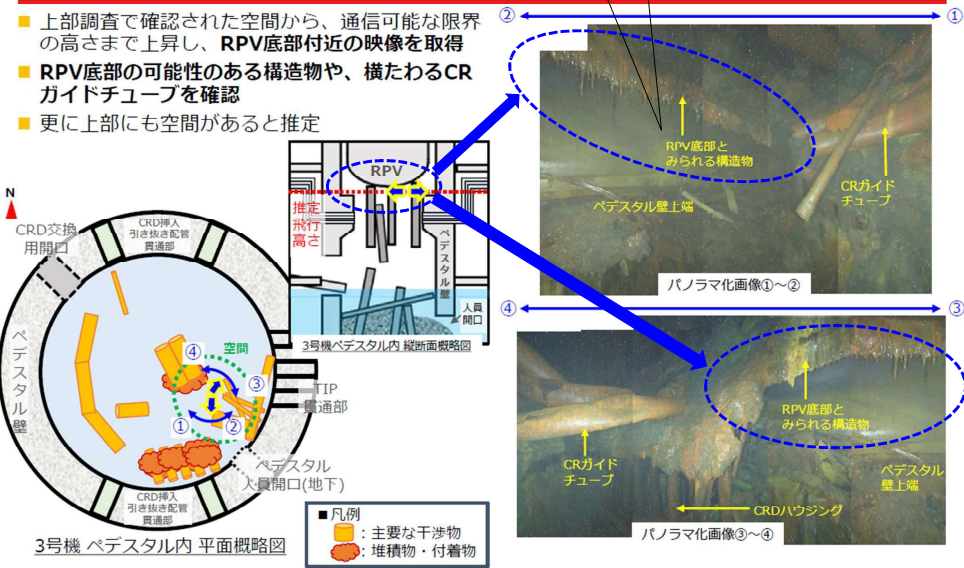


3号機PCV内部調査範囲 縦断面概略図

3号機マイクロドローン調査 調査イメージ

11. ペDESTAL内 RPV底部付近調査結果

RPV=原子炉圧力容器



※本資料では今回撮影できた範囲の結果を示す。
※概略図の凡例や干渉物等の配置・撮影方向については精査中であるため、おおよその位置を示す。また、写真中の構造物の名称についても現段階の推定となる。

2. 調査実績について



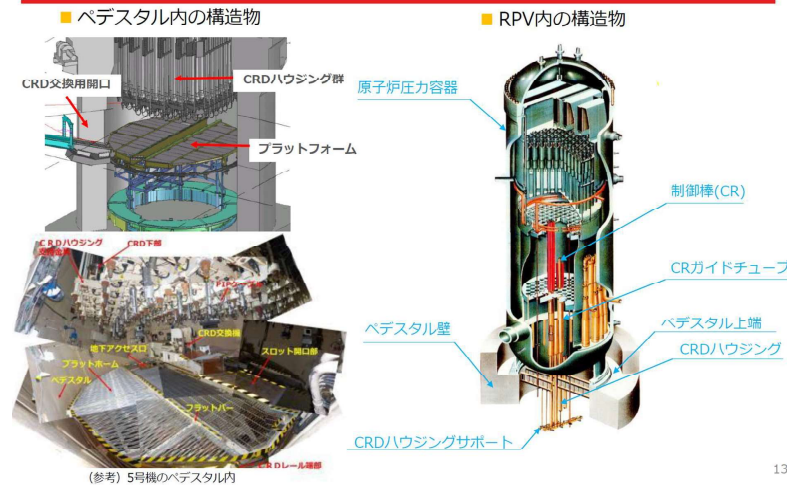
- 計画通り**11日間**の調査を行い、**合計21回**フライトを実施
- 本調査の主目的である、燃料デブリ取り出し工法検討に重要な情報(X-6ベネ周辺、ベDESTAL内)を取得でき、その他計画していた着目点についても調査を実施
- なお、調査期間中においてインストール装置の動作不良やドローンの墜落は発生していない

【実績】調査日程(調査期間: 11日、フライト数: 21回)

| | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 | 9日目 | 10日目 | 11日目 |
|-----|------------|---------|---------|------------|----------|---------|----------|----------------|---------------|-------------|-------------|
| エリア | ベテ外 | ベテ外 | ベテ外 | ベテ外 | ベテ内 | ベテ内 | ベテ内 | ベテ内外 | ベテ内 | ベテ内外 | ベテ内外 |
| 種別 | 初期 | 点群化 | 着目点 | 着目点 | 初期/点群化 | 着目点 | 着目点 | 追加 | 追加 | 追加 | 追加 |
| 1機目 | 反時計回り(横向き) | 南側(横向き) | 南側(横向き) | CRD開口(横向き) | 初期(横向き) | 下部(縦向き) | 上部①(縦向き) | X-6内部ベテ外他(縦向き) | ベテ内下部 中部(縦向き) | ベテ外点群化(縦向き) | 線量率推定用(縦向き) |
| 2機目 | 時計回り(横向き) | 北側(横向き) | 北側(横向き) | X-6ベネ(横向き) | 点群化(横向き) | 中部(縦向き) | 上部②(縦向き) | ベテ内上部(縦向き) | RPV底部周辺(縦向き) | ベテ内点群化(縦向き) | ※2 |



(参考) ペDESTAL内 RPV内の構造物について



(参考) 3号機PCV内部気中部調査(マイクロドローン調査)の公表動画 TEPCO

- 2026年3月12日(木) 公表動画(ベDESTAL外)
https://www.tepco.co.jp/library/movie/detail-j.html?catid=107299&video_uid=15295
- 2026年3月19日(木) 公表動画(ベDESTAL内)
https://www.tepco.co.jp/library/movie/detail-j.html?catid=107299&video_uid=15803
- 2026年3月19日(木) 公表動画(原子炉圧力容器底部付近)
https://www.tepco.co.jp/library/movie/detail-j.html?catid=107299&video_uid=15805



柏崎刈羽原子力発電所における
日本海側の海域活断層の長期評価への対応
および基準地震動策定について

2026年4月8日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

1. 柏崎刈羽原子力発電所における日本海側の海域活断層の長期評価への対応

【長期評価の影響評価及び能登半島地震を踏まえた影響評価への対応経緯】

- 2024年 8月 2日 地震調査研究推進本部が「日本海側の海域活断層の長期評価」を公表。
 - マグニチュード7.0程度以上の地震を発生させる可能性のある、長さ20km以上の活断層が示された。
(資料1_スライド6：地震本部(2024a))
 - 能登半島地震の震源断層が、北東—南西に延びる150km程度(門前断層帯～能登半島北岸断層帯～富山トラフ西縁断層にまたがる範囲)の断層と評価された。
(資料1_スライド126)
- 2024年 8月 5日 原子力規制庁より当社に対し、許可済みの6号機及び7号機の設置変更許可への影響を精査するよう指示があった。
- 2024年12月23日 第一回意見聴取会合実施。
- 2025年 6月 6日 第二回意見聴取会合実施。
- 2025年 6月27日 地震調査研究推進本部が「日本海中南部の海域活断層の長期評価(第一版)」(資料1_スライド7：地震本部(2025))を公表。
 - 前回長期評価(地震本部(2024a))より、新たに断層が追加されるとともに、地震発生確率等についても示された。
- 2025年12月19日 第三回意見聴取会合実施。
- 2026年 3月23日 第四回意見聴取会合実施。長期評価の影響評価及び能登半島地震を踏まえた影響評価について議論される。(評価結果は次ページ)

1. 柏崎刈羽原子力発電所における日本海側の海域活断層の長期評価への対応

【長期評価の影響評価】

- 長期評価に示された断層のうち敷地を中心とする半径100km範囲から、**詳細確認が必要な7つの断層を抽出し、基準地震動・基準津波への影響を検討した。**（資料1_スライド11）
- 検討の結果、**既存の基準地震動および基準津波に影響しないことを確認した。**（資料1_スライド12～15）

【能登半島地震を踏まえた影響評価】

- 2024年能登半島地震に関するデータ及び知見を踏まえ、以下を検討。
 - **基準地震動では敷地に大きな影響を与える検討用地震の選定段階であり、門前断層帯～能登半島北岸断層帯～富山トラフ西縁断層の全体（193km）が連動することを考慮し、影響を検討。**（資料1_スライド16、132、137）
 - **基準津波では走行・傾斜が異なる断層帯が一括で破壊する可能性は低いと考えられることから、門前断層帯～能登半島北岸断層帯（132km）と富山トラフ西縁断層（61km）が連動することを考慮し、影響を検討。**（資料1_スライド17～18、158）
- 検討の結果、**既存の基準地震動および基準津波に影響しないことを確認した。**

2. 柏崎刈羽原子力発電所における基準地震動の策定について

【浜岡原子力発電所における基準地震動策定方法】

- 中部電力の公表によると、「浜岡原子力発電所の地震動評価における代表波選定が、審査会合での説明内容と異なる方法や意図的な方法で実施されていた疑いがあることが確認された」（2026年1月5日プレスリリース文より抜粋）としている。
- また、「地震動評価のうち断層モデルを用いた手法において、**統計的グリーン関数法**と波数積分法によるハイブリッド合成法を採用した」としている。（資料2_スライド4、5）

【柏崎刈羽原子力発電所における基準地震動策定方法】

- 地震動評価のうち断層モデルを用いた手法については、F-B断層（Ss-2）と長岡平野西縁断層帯（Ss-4～7）が対象になっており、それぞれ中越沖地震において敷地内で得られた観測データを基に、**経験的グリーン関数法**を採用している。（資料3_スライド3、72、96）
- また、F-B断層については、中越沖地震（マグニチュード6.8）で得られたデータを基に、マグニチュード7.0へ拡張したモデルを設定し、地震動を評価している。（資料3_スライド83）

柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉

日本海側の海域活断層の長期評価 —兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖—（令和6年8月版） の影響について

2026年3月23日

東京電力ホールディングス株式会社

注) この資料は、「第4回日本海側の海域活断層の長期評価（令和6年8月版）への対応の現状聴取に係る会合（令和8年3月23日）」にて説明したもののから第274回地域の会定例会用に抜粋されたものです

本資料は、地震調査研究推進本部が公表した以下の2件の長期評価について、既許可評価への影響確認結果を取り纏めたものである。

- 2024年8月2日公表「日本海側の海域活断層の長期評価―兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖―（令和6年8月版）」
- 2025年6月27日公表「日本海中南部の海域活断層の長期評価（第一版）―近畿地域・北陸地域北方沖―」

1. 影響確認（概要）

地震本部（2024a）の概要

- 2024年8月2日、地震調査研究推進本部が「日本海側の海域活断層の長期評価一兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖一（令和6年8月版）」を公表（以下、「地震本部（2024a）」）。
- 評価の対象としている海域は、兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖の日本海。
- 評価対象海域に分布する活断層のうち、マグニチュード（M）7.0程度以上の地震を発生させる可能性がある、長さ20 km以上の活断層（活動した場合に、陸域で震度6弱以上の揺れ又は海岸で広く1 m程度以上の津波高となる可能性がある活断層）を主な対象として、これまでに行われた調査研究成果等に基づき評価対象海域の活断層を評価。
- 活断層の位置、長さ、形状及びそこで発生する地震の規模等について評価。

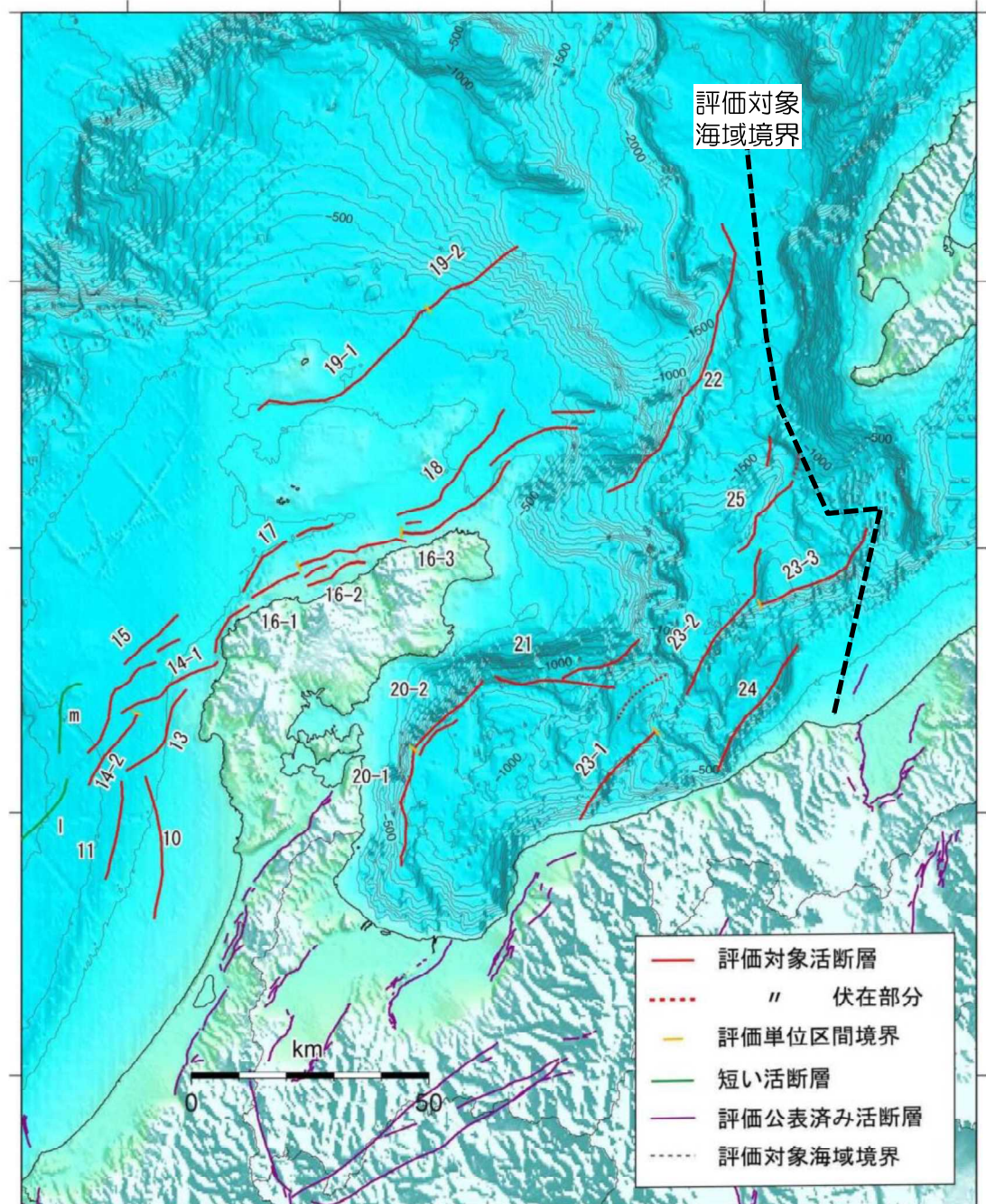
評価対象活断層

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 16-1: 能登半島北岸断層帯（猿山沖区間） | 21: 飯田海脚南縁断層 |
| 16-2: 能登半島北岸断層帯（輪島沖区間） | 22: 富山トラフ西縁断層 |
| 16-3: 能登半島北岸断層帯（珠洲沖区間） | 23-1: 上越沖断層帯（親不知沖区間） |
| 17: 輪島はるか沖断層 | 23-2: 上越沖断層帯（鳥ヶ首沖区間） |
| 18: 能登半島北方沖断層 | 23-3: 上越沖断層帯（上越海盆南縁区間） |
| 19-1: 舩倉島近海断層帯（南西区間） | 24: 名立沖断層 |
| 19-2: 舩倉島近海断層帯（北東区間） | 25: 上越海丘東縁断層 |
| 20-1: 七尾湾東方断層帯（大泊鼻沖区間） | |
| 20-2: 七尾湾東方断層帯（城ヶ崎沖区間） | |

図2-3 評価対象の海域活断層と海域の短い活断層の分布（東半部拡大図）

地形は GEBCO Compilation Group (2023)による。

地震本部（2024a）より抜粋・加筆



1. 影響確認（概要）

地震本部（2025）の概要

- 2025年6月27日、地震調査研究推進本部が「日本海中南部の海域活断層の長期評価（第一版）—近畿地域・北陸地域北方沖—」を公表（以下、「地震本部（2025）」）。
- 評価の対象としている海域は、近畿地域・北陸地域北方沖の日本海であり、地震本部(2024a)で含まれていた上越地方沖は除かれている。
- 新たに富山トラフ横断断層が追加されている。
- 地震本部（2024a）で評価を行っていなかった平均変位速度や地震発生確率等についても評価。
- 富山トラフ西縁断層の地震発生層下端が15km（2024a）から15～20km（2025）に変更されている。
- 地震本部（2024a・2025）の示す断層による既許可評価への影響確認については4～8章，令和6年能登半島地震を踏まえた検討については9章に示す。

（東部区域）

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 10：羽咋沖東断層 | 17：輪島はるか沖断層 |
| 11：羽咋沖西断層 | 18：能登半島北方沖断層 |
| 12：内灘沖断層 | 19-1：舩倉島近海断層帯（南西区間） |
| 13：海士岬沖東断層 | 19-2：舩倉島近海断層帯（北東区間） |
| 14-1：門前断層帯（門前沖区間） | 20-1：七尾湾東方断層帯（大泊鼻沖区間） |
| 14-2：門前断層帯（海士岬沖区間） | 20-2：七尾湾東方断層帯（城ヶ崎沖区間） |
| 15：沖ノ瀬東方断層 | 21：飯田海脚南縁断層 |
| 16-1：能登半島北岸断層帯（猿山沖区間） | 22：富山トラフ西縁断層 |
| 16-2：能登半島北岸断層帯（輪島沖区間） | 23：富山トラフ横断断層 |
| 16-3：能登半島北岸断層帯（珠洲沖区間） | |

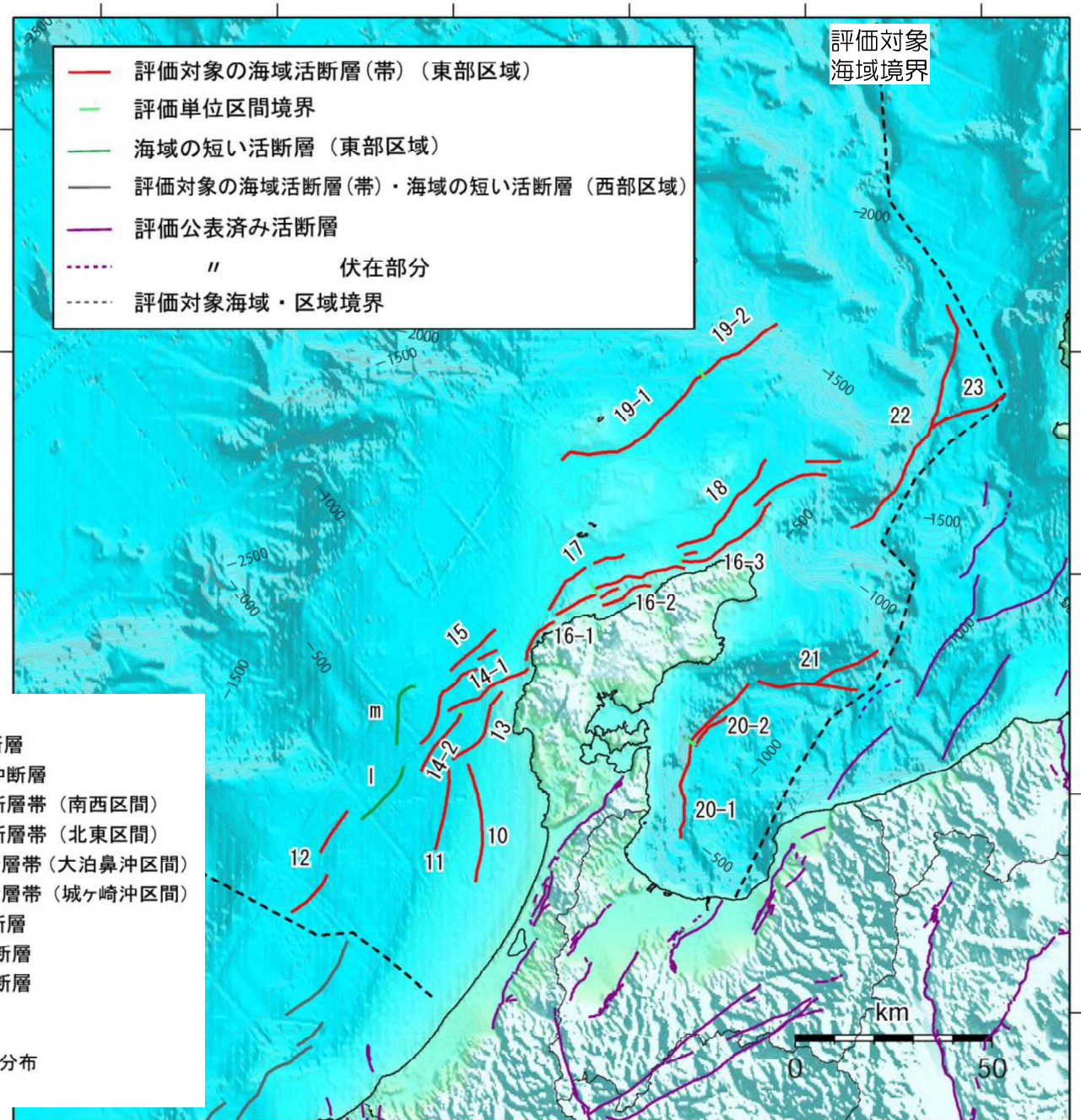


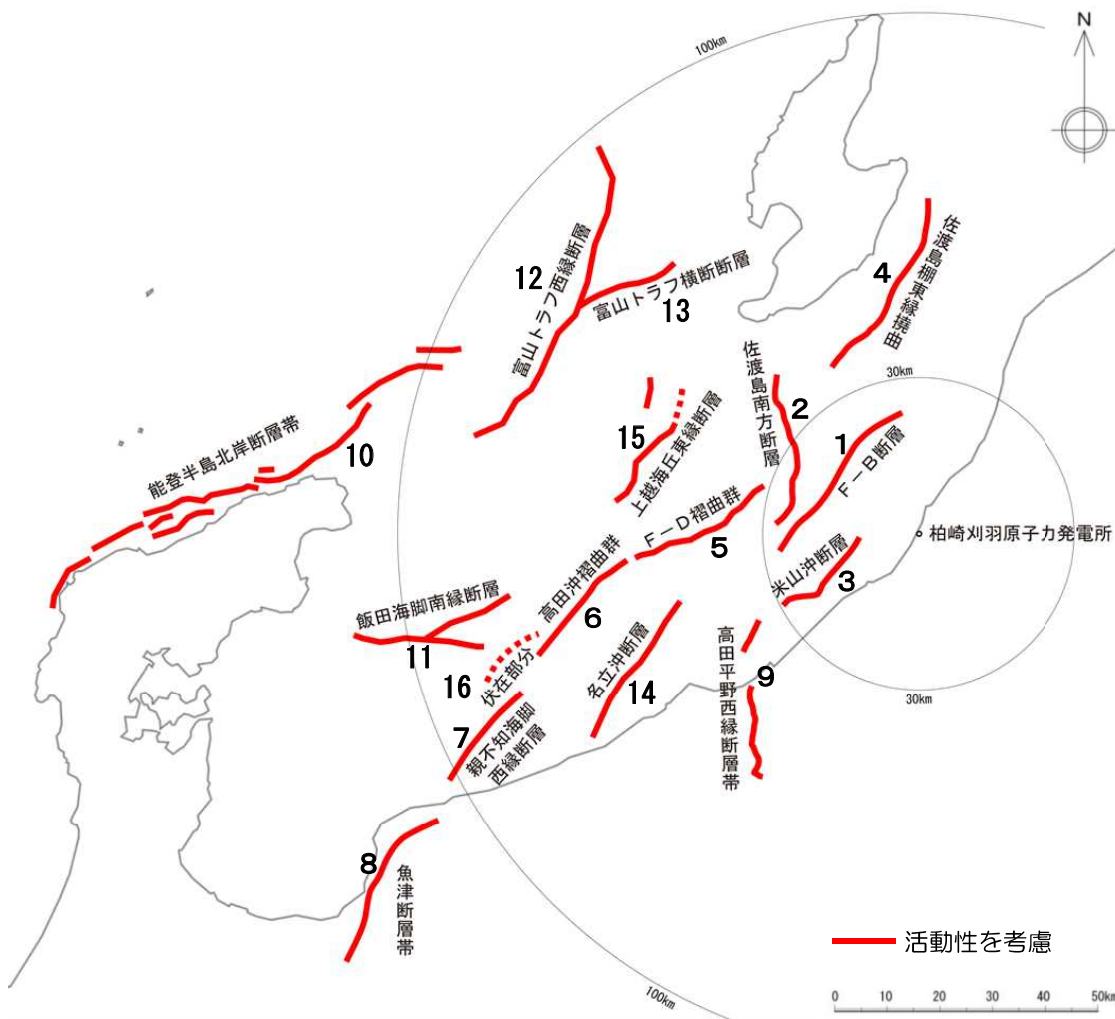
図 2-3 東部区域における評価対象の海域活断層(帯)と海域の短い活断層の分布
地形は GEBCO Compilation Group (2023) による。

地震本部（2025）より抜粋・加筆

1. 影響確認（概要）

活断層評価への影響確認（抽出した断層の詳細確認）

- 抽出した7つの断層（10～16）について、敷地に与える影響を定量的に確認するため、地震本部（2024a・2025）が示す位置及び断層長さを採用し、地震動評価、津波評価への影響確認を行う。



敷地周辺海域～陸域の断層分布図

| 番号 | 地質構造名 | | 長さ |
|----|-----------|--------|-------|
| 1 | F-B断層 | F-B褶曲群 | 36km |
| 2 | 佐渡島南方断層 | | 29km |
| 3 | 米山沖断層 | | 21km |
| 4 | 佐渡島棚東縁撓曲 | | 37km |
| 5 | F-D褶曲群 | | 30km |
| 6 | 高田沖褶曲群 | | 25km |
| 7 | 親不知海脚西縁断層 | | 72km |
| 8 | 魚津断層帯 | | |
| 9 | 高田平野西縁断層帯 | | 30km |
| 10 | 能登半島北岸断層帯 | | 94km |
| 11 | 飯田海脚南縁断層 | | 31km |
| 12 | 富山トラフ西縁断層 | | 61km |
| 13 | 富山トラフ横断断層 | | 20km |
| 14 | 名立沖断層 | | 31km |
| 15 | 上越海丘東縁断層 | | 25km |
| 16 | 伏在部分 | | 17km※ |

※ 地震本部（2024a）では断層長さが示されていないが、平面図からの読み取りで約14km、日本海地震・津波調査プロジェクトでは伏在部分に対応すると考えられるTB6の断層長さが17kmとされており、後述の地震動評価、津波評価への影響確認では保守的に断層長さを17kmと設定する。

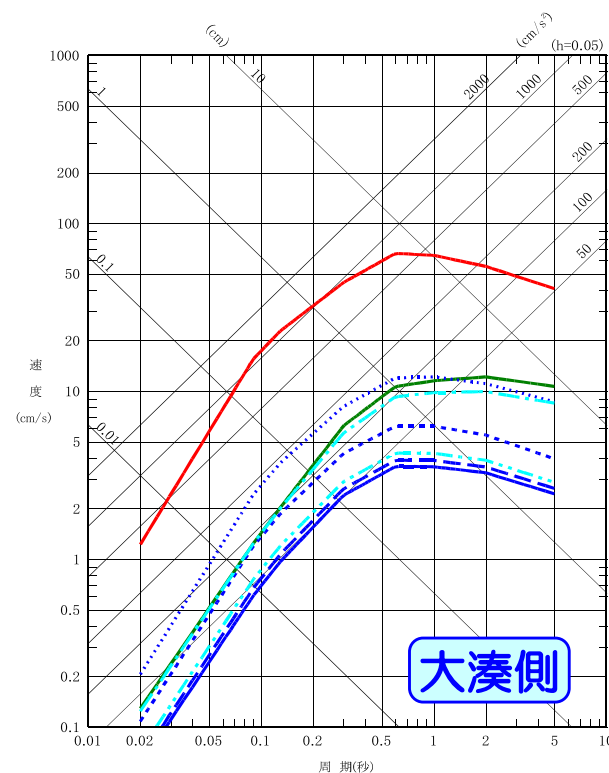
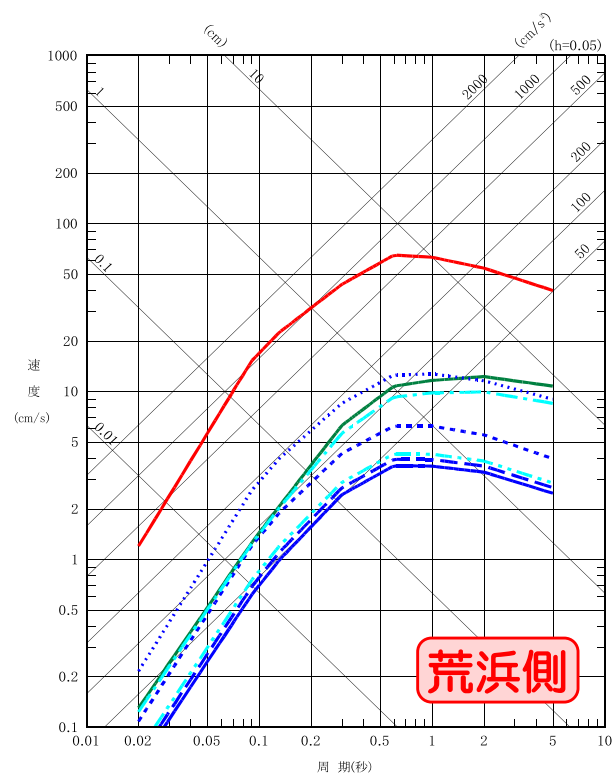
1. 影響確認（概要）

地震動評価への影響確認

- 抽出した7つの断層について、既許可時の検討用地震の選定フローに基づき、基準地震動への影響を確認した。
- 抽出した断層による地震は、(1) 既許可の考え方に基づく影響確認、(2) 地震本部（2024a・2025）に基づく地震規模を用いた影響確認において、海域の検討用地震であるF-B断層による地震とNoda et al.（2002）による応答スペクトルを比較すると、全周期帯においてF-B断層による地震の応答を下回ることを確認した。
- したがって、地震本部（2024a・2025）を踏まえても海域の検討用地震はF-B断層による地震で代表でき、海域の検討用地震に変更がないことから、既許可評価の基準地震動に影響しないことを確認した。

— 海域の検討用地震（F-B断層による地震）
— 能登半島北岸断層帯による地震
— 飯田海脚南縁断層による地震
- - - 富山トラフ西縁断層による地震

- - - 富山トラフ横断断層による地震
- - - 名立沖断層による地震
- - - 上越海丘東縁断層による地震
- - - 伏在部分による地震



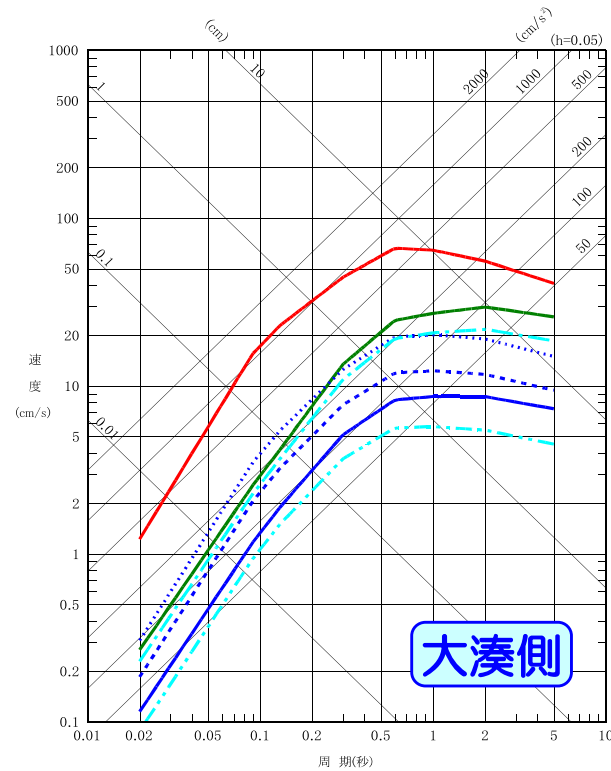
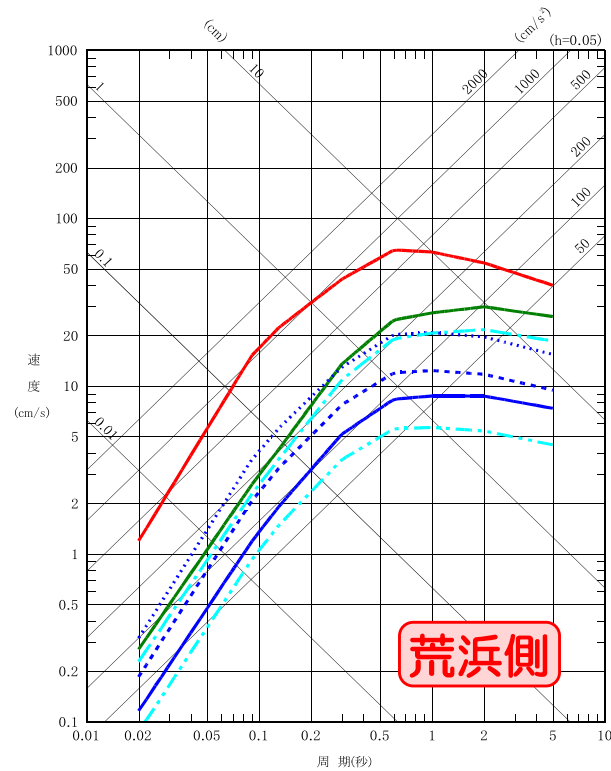
(1) 既許可の考え方に基づく影響確認の結果

1. 影響確認 (概要)

地震動評価への影響確認

- 海域の検討用地震 (F-B断層による地震)
- 能登半島北岸断層帯による地震
- 飯田海脚南縁断層による地震
- - - 富山トラフ西縁断層による地震

- - - 富山トラフ横断断層による地震
- - - 名立沖断層による地震
- - - 上越海丘東縁断層による地震



(2) 地震本部 (2024a・2025) に基づく地震規模を用いた影響確認の結果

1. 影響確認（概要）

津波評価への影響確認

- 抽出した7つの断層について、既許可評価の基準津波策定フローに基づき、基準津波への影響確認を行った。
- 既許可評価では、敷地周辺海域の活断層について、概略パラメータスタディを実施し、抽出された最大ケースについて、すべり分布の不均質性、詳細パラメータスタディ及び潮位条件を考慮した上で、地震以外の要因による津波との組合せを検討し、基準津波を評価している。
- これを踏まえ、7つの断層による津波と既許可時の概略パラメータスタディで抽出された敷地周辺海域の活断層による津波の最大ケースを比較することにより、基準津波への影響を確認した。
- その結果、7つの断層による津波の水位変動量は、既許可評価における敷地周辺海域の活断層による津波の水位変動量（水位上昇側最大ケース：5断層連動モデル、水位下降側最大ケース：長岡十日町連動モデル）を下回ることを確認した。
- したがって、地震本部（2024a・2025）を踏まえても、敷地周辺海域の活断層による津波の最大ケースに変更がないことから、既許可評価の基準津波に影響しないことを確認した。

1. 影響確認（概要）

津波評価への影響確認

| | | 断層名 | 波源のモデル化 | 最大水位上昇量 (m) | | | | |
|-------------------|------------|-----------|--------------|-------------|-----|--------|--------|------------|
| | | | | 取水口全体 | | 6号炉取水口 | 7号炉取水口 | 荒浜側防潮堤前面※1 |
| 既許可評価 | 水位上昇側最大ケース | 5断層連動モデル | 土木学会手法 | +4.85 | 3号炉 | +3.75 | +3.88 | +6.01 |
| 地震本部 (2024a・2025) | | 能登半島北岸断層帯 | 土木学会手法 | +1.13 | 1号炉 | +1.07 | +1.00 | — |
| | | 飯田海脚南縁断層 | | +0.52 | 2号炉 | +0.44 | +0.42 | — |
| | | 富山トラフ西縁断層 | | +1.91 | 1号炉 | +1.45 | +1.27 | — |
| | | 富山トラフ横断断層 | | +0.36 | 6号炉 | +0.36 | +0.31 | — |
| | | 名立沖断層 | | +0.80 | 1号炉 | +0.68 | +0.65 | — |
| | | 上越海丘東縁断層 | | +0.76 | 1号炉 | +0.56 | +0.45 | — |
| | | 伏在部分 | | +0.14 | 1号炉 | +0.11 | +0.09 | — |
| | | 能登半島北岸断層帯 | 強震動予測 レシビ | +1.01 | 1号炉 | +0.80 | +0.79 | — |
| | | 飯田海脚南縁断層 | | +0.43 | 1号炉 | +0.34 | +0.32 | — |
| | | 富山トラフ西縁断層 | | +1.60 | 1号炉 | +1.41 | +1.25 | — |
| | | 富山トラフ横断断層 | | +0.24 | 6号炉 | +0.24 | +0.19 | — |
| | | 名立沖断層 | | +0.66 | 1号炉 | +0.57 | +0.56 | — |
| | | 上越海丘東縁断層 | | +0.65 | 1号炉 | +0.47 | +0.41 | — |
| | | 伏在部分 | | +0.14 | 1号炉 | +0.10 | +0.08 | — |

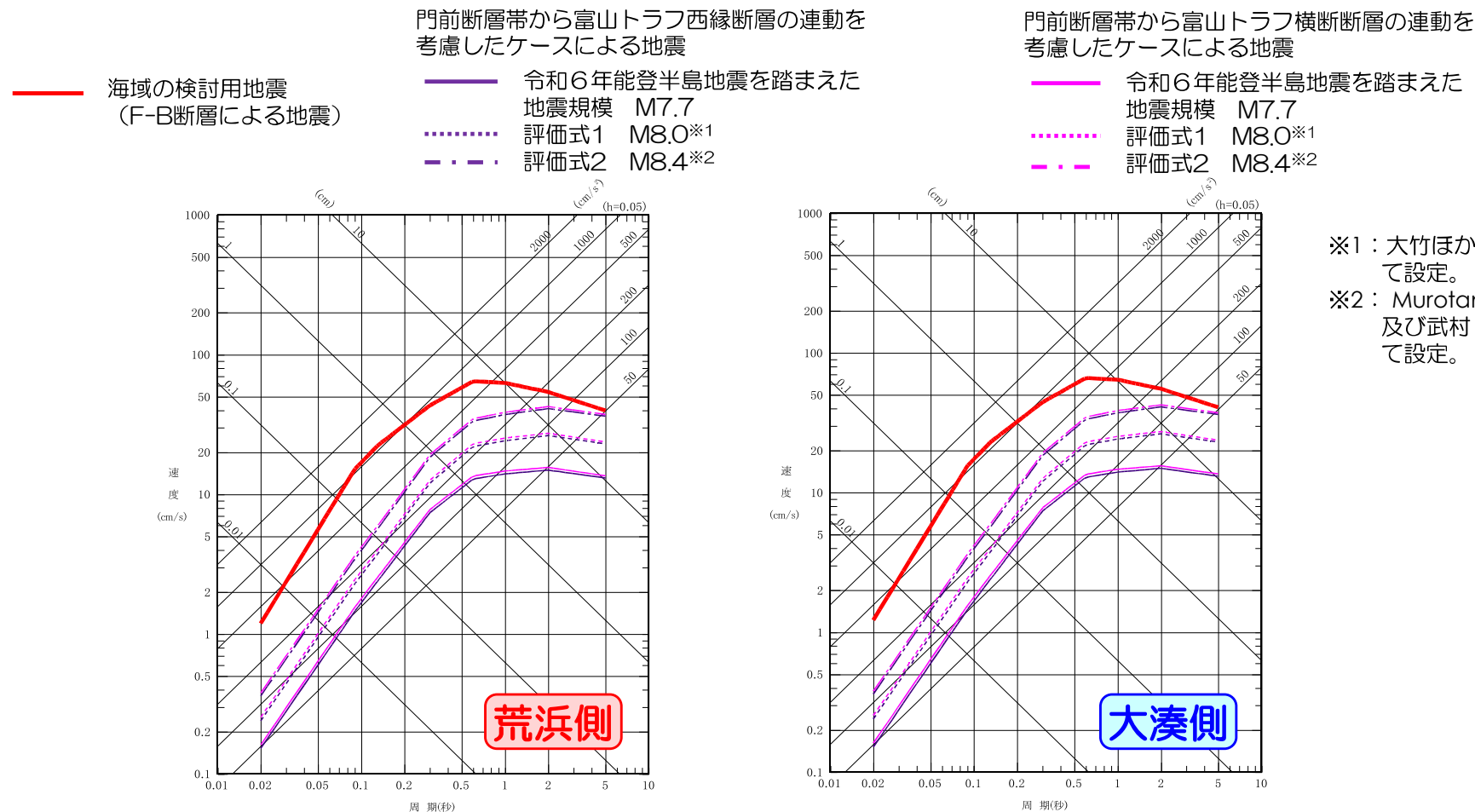
※1 荒浜側防潮堤前面の敷地高さは概ねT.M.S.L.+3m以上であり、当該位置まで遡上しない場合は「—」で表示。
 今回は荒浜側防潮堤ありの条件で検討（荒浜側防潮堤まで遡上しないため、荒浜側防潮堤あり／なしの条件による影響はない）。

| | | 断層名 | 波源のモデル化 | 最大水位下降量 (m) | | | |
|-------------------|------------|------------|--------------|-------------|-----|--------|--------|
| | | | | 取水口全体 | | 6号炉取水口 | 7号炉取水口 |
| 既許可評価 | 水位下降側最大ケース | 長岡十日町連動モデル | 強震動予測レシビ | -4.88 | 1号炉 | -3.77 | -3.77 |
| 地震本部 (2024a・2025) | | 能登半島北岸断層帯 | 土木学会手法 | -1.69 | 1号炉 | -1.50 | -1.44 |
| | | 飯田海脚南縁断層 | | -0.55 | 1号炉 | -0.41 | -0.37 |
| | | 富山トラフ西縁断層 | | -1.63 | 1号炉 | -1.23 | -1.13 |
| | | 富山トラフ横断断層 | | -0.34 | 1号炉 | -0.28 | -0.23 |
| | | 名立沖断層 | | -0.75 | 1号炉 | -0.65 | -0.61 |
| | | 上越海丘東縁断層 | | -0.68 | 5号炉 | -0.55 | -0.47 |
| | | 伏在部分 | | -0.15 | 1号炉 | -0.11 | -0.12 |
| | | 能登半島北岸断層帯 | 強震動予測 レシビ | -1.53 | 1号炉 | -1.33 | -1.26 |
| | | 飯田海脚南縁断層 | | -0.42 | 1号炉 | -0.30 | -0.28 |
| | | 富山トラフ西縁断層 | | -1.60 | 1号炉 | -1.26 | -1.10 |
| | | 富山トラフ横断断層 | | -0.24 | 1号炉 | -0.18 | -0.16 |
| | | 名立沖断層 | | -0.59 | 2号炉 | -0.49 | -0.48 |
| | | 上越海丘東縁断層 | | -0.55 | 1号炉 | -0.42 | -0.39 |
| | | 伏在部分 | | -0.13 | 1号炉 | -0.09 | -0.10 |

1. 影響確認 (概要)

令和6年能登半島地震を踏まえた検討 (1) 地震動評価への影響確認

- 令和6年能登半島地震を踏まえた検討についても、既許可時の検討用地震の選定フローに基づき、基準地震動への影響を確認した。
- 門前断層帯から富山トラフ西縁断層の連動及び門前断層帯から富山トラフ横断断層の連動を考慮したケースによる地震は、a. 既許可の考え方に基づく影響確認、b. 既存の評価式に基づく地震規模を用いた影響確認において、海域の検討用地震であるF-B断層による地震とNoda et al. (2002) による応答スペクトルを比較すると、全周期帯においてF-B断層による地震の応答を下回ることを確認した。
- したがって、令和6年能登半島地震を踏まえても海域の検討用地震はF-B断層による地震で代表でき、海域の検討用地震に変更がないことから、既許可評価の基準地震動に影響しないことを確認した。



※1：大竹ほか (2002) を用いて設定。
※2：Murotani et al. (2015) 及び武村 (1990) を用いて設定。

1. 影響確認（概要）

令和6年能登半島地震を踏まえた検討（2）津波評価への影響確認

- 令和6年能登半島地震を踏まえた検討についても、既許可評価の基準津波策定フローに基づき、基準津波への影響確認を行った。

【連動を考慮したケースの波源設定】

- 門前断層帯から富山トラフ西縁断層の連動を考慮したケースについて、令和6年能登半島地震に関するデータ及び知見が得られていることから、そこから得られたデータ及び知見を反映した上で、津波波源モデルを設定した。

【①津波波源モデルの設定方法の検討】

- ・ 令和6年能登半島地震に関して得られたデータ及び知見を以下の観点で分析・整理し、津波波源モデルの設定方法を検討した。
- ・ その結果、門前断層帯及び能登半島北岸断層帯と走向・傾斜が異なる富山トラフ西縁断層が一括で破壊する可能性は低いと考えられる。一方、門前断層帯と能登半島北岸断層帯については、一括で破壊する可能性を否定するデータ及び知見は得られなかった。
- ・ 以上を踏まえ、門前断層帯及び能登半島北岸断層帯、富山トラフ西縁断層それぞれに既許可と同様のスケーリング則を適用し、それらの地震モーメントの和をもって地震規模を算定し津波波源モデルを設定する方法を検討した。

【②適用性の確認】

- ・ 令和6年能登半島地震で推定されている震源断層の地震規模・すべり量、津波の観測値及び痕跡調査データとの比較検討により適用性を確認した。
- ・ 門前断層帯（門前沖区間、23km）、能登半島北岸断層帯（94km）、富山トラフ西縁断層の南半分（31km）の全長約150kmの連動モデルを仮定した。
- ・ 上記の連動モデルの地震規模は令和6年能登半島地震で推定されている震源断層の地震規模を上回る。また、上記の連動モデルのすべり量は令和6年能登半島地震で推定されている震源断層のすべり量を概ね上回る。
- ・ 上記の連動モデルについて津波数値シミュレーションを実施した結果、計算結果は観測値と同程度か上回ること、痕跡高を概ね上回ることを確認した。
- ・ 以上のことから、門前断層帯及び能登半島北岸断層帯、富山トラフ西縁断層それぞれに既許可と同様のスケーリング則を適用し、それらの地震モーメントの和をもって地震規模を算定して津波波源モデルを設定する方法は適切と判断した。

【③津波波源モデルの設定】

- ・ 以上の検討結果を踏まえ、門前断層帯及び能登半島北岸断層帯の全長（132km）と富山トラフ西縁断層（61km）それぞれにスケーリング則を適用し、それらの地震モーメントの和をもって地震規模を算定し津波波源モデルを設定した。

【検討対象地すべりの選定】

- 既許可評価では、海底地すべりLS-1～3を検討対象として選定していたが、令和6年能登半島地震に伴う海底地すべりに関連する文献を確認した結果、能登半島東方沖で複数の海底地すべりが報告されていること、連動を考慮したケースの波源付近に海底地すべりLS-5、6が分布すること、これらの海底地すべりの土塊の移動方向が連動を考慮したケースによる津波の進行方向と概ね同様と考えられることから、これらを検討対象として追加し、このうち規模の大きい海底地すべりLS-6を代表として検討した。

【連動を考慮したケースとの組合せ】

- 海底地すべりLS-1～3は近接して分布し、連動を考慮したケースの波源との相対的な位置関係がほぼ同様であること、海底地すべりの土塊の移動方向もほぼ同様であることから、既許可評価と同様に、それぞれの評価位置（取水口前面、荒浜側防潮堤前面）における線形足し合わせの結果、最も敷地への影響が大きいと考えられる組合せを抽出し、同一の波動場にて数値シミュレーションを実施した。
- 一方、海底地すべりLS-6はこれら3つとは離れて分布し、連動を考慮したケースの波源との相対的な位置関係が異なり連動を考慮したケースの波源付近に分布すること、海底地すべりの土塊の移動方向もこれら3つとは異なり連動を考慮したケースによる津波の進行方向と概ね同様と考えられることなどから、重畳による非線形性等の影響が海底地すべりLS-1～3とは異なる想定されるため、線形足し合わせの結果によらず、全ての評価位置を対象に、同一の波動場にて数値シミュレーションを実施した。

【影響確認結果】

- 連動を考慮したケースによる津波と海底地すべりによる津波を組合せた津波の最高水位は基準津波1、3の最高水位を下回ること、基準津波2の最低水位を上回ることを確認した。
- したがって、令和6年能登半島地震を踏まえても、基準津波に変更がないことから、既許可評価の基準津波に影響しないことを確認した。

1. 影響確認（概要）

令和6年能登半島地震を踏まえた検討（2）津波評価への影響確認

【取水口前面】

| | | 地震 | 波源のモデル化 | 組合せ | 水位 T.M.S.L. (m) | | | |
|-----------------|------------|-----------------------------------|----------------------|------------------------------|-----------------|--------|--------|------|
| | | | | | 取水口全体 | 6号炉取水口 | 7号炉取水口 | |
| 既許可評価 | 基準津波1※ | 日本海東縁部 (2領域モデル) | 強震動予測 レシビ | 地震+潮位+海底地すべり (LS-2) | +6.8 | 1号炉 | +6.2 | +6.1 |
| 地震本部 (2024a) | 連動を考慮したケース | 門前断層帯 ～能登半島北岸断層帯 +富山トラフ西縁断層 | 土木学会手法 (不確かさモデルA) | 地震+潮位+海底地すべり (LS-3, 106秒) | +4.3 | 1号炉 | +3.5 | +3.5 |
| | | | | 地震+潮位+海底地すべり (LS-6, 71秒) | +4.9 | 5号炉 | +4.7 | +4.4 |

※ 基準津波1は取水口前面及び荒浜側防潮堤内敷地において最高水位となるケース。

【取水口前面】

| | | 地震 | 波源のモデル化 | 組合せ | 水位 T.M.S.L. (m) | | | |
|-----------------|------------|-----------------------------------|----------------------|------------------------------|-----------------|--------|--------|--------|
| | | | | | 取水口全体 | 6号炉取水口 | 7号炉取水口 | |
| 既許可評価 | 基準津波2※1 | 日本海東縁部 (2領域モデル) | 強震動予測 レシビ | 地震+潮位※2 | -5.4 | 4号炉 | -3.5 | -3.5 |
| 地震本部 (2024a) | 連動を考慮したケース | 門前断層帯 ～能登半島北岸断層帯 +富山トラフ西縁断層 | 土木学会手法 (不確かさモデルA) | 地震+潮位+海底地すべり (LS-3, 139秒) | -3.7 | 1号炉 | -3.0※3 | -3.0※3 |
| | | | | 地震+潮位+海底地すべり (LS-6, 110秒) | -2.7 | 1号炉 | -2.4※3 | -2.2※3 |

※1 基準津波2は取水口前面において最低水位となるケース。

※2 「地震による津波」の最低水位が「地震による津波と海底地すべり津波の組合せ」の最低水位を下回るため、「地震による津波」のみのケースが決定ケース。

※3 海水貯留堰高さ (T.M.S.L.-3.5m) を下回らない。

【荒浜側防潮堤前面】

| | | 地震 | 波源のモデル化 | 組合せ | 水位 T.M.S.L. (m) |
|-----------------|------------|-----------------------------------|----------------------|---------------------------|-----------------|
| | | | | | 荒浜側防潮堤前面※2 |
| 既許可評価 | 基準津波3※1 | 海域の活断層 (5断層連動モデル) | 土木学会手法 | 地震+潮位+海底地すべり (LS-2) | +7.6 |
| 地震本部 (2024a) | 連動を考慮したケース | 門前断層帯 ～能登半島北岸断層帯 +富山トラフ西縁断層 | 土木学会手法 (不確かさモデルA) | 地震+潮位+海底地すべり (LS-2, 46秒) | - |
| | | | | 地震+潮位+海底地すべり (LS-3, 150秒) | +3.2 |
| | | | | 地震+潮位+海底地すべり (LS-3, 106秒) | +3.5 |
| | | | | 地震+潮位+海底地すべり (LS-6, 43秒) | +7.4 |

※1 基準津波3は荒浜側防潮堤前面において最高水位となるケース。

※2 荒浜側防潮堤前面の敷地高さは概ねT.M.S.L.+3m以上であり、当該位置まで遡上しない場合は「-」で表示。

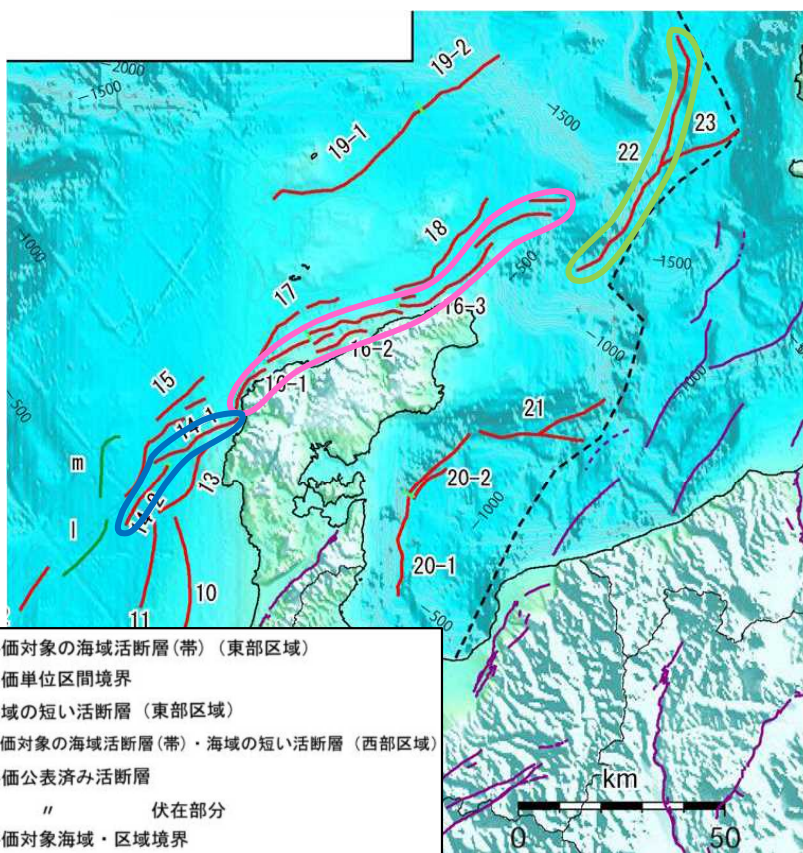
【荒浜側防潮堤内敷地】

| | | 地震 | 波源のモデル化 | 組合せ | 水位 T.M.S.L. (m) | |
|-----------------|------------|-----------------------------------|----------------------|---------------------|--------------------------|------|
| | | | | | 荒浜側防潮堤内敷地 | |
| 既許可評価 | 基準津波1※ | 日本海東縁部 (2領域モデル) | 強震動予測 レシビ | 地震+潮位+海底地すべり (LS-2) | +6.7 | |
| 地震本部 (2024a) | 連動を考慮したケース | 門前断層帯 ～能登半島北岸断層帯 +富山トラフ西縁断層 | 土木学会手法 (不確かさモデルA) | 水位上昇側 取水口前面 | 地震+潮位+海底地すべり (LS-6, 71秒) | +5.9 |
| | | | | 水位上昇側 荒浜側防潮堤前面 | 地震+潮位+海底地すべり (LS-6, 43秒) | +5.8 |

※ 基準津波1は取水口前面及び荒浜側防潮堤内敷地において最高水位となるケース。

9. 令和6年能登半島地震を踏まえた検討

- 令和6年能登半島地震について、地震本部（2024a）では以下の通り指摘されている。
 - ・「能登半島地震の震源断層は、北東-南西に延びる150km程度（14：門前断層帯～16：能登半島北岸断層帯～22：富山トラフ西縁断層にまたがる範囲）の主として南東傾斜の逆断層であると評価」
 - ・「これらのような隣接している活断層帯又は活断層は、部分的に同時に活動する可能性を否定できない」
- このうち、富山トラフ西縁断層については、断層と敷地との位置関係から、敷地に与える影響が相対的に大きいと推定されるため、富山トラフ西縁断層と門前断層帯、能登半島北岸断層帯との連動について影響検討を行う。
- 地震本部（2025）で新たに示された富山トラフ横断断層は、富山トラフ西縁断層から枝分かれするように東北東に延びるとされており、地震本部が地震規模の推定に採用している松田（1975）によれば、断層が並行もしくは分岐して分布する場合、その範囲を含む円を描き、その直径をもって断層長さの代わりとするとされていること、仮に、富山トラフ西縁断層の南部から富山トラフ横断断層へ分岐する断層を想定した場合でも、富山トラフ西縁断層の全長よりも短いことから、富山トラフ横断断層は富山トラフ西縁断層に包含されると判断し、富山トラフ西縁断層と門前断層帯、能登半島北岸断層帯との連動を基本とし検討を行う。



断層が並行もしくは分岐して分布する事例としては、1896年陸羽地震（M7.2）や1927年北丹後地震（M7.3）が事例として挙げられる。松田（1975）は、これらのように面的な広がりを持って地表地震断層が出現した場合には、その範囲を含む円を描き、その直径をもって長さLの代わりとしている。今回の検討では、並走する断層や分岐する断層の規模評価に関して議論できなかったため、直線的に連続して分布する場合と同様に、全体の長さ（もしくは1回のずれの量）に基づいて地震規模を推定することとする。

地震本部（2010）より抜粋・加筆

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 10：羽咋沖東断層 | 17：輪島はるか沖断層 |
| 11：羽咋沖西断層 | 18：能登半島北方冲断層 |
| 12：内灘冲断層 | 19-1：舩倉島近海断層帯（南西区間） |
| 13：海士岬冲東断層 | 19-2：舩倉島近海断層帯（北東区間） |
| 14-1：門前断層帯（門前冲区間） | 20-1：七尾湾東方断層帯（大泊鼻冲区間） |
| 14-2：門前断層帯（海士岬冲区間） | 20-2：七尾湾東方断層帯（城ヶ崎冲区間） |
| 15：沖ノ瀬東方断層 | 21：飯田海脚南縁断層 |
| 16-1：能登半島北岸断層帯（猿山冲区間） | 22：富山トラフ西縁断層 |
| 16-2：能登半島北岸断層帯（輪島冲区間） | 23：富山トラフ横断断層 |
| 16-3：能登半島北岸断層帯（珠洲冲区間） | |

地震本部（2025）より抜粋・加筆

9. 令和6年能登半島地震を踏まえた検討 (1) 地震動評価への影響確認 影響確認方法

- 連動を考慮したケースによる地震について、既許可時と同様の方法である地震動予測式のNoda et al. (2002) による応答スペクトルの比較を実施し、海域の検討用地震が既許可評価のF-B断層による地震で代表できることに変更がなく、既許可評価の基準地震動に影響がないことを確認する。
- 門前断層帯から富山トラフ西縁断層の連動は、地震本部（2024a・2025）より193kmと設定する。また、門前断層帯から富山トラフ横断断層の連動は、地震本部（2024a・2025）より183kmと設定する*。
※富山トラフ西縁断層は、富山トラフ西縁断層の西端と富山トラフ横断断層の西端を結ぶ区間の断層面として設定。
- 地震規模は令和6年能登半島地震が既に発生している地震であることを踏まえ、既許可時と同様にこれまでに報告されている知見から震源モデルを設定し、令和6年能登半島地震の物理量を保持するよう、スケーリング則に従いマグニチュードを算定する（P135～136参照）。
- また、敷地から遠いものの長大な断層であることを踏まえ、前項の影響確認フローとは異なるが、地震規模を相当安全側の評価としても影響がないことを示すため、既存の評価式に基づく地震規模を用いた影響確認を実施する。
- 地震発生層は、P103に示す通り設定し、影響確認を実施する。

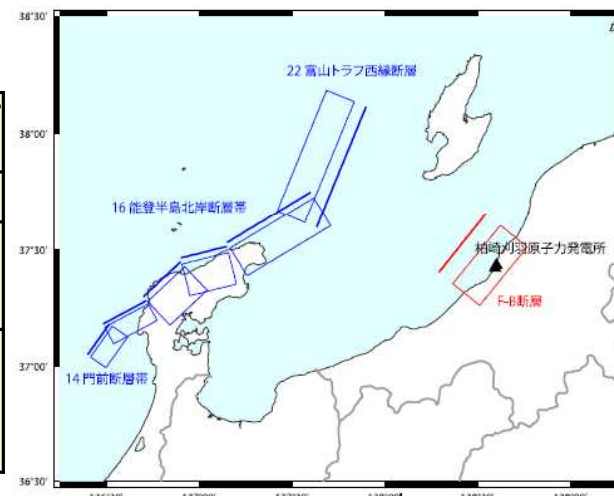
9. 令和6年能登半島地震を踏まえた検討 (1) 地震動評価への影響確認

a. 既許可の考え方に基づく影響確認 断層諸元

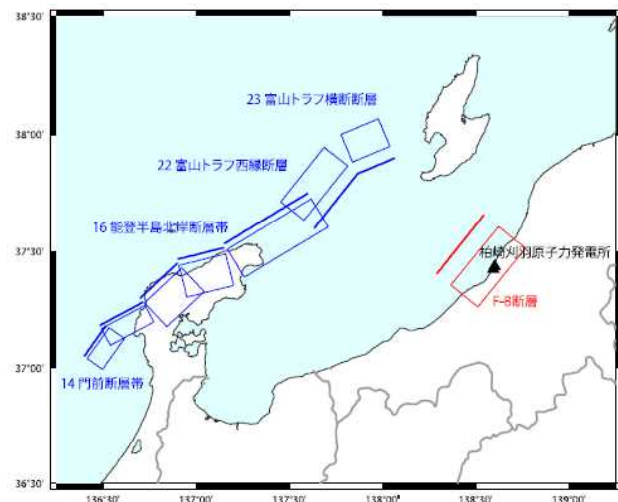
- Noda et al. (2002) に用いる断層諸元を下記に示す。
- 地震規模の設定は芝 (2024) の断層面積を用いて令和6年能登半島地震の知見を反映して設定している。

| | 断層名 | 断層長さ (km) | 地震規模 | 断層傾斜角 ^{※3} (°) | 地震発生層 (km) | | 断層幅 ^{※4} (km) | 断層面積 (km ²) | 等価震源距離 ^{※5} (km) | |
|------------|--------------------------------|-----------|------|-------------------------|------------|----|------------------------|-------------------------|---------------------------|-----|
| | | | | | 上端 | 下端 | | | 荒浜 | 大湊 |
| 連動を考慮したケース | 門前断層帯から富山トラフ西縁断層 ^{※1} | 193 | 7.7 | 60 | 3 | 18 | 18 | 4026 | 118 | 118 |
| | | | | 45 | 3 | 18 | 22 | | | |
| | | | | 45 | 6 | 20 | 20 | | | |
| | 門前断層帯から富山トラフ横断断層 ^{※2} | 183 | 7.7 | 60 | 3 | 18 | 18 | 3866 | 114 | 114 |
| 45 | | | | 3 | 18 | 22 | | | | |
| 45 | | | | 6 | 20 | 20 | | | | |
| 45 | | | | 6 | 20 | 20 | | | | |

※1：表中に複数の値がある場合、上から門前断層帯、能登半島北岸断層帯、富山トラフ西縁断層帯の順に記載。
 ※2：表中に複数の値がある場合、上から門前断層帯、能登半島北岸断層帯、富山トラフ西縁断層帯、富山トラフ横断断層の順に記載。
 ※3：断層傾斜角は地震本部 (2024a・2025) に基づき高角=60度、中角=45度と設定。
 ※4：断層幅は地震発生層厚さ及び断層傾斜角に基づき、地震発生層を飽和するように設定。
 ※5：等価震源距離は地震本部 (2024a・2025) の断層位置を用いて、断層傾斜角及び地震発生層を考慮して設定。



門前断層帯から富山トラフ西縁断層の連動



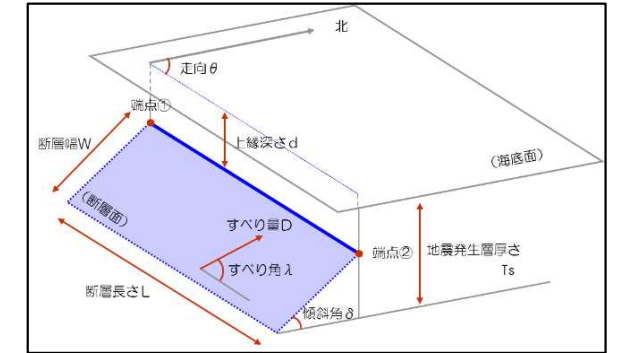
門前断層帯から富山トラフ横断断層の連動

| | 断層名 | 断層長さ (km) | 地震規模 | 断層傾斜角 (°) | 地震発生層 (km) | | 断層幅 (km) | 断層面積 (km ²) | 等価震源距離 (km) | | |
|-------|----------|-----------|------|-----------|------------|----|----------|-------------------------|-------------|----|----|
| | | | | | 上端 | 下端 | | | 荒浜 | 大湊 | |
| 既許可評価 | 海域の検討用地震 | F-B断層 | 36 | 7.0 | 35 | 6 | 17 | 20 | 720 | 13 | 13 |

9. 令和6年能登半島地震を踏まえた検討 (2) 津波評価への影響確認

a. 波源の設定 (③津波波源モデルの設定)

- 前述の検討結果を踏まえ、門前断層帯及び能登半島北岸断層帯の全長(132km)と富山トラフ西縁断層(61km)それぞれにスケーリング則を適用し、それらの地震モーメントの和をもって地震規模を算定し津波波源モデルを設定した。
- 地震本部(2024a)では、隣接する断層について部分的な活動を指摘しているが、3つの断層についてはいずれも、断層全体が活動するものとして不確かさを考慮し、保守的に評価を行う。
- 断層パラメータについては、地震本部(2024a・2025)及び既許可評価を踏まえた設定(下表)とした。



(a) 波源のモデル化: 土木学会手法

諸元の定義

| 断層名 | | Mw | 長さ (km) | 幅 (km) | 走向 (deg.) | 上縁深さ (km) | 傾斜角 (deg.) | すべり角 (deg.) | すべり量 (m) |
|---|-------------|-------------------|---------|--------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------------|
| 門前断層帯 ～ 能登半島北岸断層帯 + 富山トラフ西縁断層 | 14-1門前冲区間 | 7.9 ^{※1} | 23 | 17 | 62 | 0 | 60 | 130 | 8.2 ^{※1} |
| | 14-2海士岬冲区間 | | 18 | 17 | 34 | | 60 | 89 | |
| | 16-1猿山冲区間 | | 24 | 21 | 47 | | 45 | 107 | |
| | 16-2輪島冲区間 | | 23 | 21 | 77 | | 45 | 155 | |
| | 16-3珠洲冲区間 | | 47 | 21 | 58 | | 45 | 123 | |
| | 22富山トラフ西縁断層 | | 61 | 21 | 203 | | 0 | 45 | 73 |

(b) 波源のモデル化: 強震動予測レシビ

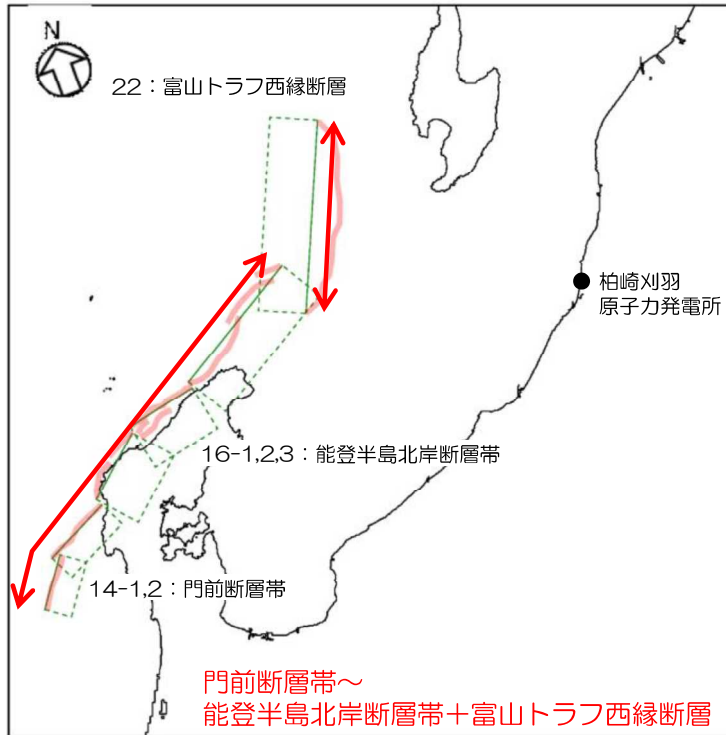
| 断層名 | | Mw | 長さ (km) | 幅 ^{※2} (km) | 走向 (deg.) | 上縁深さ (km) | 傾斜角 (deg.) | すべり角 (deg.) | すべり量 (m) |
|---|-------------|-------------------|---------|----------------------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------------|
| 門前断層帯 ～ 能登半島北岸断層帯 + 富山トラフ西縁断層 | 14-1門前冲区間 | 7.8 ^{※1} | 23 | 21 ^{※3} | 62 | 0 | 60 | 130 | 5.1 ^{※1} |
| | 14-2海士岬冲区間 | | 18 | 21 ^{※3} | 34 | | 60 | 89 | |
| | 16-1猿山冲区間 | | 24 | 25 ^{※3} | 47 | | 45 | 107 | |
| | 16-2輪島冲区間 | | 23 | 25 ^{※3} | 77 | | 45 | 155 | |
| | 16-3珠洲冲区間 | | 47 | 25 ^{※3} | 58 | | 45 | 123 | |
| | 22富山トラフ西縁断層 | | 61 | 28 ^{※4} | 203 | | 0 | 45 | 73 |

※1 地震本部(2024・2025)に基づき門前断層帯の全体長さを38kmとして算定

※2: 断層幅は以下の通り設定
 $W = \min(L, Ts / \sin \delta)$ W: 断層幅, L: 断層長さ, Ts: 地震発生層厚さ, δ : 傾斜角

※3 地震発生層下端を18km(地震発生層厚さ18km)として算定

※4 地震発生層下端を20km(地震発生層厚さ20km)として算定



波源モデル

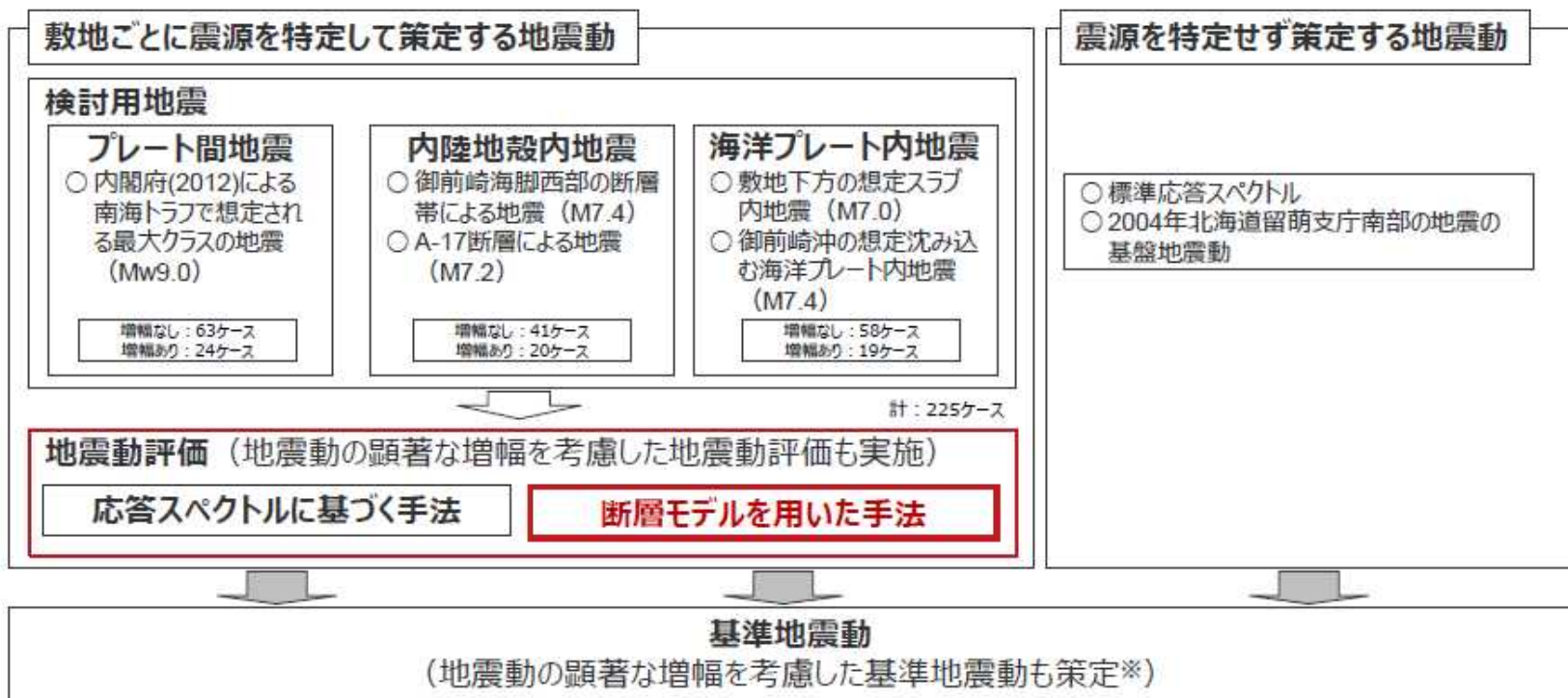
注) 波源モデルの諸元設定方法の詳細は補足説明資料「2. 波源設定に関する補足」参照。

中部電力プレスリリース

「浜岡原子力発電所の新規規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案について」（2026年1月5日）別紙より抜粋

＜参考＞ 浜岡原子力発電所の基準地震動の策定フロー

- 敷地の地震動に影響が大きい地震はプレート間地震であり、内閣府(2012)による南海トラフの最大クラスのプレート間地震の断層モデルを考慮して地震動評価を行い基準地震動を策定。
- 2009年駿河湾の地震において5号機周辺で見られた地震動の顕著な増幅を考慮した基準地震動も策定。



※ 地震動の顕著な増幅が見られない1～4号機周辺で用いる基準地震動をSs1、地震動の顕著な増幅が見られる5号機周辺で用いる基準地震動をSs2として策定

中部電力公表資料

中部電力プレスリリース

「浜岡原子力発電所の新規規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案について」（2026年1月5日）別紙より抜粋

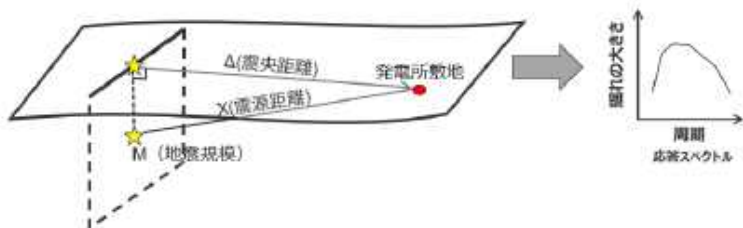


<参考> 地震動評価の手法

応答スペクトルに基づく手法

- 地震観測記録に基づく経験式により、地震規模と震源距離から、評価地点における**地震動の応答スペクトル**を評価。
- 浜岡原子力発電所の地震動評価では、岩盤における観測記録に基づき提案された式で、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動の応答スペクトルを評価することができるNoda et al.(2002)の方法を採用。

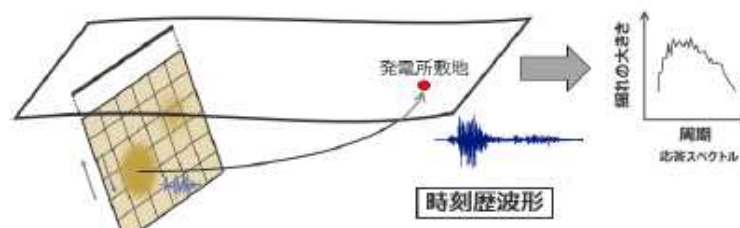
<応答スペクトルに基づく手法による地震動評価>



断層モデルを用いた手法

- 震源断層モデルを用いて、断層の破壊過程を考慮し、評価地点の**地震動の時刻歴波形**を評価。応答スペクトルは、時刻歴波形から算定。
- 浜岡原子力発電所の地震動評価では、地下構造モデルの妥当性を確認した**統計的グリーン関数法**（短周期領域）と波数積分法（長周期領域）によるハイブリッド合成法を採用。

<断層モデルを用いた手法による地震動評価>



柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉

基準地震動の策定について

平成29年12月

東京電力ホールディングス株式会社

注) この資料は、「柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉審査資料(資料3-1)
(平成29年12月22日提出)」から第274回地域の会定例会用に抜粋されたものです

概要

これまでの審査会合での検討・議論を踏まえ、2015年4月の第223回審査会合で示した基準地震動Ss-1～Ss-7からの変更点は以下のとおり。

- ① F-B断層による地震の断層モデルを用いた評価
→ 荒浜側の基準地震動Ss-2のNS方向及びUD方向について見直し。
- ② 震源を特定せず策定する地震動の評価
→ 大湊側については、基準地震動Ss-8として新たに追加。

基準地震動の最大加速度値 (cm/s²)

 … 変更・追加箇所

| 基準地震動 | 対象とする地震 | | 評価手法 | 荒浜側 | | | 大湊側 | | |
|-------|--------------------------------------|----------------|---------|--------------|----------------|-------------|------|------|------|
| | | | | NS方向 | EW方向 | UD方向 | NS方向 | EW方向 | UD方向 |
| Ss-1 | F-B断層による地震 | | 応答スペクトル | 2300 | | 1050 | 1050 | | 650 |
| Ss-2 | | | 断層モデル | 847 →1240 | 1703 (変更なし) | 510 →711 | 848 | 1209 | 466 |
| Ss-3 | 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動 | 長岡平野西縁断層帯による地震 | 応答スペクトル | 600 | | 400 | 600 | | 400 |
| Ss-4 | | | 断層モデル | 589 | 574 | 314 | 428 | 826 | 332 |
| Ss-5 | | | 断層モデル | 553 | 554 | 266 | 426 | 664 | 346 |
| Ss-6 | | | 断層モデル | 510 | 583 | 313 | 434 | 864 | 361 |
| Ss-7 | | | 断層モデル | 570 | 557 | 319 | 389 | 780 | 349 |
| Ss-8 | 震源を特定せず策定する地震動 (2004年北海道留萌支庁南部地震) | | — | — | — | — | 650 | 330 | |

※Ss-4～Ss-7において、荒浜側と大湊側で、要素地震の影響により最大加速度値の違いはあるものの、全体的な地震動レベルは同程度であり、荒浜側が過小評価となっていないことを確認

6.3 F-B断層による地震の地震動評価

地震動評価の方針

- 検討用地震の地震動評価は、「応答スペクトルに基づく地震動評価」及び「断層モデルを用いた手法による地震動評価」の双方を実施。
- 応答スペクトルに基づく地震動評価は、以下の特徴を踏まえ、Noda et al.(2002)の方法を用いる。
 - ・解放基盤表面における水平及び鉛直方向の地震動評価が可能であること。
 - ・震源の拡がりを考慮できること。
 - ・観測記録に基づく補正係数を考慮することにより、震源特性及び地震波の伝播特性を的確に反映可能であること。なお、観測記録に基づく補正係数は、検討用地震と発生様式等が同じ地震の観測記録から推定した解放基盤波とNoda et al.(2002)による応答スペクトルの比を用いて設定。
- 断層モデルを用いた手法による地震動評価は、要素地震として適切な地震の観測記録が敷地において得られていることから、震源特性及び地震波の伝播特性を的確に反映することが可能である、経験的グリーン関数法により行う。
- また、地震動評価における不確かさの考慮については、評価結果に与える影響が大きいと考えられる断層パラメータを選定し、その度合いを評価する。
 - ・ 不確かさを考慮するパラメータの分類
 - 断層長さ及び連動
 - 断層傾斜角
 - 応力降下量
 - 破壊伝播速度
 - アスペリティの位置※認識論的不確かさ（不確かさ）に分類されるもので、事前の詳細な調査や経験式等に基づき設定できるもの
※アスペリティ位置については、平均変位速度等のデータをもとに、ここでは認識論的不確かさ（不確かさ）として扱う。
 - 破壊開始点偶然的な不確かさ（不確かさ）に分類されるもので、事前の詳細な調査や経験式からは特定が困難なもの
- ・ 不確かさの組み合わせに関する基本的な考え方
 - 敷地における地震動評価に大きな影響を与えられとされる支配的なパラメータについて分析した上で、必要に応じて不確かさを組み合わせで考慮する。

6.3 F-B断層による地震の地震動評価

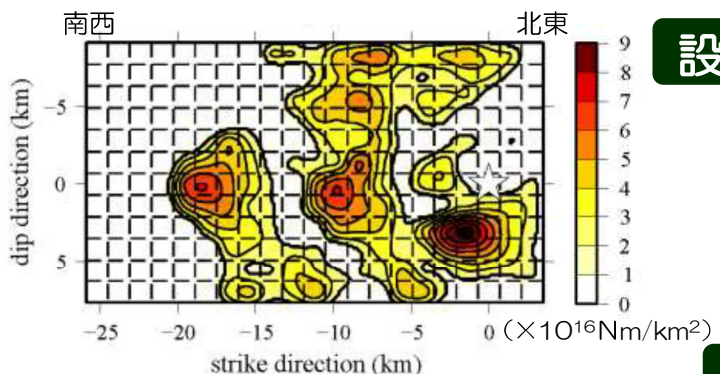
6.3.1 震源モデルの設定 b. 中越沖地震アスペリティモデル・中越沖地震拡張モデル

■ 中越沖地震(M6.8)の芝(2008)による震源インバージョン結果等から設定した断層長さ27kmの①中越沖地震アスペリティモデル(M6.8)を、F-B断層に関する地質調査結果を基に断層長さ36km(M7.0)に拡張した②F-B断層による地震【中越沖地震拡張モデル】を設定。



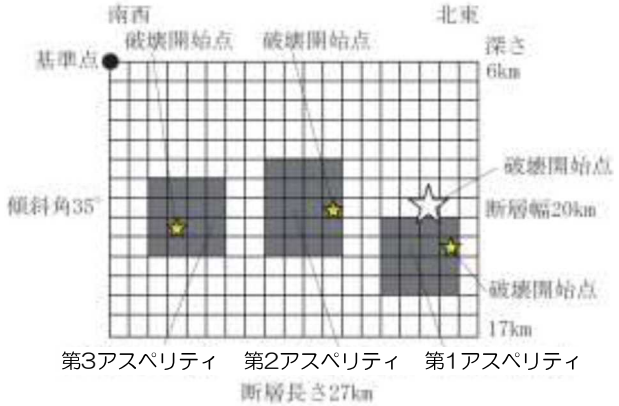
設定の考え方

中越沖地震(M6.8)震源インバージョン結果
芝(2008)による中越沖地震の経験的グリーン関数法を用いた手法による震源インバージョン結果



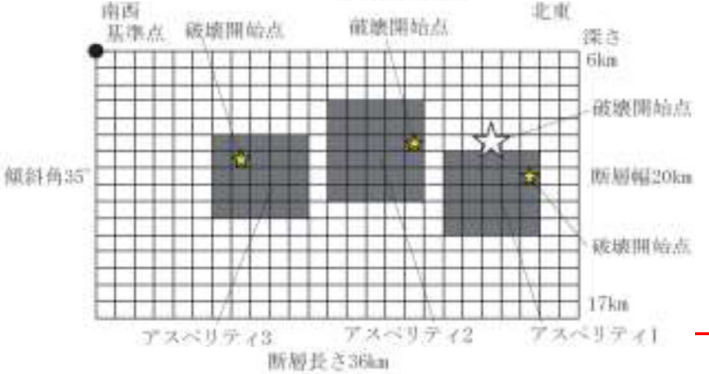
①中越沖地震アスペリティモデル(M6.8)

中越沖地震の震源インバージョン結果等を参考に、アスペリティモデルを構築。(断層長さ27km×断層幅20km)

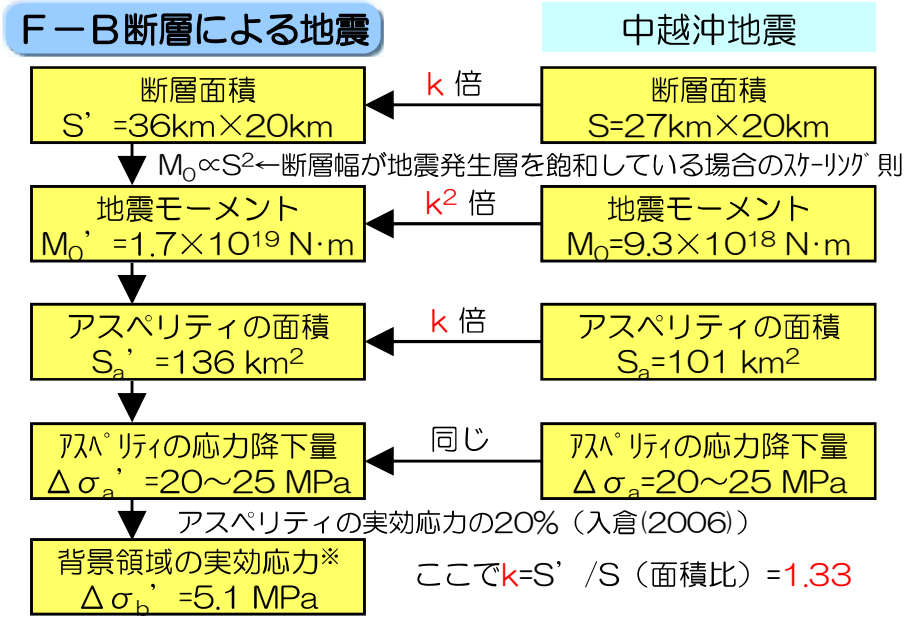


②F-B断層による地震 中越沖地震拡張モデル(M7.0)

中越沖地震のアスペリティモデルを、地質調査結果を基に36km(M7.0)に拡張し、F-B断層の断層モデルを設定。



断層パラメータの設定手順



※特性化震源モデルの設定において、強震動予測レシピに基づく場合、背景領域の実効応力が負の値となることから、ここでは入倉(2006)を参考に設定

6.4 長岡平野西縁断層帯による地震の地震動評価

地震動評価の方針

- 検討用地震の地震動評価は、「応答スペクトルに基づく地震動評価」及び「断層モデルを用いた手法による地震動評価」の双方を実施。
- 応答スペクトルに基づく地震動評価は、以下の特徴を踏まえ、Noda et al.(2002)の方法を用いる。
 - ・解放基盤表面における水平及び鉛直方向の地震動評価が可能であること。
 - ・震源の拡がりを考慮できること。
 - ・観測記録に基づく補正係数を考慮することにより、震源特性及び地震波の伝播特性を的確に反映可能であること。なお、観測記録に基づく補正係数は、検討用地震と発生様式等が同じ地震の観測記録から推定した解放基盤波とNoda et al.(2002)による応答スペクトルの比を用いて設定。
- 断層モデルを用いた手法による地震動評価は、要素地震として適切な地震の観測記録が敷地において得られていることから、震源特性及び地震波の伝播特性を的確に反映することが可能である、経験的グリーン関数法により行う。
- また、地震動評価における不確かさの考慮については、評価結果に与える影響が大きいと考えられる断層パラメータを選定し、その度合いを評価する。
 - ・ 不確かさを考慮するパラメータの分類
 - 断層長さ及び連動
 - 断層傾斜角
 - 応力降下量
 - 破壊伝播速度
 - アスペリティの位置*認識論的不確かさ（不確かさ）に分類されるもので、事前の詳細な調査や経験式等に基づき設定できるもの
※アスペリティ位置については、平均変位速度等のデータをもとに、ここでは認識論的不確かさ（不確かさ）として扱う。
 - 破壊開始点偶然的な不確かさ（不確かさ）に分類されるもので、事前の詳細な調査や経験式からは特定が困難なもの
- ・ 不確かさの組み合わせに関する基本的な考え方
 - 敷地における地震動評価に大きな影響を与えられとされる支配的なパラメータについて分析した上で、必要に応じて不確かさを組み合わせで考慮する。